松本短期大学 自己点検·評価報告書

令和 4 年度

令和5年7月



圖》学校法人松本学園 松本短期大学

様式 2—目次

目 次

松本短期大学 自己点検・評価報告書 令和 4 年度	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準 I —A 建学の精神]	
[テーマ 基準 I —B 教育の効果]	
[テーマ 基準 I —C 内部質保証]	42
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程]	
[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]	69
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源] ····································	110
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準IV—A 理事長のリーダーシップ]	115
[テーマ 基準IV—B 学長のリーダーシップ]	120
「テーマ 基準IV—C ガバナンス]	194

松本短期大学 自己点検·評価報告書

令和 4 年度

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会における短期大学の認証評価を受けるために、松本短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年7月31日

理事長

銭 坂 久 紀

学長

自己点検・評価委員会委員長

木内義勝

ALO

福 田 明

様式 4―自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

<短期大学の沿革>

<短期大学の沿革>	>
昭和 45 年 12 月	学校法人松本学園 設立認可(長野県知事)
	松本保育専門学校 設置認可
昭和 46 年 4 月	松本保育専門学校 開校
	初代理事長に上条憲太郎(元長野県教育長)就任
	初代学長に横内秀雄(元長野県教育長)就任
昭和 47 年 1 月	学校法人松本学園 組織変更認可 (文部大臣)
	松本短期大学 幼児教育学科 設置認可
昭和 47 年 4 月	松本短期大学 開学(文部大臣)
	松本短期大学 幼児教育学科 開設 [入学定員 50 名]
昭和 49 年 8 月	松本短大幼稚園 設置認可 開園
	初代園長に片山光義(前学園常任理事)就任
昭和 52 年 4 月	第2代理事長に片山光義(松本短大幼稚園園長)就任
	第2代学長に上条倁男(前信州大学教授)就任
昭和 63 年 4 月	第3代学長に丸山求(前学園副学長) 就任
平成3年11月	第4代学長に小山三男(前本学教授)就任
平成 4 年 12 月	松本短期大学 介護福祉学科 設置認可(文部大臣)
平成5年3月	介護福祉士養成施設 指定認可 (厚生大臣)
平成5年4月	松本短期大学 介護福祉学科 開設 [入学定員 80 名]
平成7年4月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 開設 [入学定員 20 名]
平成7年8月	第2代園長に片山司(学園理事長職務代理)就任
平成8年4月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 100 名に変更]
平成9年3月	第3代理事長に片山司(松本短大幼稚園園長)就任
平成 10 年 4 月	第5代学長に山﨑健治(介護福祉学科学科長・教授)就任
平成 16 年 4 月	松本短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科へ学科名称変更
	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 80 名に変更]
平成 17 年 12 月	松本短期大学 看護学科 設置認可(文部科学大臣)
	看護師学校 指定認可(文部科学省高等教育局長)
平成 18 年 4 月	松本短期大学 看護学科 開設 [入学定員 60 名]
	第6代学長に村山忍三(介護福祉学科学科長・教授)就任
平成 20 年 4 月	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 100 名に変更]
	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 80 名に変更]
	第7代学長に山﨑健治(本学前学長・教授)就任
平成 23 年 4 月	第4代理事長に銭坂久紀(前学園理事長代行)就任
	第3代園長に銭坂久紀(前学園理事長代行)就任

平成 24 年 4 月	第8代学長に塚田昌滋 (元市立岡谷病院院長) 就任
平成 26 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 65 名に変更]
	松本短期大学 看護学科 [入学定員 70 名に変更]
平成 28 年 4 月	第9代学長に木内義勝 (元松本大学松商短期大学部学部長) 就任
平成 30 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 50 名に変更]
平成 31 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 40 名に変更]
令和元年 10 月	松本看護大学看護学部 設置認可申請
令和2年4月	松本短大幼稚園 幼稚園型 認定こども園に移行
令和 2 年 10 月	松本看護大学 看護学部看護学科 設置認可(文部科学大臣)
令和 2 年 12 月	看護師学校の指定認可 (文部科学省高等教育局長)
	保健師学校の指定認可 (文部科学省高等教育局長)
令和2年3月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 令和2年度をもって廃止
令和3年4月	松本短期大学 看護学科 学生募集停止
	松本看護大学 開学
	松本看護大学 看護学部 看護学科 開設 [入学定員 70 名]
	初代学長に上條節子(本学園理事・評議員・元本学教授)就任
令和5年3月	松本短期大学 看護学科 令和 4 年度をもって廃止

(2) 学校法人の概要

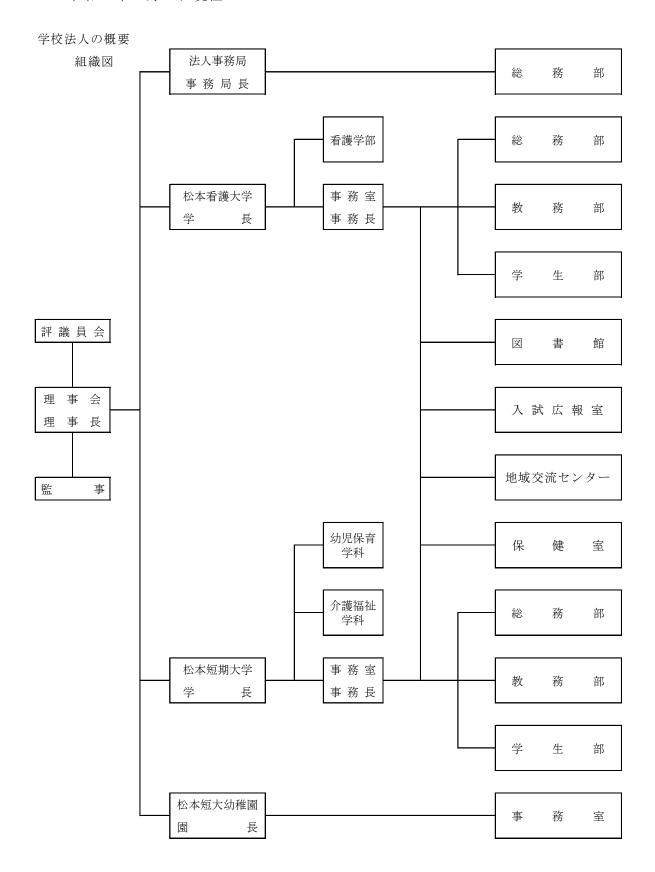
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び 在籍者数
- 令和5年5月1日現在

所在地	教育機関名	学部•学科	入学定員	収容定員	在籍者数
	松本看護大学※1	看護学部 看護学科	70 人	280 人	220 人
長野県		幼児保育学科	100 人	200 人	176 人
松本市	松本市 笹賀 3118 松本短期大学	介護福祉学科	40 人	80 人	49 人
世負 3118		看護学科	_	_	_
		短期大学合計	140 人	280 人	225 人
長野県松本					
市寿台 7-4-	松本短大幼稚園		60 人	280 人	149 人
1					

※1 令和5年3月31日付松本短期大学看護学科閉科

(3) 学校法人・大学・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和5年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)
- 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

	平成 3	0 年度	平成元	正 年度	令和 2	2 年度	令和 3	3 年度	令和 4	l 年度
地域	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
長野県	203	97. 1	184	96.4	169	91.8	127	96. 9	125	96. 9
新潟県	1	0.5	0	0	1	0.5	0	0	1	0.8
山梨県	0	0	0	0	1	0.5	0	0	1	0.8
茨城県	0	0	0	0	1	0.5	1	0.8	0	0
静岡県	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	1	0. 5	1	0.5	1	0.5	0	0	1	0.8
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	1. 4	6	3. 1	11	6.0	3	2. 3	1	0.8
合計	209	100.0	191	100.0	184	99.8	131	100.0	129	100.1

※四捨五入により合計は100.0%にならないことがある。

「注]

- □ 短期大学の実態に即して地域を区分して下さい。
- □ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いて下さい。
- □ 認証評価を受ける前年度の令和 4 年度を起点に過去 5 年間について記載して下さい。

■ 地域社会のニーズ

文化的な面において本学が所在する長野県松本市は「岳都」「楽都」「学都」という松本市らしさを象徴する三つの「ガク都」を「三ガク都・松本」として、その魅力を国内外に発信している。それを受け、本学も山﨑健治元学長の頃(平成 20 年頃)より入学式や卒業式での訓示等の機会に学生や教職員に対して「学都」を担う立場としての意識づけを行うようにしている。

松本市が「学都」と呼ばれるようになった背景は、江戸時代に寺小屋数が多かったこと、旧筑摩県の時代に「教育」を立県の指針としていたこと、さらに大正時代には当時の市の年間予算を超える巨費を投じて、高等教育の府である旧制松本高等学校を誘致し、「学び」を近代的な都市づくりの基軸に据えたこと等にある。このように先人たちが残した思いや財産を大切なものとして継承するなかで、学びと文化芸術を尊ぶ松本固有の市民気質が育まれてきたと考えられる。

こうした背景に基づき、平成23年度に松本市が策定した「松本市教育振興基本計画」の基本構想では、学都松本の実現を具体的に進めていくこととなった。そのなかでは取り組みの指針として次の5つを掲げている。①一人ひとりが生涯にわたって人

間性を培う教育を目指します。②子どもの感性を磨く様々な取り組みを進めます。③ 不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。④地域とともに歩みます。⑤「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」「面」への活動を広げます。これらを踏まえ、本学においては、入学者も10歳代~60歳代までの男女が幅広く在籍しており、教育に対する機会を得ることを支援している。そして体育・音楽・美術等も活かし、学生の感性とともに学んだことが「ケアスペシャリスト」として、ケア対象者(子ども、障がいがある人、高齢者、患者、地域住民等)を支援する基礎的な能力を養うことに役立っている。

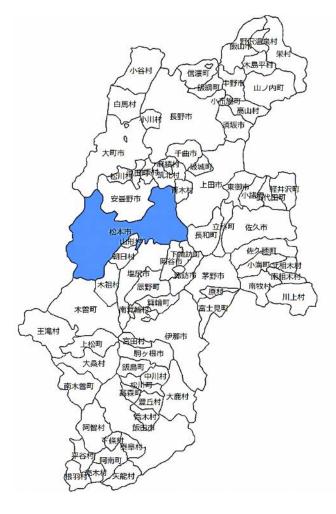
現在、喀痰吸引等研修会や介護福祉士実務者研修を開催する等、「ある」から「する」、「点」から「線」「面」への活動を目指し、近隣地区で行われている子育て支援活動では、共催という形で子どもや保護者との交流を図っている。また、地域住民のニーズに合わせた交流会や公開講座等を開催していくことで、地域とともに歩む短期大学を目指している。

■ 地域社会の産業の状況

本学が所在する松本市は諏訪地域とともに、第二次世界大戦前には繊維産業の集積地として日本経済を支え、戦中には大手機械・電機メーカーが工場疎開をしたことを契機に工業集積が図られ、さらに戦後の昭和39年には内陸唯一の新産業都市に指定され、精密・加工組立型・IT関連・電機・機械関係の産業集積が進んでいる。また、

清冽な水と澄んだ空気や肥沃な土地に 育まれてきた伝統的な木工家具や食品 関係企業も多く、幅広い分野において 特徴ある企業がバランスよく存在する 産業構造になっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図 (松本短期大学が所在する長野県 松本市と周辺市町村の状況)



(http://pop-http://pop-obay.sakura.ne.jp/figures/figures20202.html)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①~④は事項ごとに記述して下さい。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述して下さい。

(a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

・学科の学習成果を質的・量的に測定するには、各学科が定めた卒業認定・学位授 与の方針 (DP: Diploma Policy) に示された能力に対応して測定する必要がある ため、工夫が望まれる。

(b) 対策

【令和4年度に実施した対策】

- ・三つの方針 (DP・CP・AP) についても定期的に見直す必要性があること、看護学科が令和5年3月をもって閉科し、令和5年度から幼児保育学科と介護福祉学科の2 学科体制に変更となること等を踏まえ、既存の三つの方針 (DP・CP・AP) について 学生が内容を理解しやすいか否かの視点から検討を行った。
- ・これまで本学では学習成果とディプロマ・ポリシーの関連性の強さからディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき学習成果として位置付けてきたが、両者の関係性をより明確とするため、ディプロマ・ポリシーに基づきつつも、それとは別に各学科の学習成果を新たに定めるために検討を行った。
- ・学習成果の測定・評価に関する方針を明確化し、それを学生に対して視覚的にわかりやすく提示するため、アセスメント・ポリシーを新たに定める方向性で検討を 進めた。
- ・本学における学習成果に関して内部質保証ルーブリックを用いて確認を行った結果、学科レベル・科目レベルでは学習成果の測定・評価が適切に行われているものの、短期大学全体としての学習成果の測定・評価や学習成果をフィードバックする仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、その仕組みづくりに関して検討を進めた。

(c) 成果

【令和4年度の成果】

- ・既存の三つの方針 (DP・CP・AP) を検討した結果、幼児保育学科では、学生がより 理解しやすいよう、これまで 8 項目であったディプロマ・ポリシーを 5 項目に集約 した。介護福祉学科ではカリキュラム・ポリシーを中心に文言等の一部を修正し、 わかりやすい表現とした。見直された三つの方針 (DP・CP・AP) は、教授会での審 議を経て理事会で承認され、令和 5 年度から適用される。
- ・ディプロマ・ポリシーに基づき、各学科(幼児保育学科、介護福祉学科)の学習成果(ともに10項目)が新たに定められた。これにより、ディプロマ・ポリシーと学習成果は同一のものではないこと、ディプロマ・ポリシーにおいては学習成果の獲得状況が卒業認定・学位授与の判定に用いられることが明確化された。新たに定められた幼児保育学科と介護福祉学科の学習成果については教授会で承認され、令和5年度から適用される。

- ・学習成果の測定・評価に関する方針として、アセスメント・ポリシーを新たに定めた。これにより、時期別(入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後)に学習成果の到達状況を「機関レベル(短期大学全体)」「教育課程レベル(各学科)」「科目レベル(各授業)」で測定・評価するプロセスが視覚化された。新たに定められたアセスメント・ポリシーについては教授会で承認され、令和 5 年度から適用される。
- ・内部質保証ルーブリックによる確認結果を踏まえ、学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設した。この「学びの軌跡」システムを運用することで、①学生に対する学習支援を短期大学として組織的に行い、学習成果の獲得に向けて責任を果たすこと、②各学科のディプロマ・ポリシーや学習成果を学生自身が意識できること、③学期ごとに GPA と学習成果に対する自己評価に基づき学生が自らの学習成果の獲得状況を把握できること、④ゼミナールまたはチューター担当教員との面談を通して、個々の学生が自らの学習成果を振り返り、今後の取り組み課題を明らかにできること等が期待されている。「学びの軌跡」システムについては教授会で承認され、令和5年度から運用が開始される。
- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述して下さい。
 - (a) 改善を要する事項

令和 4 年度

なし。

(b)対策

令和 4 年度

なし。

(c) 成果

令和 4 年度

なし。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で 指摘された事項の改善後の状況等について記述して下さい。
 - (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)

なし。

(b) 改善後の状況等

なし。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述して下さい。

(a) 指摘事項		
なし。		
(b) 履行状況		
なし。		

(6) 公的資金の適正管理の状況 (令和4年度)

■ 公的資金の適正管理の方針

松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程、研究活動に関する行動規範、学校法人松本学園会計規則、学校法人松本学園物品管理規程、学校法人松本学園出張旅費及び手当支給規程等を整備し、学校の責任のもと適正な管理を行う。

■ 公的資金の適正管理の実施状況

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備等の基本方針に基づいた松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動に関する行動規範を各教員に配布し、研究費の適正管理に努めている。また、研究倫理およびコンプライアンスに関する研修会を実施し、研究者および研究費に携わる職員の教育に努めている。

(7) 短期大学の情報の公表

- 令和5年5月1日現在
- ① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 1. 教育研究上の基礎的な情報>学科ごとの名称 及び教育研究上の目的
2	卒業認定・学位授与の方針 (DP: Diploma Policy)	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 概要>ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)
3	教育課程編成・実施の方針 (CP: Curriculum Policy)	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 概要>カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

4	入学者受入れの方針(AP: Admission Policy)	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 概要>アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)
5	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 1. 教育研究上の基礎的な情報>1.組織図(基本組織に関すること)
6	教員組織、教員の数並びに各教員 が有する学位及び業績に関する こと	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 2. 修学上の情報等>1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績
7	入学者の数、収容定員及び在学す る学生の数、卒業又は修了した者 の数並びに進学者数及び就職者 数その他進学及び就職等の状況 に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 2. 修学上の情報等>2. 入学者数・収容定員・在 学者数、卒業(修了)者数・進学者数・就職者数
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 2. 修学上の情報等>3. 授業科目、授業の方法及 び内容並びに年間の授業計画(シラバス)
9	学修の成果に係る評価及び卒業 又は修了の認定に当たっての基 準に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 2. 修学上の情報等>4. 学修の成果に係る評価、 5. 卒業にあたっての基準(必修・選択別の必要単位修得数及び取得可能学位)
10	校地、校舎等の施設及び設備その 他の学生の教育研究環境に関す ること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 1. 教育研究上の基礎的な情報>4. 校地・校舎等 の施設その他の学生の教育研究環境
11	授業料、入学料その他の大学が徴 収する費用に関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 1. 教育研究上の基礎的な情報>授業料、入学料 その他の大学が徴収する費用
12	大学が行う学生の修学、進路選択 及び心身の健康等に係る支援に 関すること	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 2. 修学上の情報等>6. 学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援

		ホームページ TOP>情報公開
13	修学支援に関すること	(https://www.matsutan.jp/college/report) > 修学支援/機関要件確認申請書
	いめ耳如弗の笠田・野木材制に即	ホームページ TOP>情報公開
14	公的研究費の管理・監査体制に関 すること	(https://www.matsutan.jp/college/report) >
	9 2 - 2	公的研究費の管理・監査体制

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事 業報告書及び監査報告書	ホームページ TOP>情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)> 財務情報

[注]上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載して下さい。

2. 自己点検・評価の組織と活動

(1) 自己点検・評価の組織体制(令和4年度)

■自己点検・評価委員会

	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・人事委員会委員長・危機管理委員会委員長・情報セキュリティ-管理委員会委員長・個人情報保護委員会委員長・地域交流センター長
	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
	丸山 順子	介護福祉学科	学科長·教授·研究倫理委員会委員長·松本学 園倫理委員会委員長
	宮坂 光長	看護学科	学科長・教授
	生田 恵津子	幼児保育学科	教授・地域交流委員会委員長
	山田 真治	幼児保育学科	教授・教育課程委員会委員長
	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会委員長
	福田明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長
委員	西沢 三代子	看護学科	教授・FD 委員会委員長
安兵	永石 喜代子	看護学科	教授・研究支援委員会委員長
	白金 俊二	幼児保育学科	准教授・学生支援委員会委員長
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長
	玉井 和宏	法人事務局	法人事務局長・衛生委員会委員長・公的研究
	五开 和五	仏八事 伤问	費不正防止計画推進委員会委員長
	渡辺 渉	事務局	短期大学事務長・広報企画推進委員会委員長・
	102 102	→ 4 <i>刀</i> /PJ	SD 委員会委員長
	山本 勇	事務局	総務部主任
	澤田 麻貴	事務局	総務部主事

※主な役割:自己点検・評価報告書の内容確認および課題の改善方法の検討

■評価委員会

	氏名	所属	役職等	
委員長	福田 明	介護福祉学科	教授・FD 委員会・研究倫理委員会	
副委員長	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・教育課程委員会	
	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会・地域交流委員会	
委員	清沢 京子	看護学科	講師	
安貝	藤森永理子	学生部	学生部主任・学生支援委員会・SD 委員会	
	澤田 麻貴	事務局	総務部主事	

※主な役割:自己点検・評価報告書の編集等

■評価推進委員会(臨時特別委員会)

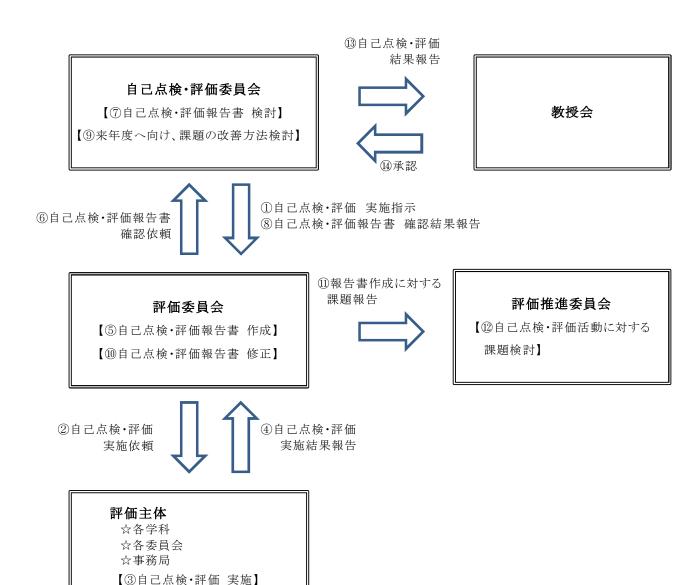
	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・自己点検・評価委員会委員長
	渡辺 渉	事務局	事務長
	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
委員	丸山 順子	介護福祉学科	学科長・教授
安貝	宮坂 光長	看護学科	学科長・教授
	福田 明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長

※主な役割:自己点検・評価活動に対する課題の検討。学長、学科長、評価委員長に加え、 状況に応じて必要な教職員を委員として置くことも可能

■令和6年度認証評価受審に向けた主な担当者

	氏名	所属	役職等
ALO	福田明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長
副 ALO	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長
ALO 補佐	山本 勇	事務局	総務部主任
ALO 補佐	澤田 麻貴	事務局	総務部主事

(2) 自己点検・評価の組織図



[注] 自己点検・評価を実施するための規程は提出資料とする。

(3) 組織が機能していることの記述

学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価活動の中心的役割を担うようになったことで、学内委員会の 1 つである「評価委員会」が自己点検・評価活動の全般を担っていた頃と比べ、自己点検・評価活動が教職協働に基づく全学的な取り組みに発展した。そのことは自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)の回答率の上昇(平成 30 年度:約70%、令和元年度:約80%、令和2年度~令和4年度:いずれも約90%)にも表れている。

毎年「自己点検・評価報告書」を作成することにより、各学科、各委員会、事務局、 各部署は活動内容の問題点等を認識することとなる。これが次年度以降の活動方針を 検討する重要資料となっている。

自己点検・評価活動や認証評価、授業方法の改善等に関する研修会を定期的に開催

している。例えば、平成 28 年度と平成 29 年度は、FD 委員会主催による認証評価に関する研修会を評価委員会が協力する形で実施した。平成 29 年度は学生支援とその評価に関する研修会、平成 30 年度と令和元年度は授業方法の改善に関する FD 研修会を行った。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、これまで実施してきたような集合研修を中止とし、代わりに教員個々が動画を視聴する形での FD 研修を実施した。令和 3 年度は学科別に Teams の活用方法を学んだほか、令和 3 年 5 月の障害者差別解消法改正に関連する合理的配慮をテーマとした FD・SD 合同研修会が開催された。令和 4 年度は、学校法人松本学園主催の「ハラスメントとその防止」をテーマとした FD・SD 研修会、評価委員会・事務局が共催して実施した「本学の中期計画等と認証評価に向けての留意点」に関する FD・SD 研修会、松本看護大学 FD 委員会主催の「アクティブラーニング」に関する FD 研修会がそれぞれ開催された。

これらの取り組みの結果、授業改善の推進や学生の学習成果の獲得、学生支援の充実に向けて、評価基準を意識しながら PDCA サイクルを用いた自己点検・評価活動が行われるようになってきている。

令和元年度には学長、各学科長、評価委員会委員長、評価委員会副委員長から成る評価推進委員会を開催し、本学における今後の自己点検・評価体制について協議が行われた。具体的には①認証評価は第3クールに入り、内部質保証とその運用がより重要視されていること、②「自己点検・評価報告書」の作成については学内分掌組織に対応する形で執筆部署・担当者を自己点検・評価委員長でもある学長が指名すること、③各執筆部署・担当者はPDCAサイクルに基づいて「自己点検・評価報告書」の該当箇所を期限までに記述すること等が確認された。この①~③の内容については教授会・拡大教授会で全教職員に周知され、第2クールを終えた気の緩みを引き締めつつ、第3クールの認証評価に向けての意識付けを図る機会となった。

令和3年度には学長、各学科長、評価委員会委員長、評価委員会副委員長等をメンバーとする評価推進委員会が開催され、認証評価に向けてAL0に加え、新たに副AL0を配置すること、AL0補佐を1名から2名に増員することが決まる等、認証評価受審に向けた組織体制の強化が図られた。

令和4年度は、令和5年度からの適応に向けて、評価委員会や自己点検・評価委員会が中心となって各学科や教育課程委員会、事務局等と有機的な連携をとり、既存の三つの方針(DP・CP・AP)の見直し・修正を図った。このほか、学習成果やアセスメント・ポリシーを新たに策定した。さらに、本学の学習成果について内部質保証ルーブリックを用いて確認した結果、学科レベル・科目レベルでは学習成果の測定・評価が適切に行われているものの、短期大学全体としての学習成果の測定・評価や学習成果をフィードバックする仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設した。令和5年度からは、この「学びの軌跡」システムを運用し、学習成果を基軸とした取り組みの強化を本学として組織的に展開していく予定である。

以上を踏まえ、本学における自己点検・評価の組織は機能していると考えられる。

(4)「自己点検・評価報告書」完成までの活動記録

[注]前回(平成29年)の認証評価(第三者評価)以後の活動を記載

	- [注]前回(平成29年)の認証評価(第三者評価)以後の活動を記載
年月日	活動内容
平成 29 年 9 月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価受審
平成 30 年 3 月 9 日	一般財団法人短期大学基準協会より適格認定を受ける。
亚什 20 左 2 日 - 6 日	[各学科・委員会等]
平成 30 年 3 月~6 月	平成 29 年度における自己点検・評価をそれぞれ行う。
	[各学科・委員会等]
平成 30 年 6 月	自己点検・評価の内容を評価委員会に報告
~平成 30 年 11 月	[評価委員会]
	「平成 29 年度 自己点検・評価報告書(案)」作成
平成 30 年 12 月 19 日	[自己点検・評価委員会][評価委員会]
十,及 30 平 12 万 19 日	「平成 29 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認
平成 31 年 1 月	「平成 29 年度 自己点検・評価報告書」完成
令和2年3月	「平成 30 年度 自己点検・評価報告書」完成
	[教授会・拡大教授会]
令和2年5月20日	「平成 31 (令和元) 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当
	者を学長より発令
令和 2 年 9 月 16 日	[各部署・担当者]
7742年9月10日	「平成 31 (令和元) 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和2年9月下旬~	[評価委員会]
11月中旬	「平成 31 (令和元) 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
 令和 2 年 11 月下旬~	[自己点検・評価委員会]
12 月上旬	「平成 31 (令和元) 年度 自己点検・評価報告書 (案)」に関する内
12 /1 1. 7	容の妥当性等の確認・検討
 令和 2 年 12 月 16 日	[自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会]
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	「平成 31 (令和元) 年度 自己点検・評価報告書 (案)」最終確認
令和 2 年 12 月	[全教職員]
	「平成 31(令和元)年度 自己点検・評価報告書」完成→配布
	[教授会・拡大教授会]
令和3年1月20日	「令和2年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長よ
	り発令
令和3年6月16日	[各部署・担当者]
	「令和2年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和3年6月下旬~	[評価委員会]
8月	「令和2年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
令和3年9月上旬~	[自己点検・評価委員会]
中旬	「令和2年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性
Atvata	等の確認・検討
令和3年9月15日	[自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会]

令和3年9月		「令和2年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認
「合和2年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 「教授会・拡大教授会」 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和4年3月16日 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和4年3月下旬~ [評価委員会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和4年6月下旬~ 7月上旬 [自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年7月20日 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度 自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和4年7月 [企教職員] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 「ALO・副ALO・ALO 補佐] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 「教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和5年4月~ [評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」 初筆締め切り 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」 最終確認	△和 o 左 o □	[全教職員]
令和 3 年 10 月 19 日	令和3年9月	「令和 2 年度 自己点検・評価報告書」完成→配布
り発令		[教授会・拡大教授会]
令和 4 年 3 月 16 日	令和3年10月19日	「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長よ
令和4年3月16日 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 6和4年3月下旬~ 6月 「令和3年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 [自己点検・評価委員会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全和3年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全和3年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 「ALO・副ALO・ALO 補佐」 「令和4年9月~11月 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和4年12月7日 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年4月~ 「6月上旬 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「自己点検・評価委員会」「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和5年7月中旬 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」よ終確認 「全教職員」		り発令
「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り		[各部署・担当者]
 6月 「令和3年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (自己点検・評価委員会) 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 (合和3年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 (自己点検・評価委員会) 「教授会・拡大教授会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員) 「令和3年度自己点検・評価報告書」完成→配布 (ALO・副ALO・ALO補佐) 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 (教授会・拡大教授会) 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 (合和5年3月31日 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り (百元4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (百元4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (百元点検・評価委員会) 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (自己点検・評価委員会) 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 (自己点検・評価委員会) 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員) 	令和 4 年 3 月 16 日	「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和4年6月下旬~ 7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性 等の確認・検討 令和4年7月20日 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和4年7月 [全教職員] 「令和3年度自己点検・評価報告書」完成一配布 合和4年9月~11月 [ALO・ALO 補佐] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 (教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ 6月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和5年7月 [全教職員]	令和4年3月下旬~	[評価委員会]
令和4年6月下旬~ 7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性 等の確認・検討 令和4年7月20日 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和4年7月 [全教職員] 「令和3年度自己点検・評価報告書」完成一配布 合和4年9月~11月 [ALO・ALO 補佐] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 (教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ 6月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和5年7月 [全教職員]	6 月	 「令和3年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和4年7月 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員] 「令和3年度自己点検・評価報告書」完成→配布 [ALO・副 ALO・ALO 補佐] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 「教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「容和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「容和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」は関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和5年7月		
7月上旬 等の確認・検討 令和4年7月20日 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和4年7月 [全教職員] 「令和3年度自己点検・評価報告書」完成→配布 [AL0・副 AL0・AL0補佐] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ [評価委員会] 6月上旬 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~7月上旬 「自己点検・評価委員会] 令和6年7月 [自己点検・評価委員会] 令和7月年旬 「自己点検・評価委員会] 令和6年7月 [全教職員]		「令和3年度 自己点検・評価報告書(案) に関する内容の妥当性
令和 4 年 7 月 20 日 「令和 3 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員」 「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 [ALO・副 ALO・ALO 補佐] 令和 4 年 9 月~11 月 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 [教授会・拡大教授会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 「各部署・担当者] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「容和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和 5 年 6 月 中旬~7 月 上旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認	7月上旬	等の確認・検討
「令和 3 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員」 「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 [ALO・副 ALO・ALO 補佐] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業 [教授会・拡大教授会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和 5 年 3 月 31 日 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 「各部署・担当者」「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和 5 年 4 月~ [評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 5 年 7 月中旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討		[自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会]
令和 4 年 7 月 「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 [ALO・副 ALO・ALO 補佐] 令和 4 年 9 月~11 月 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・ 策定作業 [教授会・拡大教授会] 令和 4 年 12 月 7 日 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和 5 年 3 月 31 日 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和 5 年 4 月~ 6 月上旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会」「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認	令和 4 年 7 月 20 日 	「令和3年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認
「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」完成→配布 [ALO・副 ALO・ALO 補佐] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・ 策定作業 [教授会・拡大教授会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和 5 年 3 月 31 日 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和 5 年 4 月~ 6月上旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「自己点検・評価委員会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 5 年 7 月中旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」よ終確認 「令和 5 年 7 月中旬	4.4	[全教職員]
令和4年9月~11月 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・ 策定作業 令和4年12月7日 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ 6月上旬 [評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~ 7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和5年7月 [全教職員]	令和 4 年 7 月 	「令和3年度 自己点検・評価報告書」完成→配布
策定作業		[ALO・副 ALO・ALO 補佐]
 (教授会・拡大教授会] 令和4年12月7日 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 (各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ (百月上旬) 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (自己点検・評価委員会] (市令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 (自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 (自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員] 	令和4年9月~11月	「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・
令和4年12月7日 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令 令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~6月上旬 [評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和5年7月 [全教職員]		策定作業
り発令 令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ [評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員]		[教授会・拡大教授会]
令和5年3月31日 [各部署・担当者] 「令和4年度自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ [評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~ [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員]	令和 4 年 12 月 7 日	「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長よ
令和5年3月31日 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和5年4月~ [評価委員会] 6月上旬 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~7月上旬 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 令和5年7月 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員]		り発令
「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り 令和 5 年 4 月~ 6 月上旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 「令和 5 年 6 月中旬~ 7 月上旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 5 年 7 月中旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討「令和 4 年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「令和 4 年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員」	A =	[各部署・担当者]
6月上旬 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業 令和5年6月中旬~7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員]		「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和5年6月中旬~7月上旬 [自己点検・評価委員会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員]	令和5年4月~	[評価委員会]
令和5年6月中旬~ 「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 令和5年7月中旬 [自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会]「令和4年度自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和5年7月 [全教職員]	6月上旬	「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性等の確認・検討 「令和 5 年 7 月中旬 [自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 「全教職員]	A 5. 5 5 0 11 4 6	[自己点検・評価委員会]
等の確認・検討 [自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 [全教職員]		「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」に関する内容の妥当性
令和 5 年 7 月中旬 「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 令和 5 年 7 月	7月上旬	等の確認・検討
「令和 4 年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認 (全教職員) 令和 5 年 7 月	A40 F F F F F F F F	[自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会]
令和 5 年 7 月	〒和 5 年 / 月 甲旬	「令和4年度 自己点検・評価報告書(案)」最終確認
^{〒州3年(月} 「令和4年度 自己点検・評価報告書 完成→配布	A Section 1	[全教職員]
	行和 5 年 7 月 	「令和4年度 自己点検・評価報告書」完成→配布

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I —A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1:松本短期大学ホームページ、2:松本短期大学 CAMPUS GUIDE、3:教育課程・学生生活ガイド、4:学生募集要項、5:冊子「学びの軌跡」、

備付資料

1:松本短期大学創立 50 周年記念誌、2:まつたんかわら(瓦)版、3:公開講座資料、4:筑北村との連携・協力に関する協定書、5:笹賀地区福祉の地域づくり協議会との連携協定書、6:松本市との連携・協力に関する協定書、7:松本ヘルスラボ・森永乳業との共同研究に関する契約書、8:「ストレス軽減に関する森永乳業ビフィズス菌摂取に関する調査」に関する資料、9:「認知機能の改善効果に関する食品モニター調査」に関する資料、10:「高めの血糖値の改善効果に関する食品モニター調査」に関する資料、11:「松本市の成人を対象とした血糖値および尿酸値をはじめとする血液検査値と生活習慣に関する横断研究」に関する資料、12:絵本「ガンズくんとあやみどり」、13:松本市長との懇談会資料

[区分 基準 I — A — 1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I —A—1 の現状>

本学は、幼児教育学科(平成 16 年に幼児保育学科に改名)のみの単科の短期大学として昭和 47 年 4 月に開学した。その後、高齢社会という時代のニーズに応じる形で、平成 5 年 4 月に介護福祉学科を、疾病予防とケアの必要性の認識から平成 18 年 4 月に看護学科を増設した(松本短期大学看護学科については令和 4 年度をもって廃止)。これら 2 学科の増設により、乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々を支える総合的な教育研究の府として、人間性の涵養とケアスペシャリストの育成、地域の人々に貢献するという現在の使命が確立された。これらの使命が確立したことを契機に、それまで口頭で伝承されてきた建学の精神について、第三代理事長の片山司(平成 9 年 3 月~平成 23 年 3 月)が平成 18 年に以下のように明文化した。

<建学の精神>

松本短期大学は、人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人(ケアスペシャリスト)の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

このように本学における建学の精神は、専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明確に示している。

本学は、初代理事長の上条憲太郎(昭和 46 年 4 月~昭和 52 年 3 月)が教育者として信濃教育会から継承した「豊かな人間性と自己研鑽の精神を礎に、地域社会の福祉と教育に貢献する」ことを使命として教育研究活動に邁進してきた。開学以来受け継がれてきた豊かな人間性の涵養及び自己研鑽の精神、地域の人々への貢献等を含む建学の精神により、本学教職員は教育研究に携わる者として正しい倫理観と熱意をもって学生への教育や地域社会への貢献活動等を行っている。このことは「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法第 1条)や「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」(教育基本法第 2条 3 項)こと等にも通じるものである。このことからも、本学における建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学では、建学の精神を学内外に幅広く表明するため、松本短期大学ホームページ (提出-1) に全文を掲載している。また、本学教職員や卒業生等に配布した「松本短期大学創立 50 周年記念誌」(備付-1) にも建学の精神を掲載している。これらの媒体には、併せて建学の精神の概説を加え、幅広いステークホルダー (関連する機関・施設・地域等) にも本学の建学の精神がわかりやすく伝わるように努めている。高校生や高等学校関係者に対しては、オープンキャンパスや高校訪問等の際に「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2) に基づき説明している

学内では、入学式において本学の設置者である松本学園理事長より、建学の精神を入学生や保護者に表明している。その上で建学の精神に基づく教育の理念や目標等をわかりやすく伝えている。また、建学の精神を確認しやすくするため、学生および全教職員に配布する「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3)の1ページ目に建学の精神を掲載している。さらに玄関や学生昇降口および各教室には、建学の精神を掲げており、学生および全教職員が日々の学校生活を建学の精神と共に過ごしていけるような工夫を行っている。これはステークホルダーを含めた学外者が本学へ訪れた際にも目にすることができ、学外への建学の精神の表明にもつながっている。令和5年度から運用を開始する本学独自の「学びの軌跡」システムにおいても、冊子「学びの軌跡」(提出-5)の冒頭に建学の精神を掲載しており、機会あるごとに学生や教職員が建学の精神を確認し共有できるよう工夫している。

毎年4月の年度初めの教授会において理事長が建学の精神について教職員に説明し、 内容を定期的に確認している。また「教育課程・学生生活ガイド」では、建学の精神の 概説欄を設け、建学の精神の意味内容について、より詳しく説明している。これにより学生や教職員をはじめとする本学関係者が建学の精神に対する理解を深められるようにしたとともに、前期・後期のオリエンテーションの際にも建学の精神を確認する機会につながった。建学の精神を教職員や学生が利用する玄関や昇降口、教室内に掲示していることも、建学の精神を日常的に確認できる工夫の1つである。令和5年度から運用を開始する本学独自の「学びの軌跡」システムにおいても、冊子「学びの軌跡」の冒頭に建学の精神を掲載し、各学期終了後に建学の精神を学生と教員が確認できるようになっている。非常勤講師の先生方に対しては、本学の建学の精神や教育理念・目標、三つの方針(DP・CP・AP)等を理解していただくため、それらが記載された「教育課程・学生生活ガイド」を該当授業の開始前までに配布し、学科長や教育課程委員会、事務局の教務担当が説明を行っている。



玄関に掲示されている「建学の精神」、「教育の理念・教育目標」

教室に掲示されている「建学の精神」

「区分 基準 I — A — 2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を 締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I —A—2 の現状>

本学は、高等教育機関として教職員による地域・社会への貢献活動、地方自治体や企業等との協定・連携に基づく地域・社会への貢献活動、在学生や卒業生による地域・社会への貢献活動を実施し、地域・社会に貢献している。なお、ここでいう地域・社会への貢献活動には、公開講座の開催や小・中学校や高校等への出前授業、地方自治体等との連携事業、ボランティア活動等が含まれる。

【教職員による地域・社会への貢献活動】

本学は、高等教育機関として教職員の有する知的財産を地域・社会に還元するために各学科持ち回りで、学科の特色を生かした公開講座を開催している。ただし、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、公開講座の中止を

余儀なくされた。そのため、令和2年度と令和3年度は公開講座に代えて、情報誌として「まつたんかわら(瓦)版」(備付-2)を各学科持ち回りで作成し、地域住民の方々に配布・回覧した。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大状況に合わせ、公開講座の開催と並行して「まつたんかわら(瓦)版」を2回発行した。

■公開講座の代わりに発行した「まつたんかわら(瓦)版」

年	発行日	タイトル	内容	執筆担当	発行部数
	12/1	まつたんかわら版 第1号	地域座談会 童謡がなくなる! 子供たちに歌 い継ぎたい日本の心	幼児保育学科	426 部
令和2年度	1/1	まつたんかわら版 第2号 寄附講座号外	新型コロナウイルス禍における看護学科の現状と取り組み 『免疫調節作用』と『抗菌・抗ウイルス作用』で体を守る	看護学科 森永乳業	426 部
	2/1	まつたんかわら版 第3号	介護のミニ心得~今、この時を大切 に~ 介護川柳	介護福祉学科 専攻科	426 部
	7/1	まつたん瓦版 第 4 号	楽しみましょう!子育て・孫育て	幼児保育学科	427 部
令和	9/1	まつたん瓦版 第 5 号	新型コロナウイルスワクチン接種 禍の 健康管理 松本看護大学からのお知らせ	松本看護大学看 護学部看護学科 松本短期大学看 護学科	427 部
3 年 度	11/1	まつたん瓦版 第 6 号	介護の知恵袋〜豊かに生きる〜転ば ぬ先の杖、学生短歌、フロアバレエ講 座	介護福祉学科	427 部
	2/1	まつたん瓦版 第7号	お子さんやお孫さんと手軽にできる"反射神経養成"運動遊び(リアクションゲーム)!!&手作り工作広場	幼児保育学科	427 部
令和	7/1	まつたんかわら版 第8号	健康管理のポイント講座 生き生き筋トレ握力版~力強く握って、しあわせをつかみましょう~	看護学科	402 部
4 年 度	2/1	まつたんかわら版 第9号	看護学科閉科のお知らせと御礼 公開講座「明日の介護を考えるシンポ ジウム」のお知らせ	地域交流委員会 委員長	402 部

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の予防策を徹底しつつ、地域・社会に向けた公開講座を2回開催することができた。具体的には、9月に地域親子向け講座「作って遊ぼう! てぶくろ人形」を、3月には介護福祉学科創設30周年記念講座「明日の介護を考えるシンポジウム」を開催した。

■地域・社会に向けた公開講座(備付-3)

年	開催日	時間	場所	内容	講師	備考
	8/26	13:30~ 15:30	601	今、改めて認知症を考える一ご本人の意思決定を 支える一「ご本人が語る" 思い"を聴く」	丸山順子(介護福祉学科教 授)	
平 成 29 年 度	11/18	13:30~ 15:00	601	今、改めて認知症を考える一ご本人の意思決定を支える一「認知症と"終活"」~看護の立場からの鼎談~	藤牧久美子(認知症看護認定看護師) 西原潤(桔梗が原訪問看護ステーション 所長) 奥原ます子(介護老人保健施設のむぎ 副施設長) 百瀬ちどり(看護学科教授)	
	2/24	13:30~ 15:30	401	日々の生活をほんの少し 潤わせるアートのはなし	保高一仁(幼児保育学科助教)	
	10/13	13:00~ 14:00	601	今日から実践!骨を強く する体操と食事	中村幸男(信州大学医学部付属病院 医師)	森 永 乳 業 、 松本ヘルスラ ボ 産学官連 携寄附講座
平成	11/17	13:00~ 15:00	601	私らしく生きること〜脳の しくみとこころとからだ〜	木村久枝(介護福祉学科教 授)	
30 年 度	2/23	10:30~ 12:00	601	「児童虐待防止に対する 取り組み」を考える〜最前 線の現場から〜	山城久弥(幼児保育学科助教) 寺島進一(松本児童相談所) 山本修平(松本市こども福祉 課 小島卓也(障がい者支援施 設高森荘)	
	9/21	10:00~ 11:30	601	心育む童謡の世界~メロ ディーの向こうに~	講師:山田真治(幼児保育学 科教授) ゲスト:大庭照子(歌手・国際 童謡館館長)	
令和元年度	10/5	14:00~ 15:30	601	震災時の避難と松本短期 大学の役割	宮坂政行(松本市危機管理 課 防災専門官) 太田尚行(笹賀地区福祉の 地域づくり協議会会長) 合津千香(介護福祉学科教 授) 丸山順子(介護福祉学科教 授)	介護福祉学 科 3 年目ホ ームカミング デーとの合同 企画
	10/20	13:00~ 14:00	601	腸内フローラと健康	岩淵紀介(森永乳業素材応 用研究所 主任研究員)	森 永 乳 業 、 松本ヘルスラ ボ 産 学 官 連 携 寄附講座

	9/3	10:00~ 11:30	601	作って遊ぼう! てぶくろ 人形	山藤宏子(幼児保育学科准教授)	
令和 4 年度	3/18	10:00~ 12:00	601	介護福祉学科 30 周年 記念 明日の介護を考えるシン ポジウム	シンポジスト: 清沢秀彦(社会福祉法人「梓の郷」統括施設長) 小宮山圭(パーソナルスキンケア「リセ」主宰) 窪田敬子(地域密着型通所介護 お元気ステーション「とぼれる」管理者) 福田明(介護福祉学科教授) コーディネーター: 合津千香(介護福祉学科教授)	

各学科や教員個人においても、以下に示すように多様な地域・社会への貢献活動が 展開されている。

○幼児保育学科

幼児保育学科では、体育系教員による小中高等学校での出前授業、保育系教員による地域の子育で講座等を行っている。また、地域において外部委員の拝命を受け、地域 貢献を行っている教員もいる。令和4年度の活動状況は以下のとおりである。

■幼児保育学科教員による講演・講習会講師等(令和4年度)

日時	会議名	テーマ・内容等	主催	担当教員
5/31	波田中央保育園保護者 向け講演	年長さんの絵本	波田中央保育園保護 者会	生田
6/1	波田中央保育園保護者 向け講演	年中さんの絵本	波田中央保育園保護 者会	生田
6/7	波田中央保育園保護者 向け講演	年少さんの絵本	波田中央保育園保護 者会	生田
7/12	子育て支援研修会講演	子育て支援員の役割	塩尻市	生田
7/25	長野市実習指導者研修 会	実習生の受け入れの現状と課 題	長野市私立保育協会	生田
8/1 8/2	保育士等キャリアアッ プ研修	幼児教育分野	松本短大幼稚園	生田
8/8	運動遊び教室	レクレーションゲーム	南木曽小学校児童クラブ	白金
8/18	教員研修	子どものメディア接触の実態 とそのコントロール	芳川小学校保健委員 会	白金
9/1	保護者向け講演	0歳児の子どもの育ち	松本市こども育成課	生田

9/6	笹賀地区民生児童委員 研修会講演	今どきの子育て	笹賀地域づくりセン ター	生田
9/30	保育士等キャリアアッ プ研修南信地区講師	未満児保育分野	長野県子ども・家庭課	生田
10/2	ユニクロキッズサッカ	創作子ども向けダンス実演	長野県サッカー協会	白金
10/18	上田、小県郡内教員研修講演	子どもの期に経験しておきた い運動・遊び	上田・小県郡保健主 事・養護教員合同研 修部会	白金
10/28	佐久市小雀保育園保護 者向け講演	子どもと絵本	佐久市小雀保育園保 護者会	生田
11/7	保育士等キャリアアッ プ研修北信地区講師	未満児保育分野	長野県子ども・家庭課	生田
11/17	木曽郡主任教諭・主任 保育士研修会講演	保育の現状と保護者対応	木曽郡保育士会	生田
12/6	クリスマスお楽しみ音 楽会	クリスマス音楽会	明科地区まちづくり 団体	山田
12/16	中野市立日野小学校講演	中山晋平と野口雨情の童謡開 設とピアノ演奏	中野市立日野小学校	山田
12/22	島内地区ひよこランド 公演	島内地区ひよこランドクリス マス会	島内地区民生児童委員会	山藤 高橋 生田
12/23	中野市立延徳小学校講演	長野県ゆかりの作曲家、作詞 家の解説と歌唱指導	中野市立延徳小学校	山田
2/1	塩尻東小学校講演	子どものメディアとの関係性 と上手な突き合せ方を目指し て	塩尻東小学校	白金
2/26	親子運動教室	親子 de チャレンジ お家でで きる運動遊び	飯田市山本公民館育 成部	白金
3/6	茅野市教育推進委員会 研修講演	子どもの権利条約から考える 人権	茅野市教育委員会	山藤

■幼児保育学科教員による外部委員等(令和4年度)

活動内容等	担当教員
(一社) 全日本ピアノ指導者協会コンペティション審査員	山田真治
アジア国際音楽コンクール審査員	山田真治
日本バッハコンクール審査員	山田真治
日本クラシック音楽コンクール審査員	山田真治

水芭蕉忌コンサート in 愛知実行委員長及び中田喜直音楽賞・文部科学大臣賞審査 員	山田真治
社会福祉法人あいち青光会知的障碍者更生施設サンフレンド評議員	山田真治
(一社) 日本童謡学会理事	山田真治
松本市幼児教育・保育評価基準作成委員会副委員長	生田恵津子
筑北村二保育園第三者評価委員会委員長	生田恵津子
シングルエイジ教育学会 理事長	生田恵津子
子どもの育ちを支える会 幹事	生田恵津子
(一社) 長野県保育連盟保育部会アドバイザー	生田恵津子
(株) 福音館書店地域講師	生田恵津子
開智小学校 150 周年記念事業実行委員会委員	白金俊二
社会福祉法人みつばち会西池袋そらいろ保育園 第三者評価委員	山藤宏子
社会福祉法人みつばち会西池袋そらいろ保育園 ハラスメント相談員	山藤宏子
特定非営利活動法人のういくネットワーク理事	山藤宏子
シングルエイジ教育学会理事	山藤宏子
NPO 法人子育て支援ぱおぱお副理事長	松澤高志
NPO 法人アルウェズ理事	松澤高志
シングルエイジ教育学会理事	松澤高志
松本市男女共同参画推進委員	高橋典子
シングルエイジ教育学会理事	高橋典子

○介護福祉学科

介護福祉学科では、介護福祉士の国家資格や仕事内容、やりがいに加え、介護・福祉の魅力や将来性等をわかりやすく小・中学生や高校生に伝えるため、長野県社会福祉協議会が主催する訪問講座の講師を学科の教員が担当している。超高齢社会にある日本では介護や福祉は重要なテーマであり、将来の社会を担っていく子どもたちが介護や福祉に関心を持てるよう、こうした福祉教育を組織的に展開していくことは重要である。訪問講座の前には対象となる学校の要望を確認し、それに沿いながら、講義だけでなく、演習・体験を通して具体的に学べるプログラムを企画している。また、これらの訪問講座とは別に本学近隣の中学校からの要望に応え、職場体験学習の一環として介護や福祉に関する出前講座も実施している。さらに介護福祉に関する学識経験者として、長野県における信州福祉事業所認証・評価審査に関する事業や松本市社会福祉審議会に委員として参画している教員、諏訪市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとして地域福祉計画策定のアドバイザーを務めている教員もいる。令和4年度の活動状況は以下のとおりである。

■介護福祉学科による小・中学校・高校での福祉教育(令和3年度・令和4年度)

	日時	団体	テーマ・内容等	講座	担当教員
	10/21	菅野中学校	福祉の仕事とやりがい	職場体験学習	合津
	10/28	エクセラン高校	福祉の資格とやりがい	県社協訪問講座	合津
	11/4	エクセラン高校	短期大学への訪問		合津・丸山
_	11/4	エクセクン高仪	授業見学		ほか
令和			手話でうたってみよう/認知症		
3	11/12	下諏訪北小学校	って何?/福祉用具を使ってみ	県社協訪問講座	合津・齋藤
年			よう		
度	11/24	白馬高校	介護が必要な人の理解	県社協訪問講座	合津・武井
反	12/1	白馬高校	介護の専門性の理解	県社協訪問講座	丸山
			介護におけるコミュニケーショ		
	12/8	池田高校	ン/職業としての介護と家庭に	県社協訪問講座	丸山
			おける介護		
	11/2	白馬高等学校	介護が必要な人の理解・高齢者	県社協訪問講座 	合津・武井
			疑似体験・手話	宋江	日年 政开
			手話でうたってみよう/認知症		
	11/11	下諏訪北小学校	って何?/福祉用具をつかってみ	県社協訪問講座	合津・斎藤
			よう		
令	11/16	エクセラン高等学校	介護福祉士のしごととやりがい	県社協訪問講座	合津
和	11/28	エクセラン高等学校	短期大学への訪問		丸山・武井・
4	11/20	一人工人人間夺予区	生活支援技術の授業見学		斎藤
年	11/30	白馬高等学校	介護の専門性の理解	県社協訪問講座	丸山
度			介護におけるコミュニケーショ		
	12/7	 池田高等学校	\sim		丸山
	14/ (職業としての介護と家庭におけ	八工咖奶用研工	70 144
			る介護		
	3/15	 田川小学校	 介護福祉士の仕事とやりがい	田川小学校出前	合津
	0/10	国州4:于汉	7	講座	⊔ 1+•

■介護福祉学科教員による講演・講習会等(令和4年度)

日時	会議名	内容	主催	担当教員
7/21	松本市社会福祉協議 会ボランティア講座	高齢者の心と体の変化	松本市社会福祉協議会	丸山順子
9/17, 11/3, 12/1, 1/14, 3/23	長野県民医療機関連合会一事例研究—	介護の見える化サポート	長野県民医療機関連合会	丸山順子
4~5月 2~3月	初任者研修 初任者研修	介護の基本・こころとからだ のしくみ・生活支援技術	丸の内ビジネス専門 学校	武井浩子

■地域介護抜向けた研修会の開催「介護の質を高める会」研修会(令和4年度)

	日時	内容	講師	
1 回	10月1日(土)	高齢者の乾燥予防のためのハ	小宮山 圭 氏	
	10:00~ 12:00	ンドケア	日本ケアセラピスト協会講師	
2 回	12月17日(土)	看取りへの介護・看護の連携	百瀬ちどり 氏	
	10:00~ 12:00	有収り、207月 渡・有渡り 建伤	松本看護大学 教授	
3 回	1月21日(土)	事例検討 一悩み解決をしよう―	丸山順子	
			松本短期大学介護福祉学科	
	10 . 00 - 12 . 00		学科長	
4 回	3月10日(金) 10:00~13:10	認知症ケアで介護職に臨まれ る知識と技術	宮島 渡 氏	
			日本社会事業大学専門職大学院	
			福祉マネジメント 特任教授	

■介護福祉学科教員による外部委員等(令和4年度)

外部委員の内容等	運営主体等	担当教員
自主研究会「教学マネジメントと介 護福祉士教育」委員	介護福祉士養成施設協会関東ブロック	福田明
「最新社会福祉学研究」学外査読委員	九州保健福祉大学	福田明
諏訪市地域福祉コーディネーター	諏訪市健康福祉部	合津千香
運営推進会議委員	地域密着型通所介護とぼれる	合津千香
自主研究会「教員への教育」委員長	介護福祉士養成施設協会関東ブロック	丸山順子
令和 5 年度全国教職員研修会準備委 員	日本介護福祉士養成施設協会	丸山順子
松本市社会審議会副議長 高齢者福祉専門分科会委員	松本市社会福祉協議会	丸山順子
信州福祉認証・評価委員会委員	信州福祉認証・評価委員会	丸山順子
苦情対策第三者委員・障碍者虐待防 止委員	松本市社会福祉協議会	丸山順子
広域連合情報公開審査会委員	松本市広域連合会	丸山順子

○看護学科

看護学科では、年間を通して、学科または教員個人で多様な地域貢献を実践してきた。具体的には、新型コロナウイルスの影響で中止となった職場体験の代替としての出前講座を近隣の中学校で実施し、中学生の今後の進路の方向性や職業選択において参考となる情報や体験を提供した。また、地方公共団体の行政機関・職能団体や所属する私立系学校法人からの依頼による COVID-19 関連業務(軽症者宿泊療養対応・ワクチン接種業務)を実施した。加えて、長野県内の看護系職能団体の会議や研修への参加・運営および看護系教育・研究機関におけるオンライン講義にも積極的に対応した。このように、関係機関・団体等と情報共有し連携するなかで新型コロナウイルス感染拡

大に伴って発生した様々なニーズに対応してきた。

令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けながらも、年間を通して教員間で緊密に連携し、可能な範囲で地域貢献を実践した。具体的には、松本看護大学の教員と連携して企業や市町村との産官学連携に取り組んだほか、長野県内・県外の看護系教育・研究機関に所属する看護職者とのオンライン交流を実践することができた。令和4年度をもって松本短期大学看護学科は閉科となることから、ほとんどの活動は松本看護大学が担当した。

【地方自治体や企業等との協定・連携に基づく地域・社会への貢献活動】

本学は、松本市に隣接する筑北村、近隣地区である笹賀地区、そして松本市とそれぞれ連携協定を締結してきた。これらの連携協定により本学が地域住民の学習と交流の機会をつくる拠点としての機能をより発揮しやすくなった。また、連携協定を機に施設・設備の開放と活用を促進させたほか、大地震等の有事の際に避難場所として活用できるよう設備や体制づくりを図った。筑北村、笹賀地区、松本市との連携やそれらの地域への貢献活動等は以下のとおりである。

○筑北村との連携(備付-4)

平成24年3月に本学が所在する松本市に隣接する筑北村と連携して教育・文化・スポーツの振興や健康・医療・福祉の充実、人材育成等を図るため、連携協定が結ばれた。筑北村と本学との間で連携協定が締結されて以降、教職員による出前講座や学生ボランティアの派遣等、様々な取り組みが行われている。平成26年度には春と夏の年2回、「ちくほくプラス」の取り組みの一環として、本学を会場に筑北学童交流会が開催され、筑北村の小学生たちが各学科の体験コースを回る等、相互の交流を図ることができた。また、筑北村社会福祉協議会と協力し、聖南中学校での福祉教育を毎年、実施してきた。具体的には介護福祉学科の学生と教員が中心となり、車いすの操作、高齢者疑似体験、ガイドヘルプ、手話等の指導を中学生に行っている。ただし、令和2年度~令和4年度は、新型コロナウイルス感染の影響に伴い、中学生への福祉教育は中止となった。

本学は、平成28年度から筑北村の2つの保育園の第三者評価委員会に参加し、令和2年度は本学地域交流委員会委員長がこの会の委員長を務めた。また、令和元年度に始まった筑北村幼児期教育保育推進検討委員会でも本学地域交流委員会委員長がこの会の委員長を務め、全10回の会議を経て令和2年10月に村長に答申を行う等、地域・社会的な貢献を果たした。

○笹賀地区との連携(備付-5)

平成28年11月、「笹賀地区福祉の地域づくり協議会」と本学との間で地域づくりに関する連携協定を締結した。笹賀地区は本学が立地している地域でもあり、開学以来相互に協力・連携し合いながら、様々な活動を展開してきている。例えば、平成19年度の松本市制施行100周年記念笹賀イベントでは、本学体育館を地域住民の方々に開放して「おとぎまつり」を開催し、笹賀地区の子どもから大人まで200人以上が本学を訪れ、交流を図ることができた。その際、介護福祉学科では介護・福祉用具の展示とその体験コーナーの実施、看護学科では血圧測定が行われる等、学生たちの日頃の学

びを発揮する機会にもなった。平成 21 年 11 月 15 日には、松本市のモデル事業「防災と福祉のまちづくり」講座の 2 年目の集大成として、笹賀地区防災訓練が本学を会場として実施された。特に避難所運営訓練には地区住民の代表 252 人のほか、本学の学生・教職員、松本市の総合防災課、福祉計画課、高齢福祉課、障害生活支援課、地域包括支援センター、松本市社会福祉協議会、笹賀公民館等の職員が参加した。

また、介護福祉学科では毎年「笹賀めぐり」と題して、本学が設置されている笹賀地区の史跡や寺社等を学生と教職員が実際に見学して回り、地域の文化や生活を理解する機会としている。その際は、地元の歴史に精通している方に講師をお願いしている。令和4年度も例年同様「笹賀めぐり」を実施した。見学後、チューター毎に笹賀地区の史跡や寺社等の写真に解説を加えたパネルを作成した。完成したパネルをギャラリーとして校内に展示し、介護福祉学科以外の学生や教職員にも笹賀地区の歴史・文化を知ってもらう場を提供している。

○松本市との連携(備付-6)

平成31年2月、文化・産業・医療・教育・学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、松本市と本学との間に「地域づくりに係る連携協定」が締結された。この連携協定により、これまで経験できなかった活動にも学生が参画できる機会が広がった。例えば、松本市と本学との連携を機に令和元年度には「ふれあい保育園まつり・現業お仕事フェア」に幼児保育学科の学生が参加し、地域・保護者との連携について実践を通して学ぶ機会を得た。

また、松本市長より委嘱を受け、「松本市の新たな幼児期教育・保育を考える専門者会議」の座長を本学地域交流委員会委員長が務め、令和3年12月に市長に提言書を提出した。令和4年度は提言を行った本学地域交流委員長が「松本市幼児教育・保育評価指標作成委員会」の副委員長を務め、松本市の保育評価スケール作成を進めており、地域・社会への貢献的な役割を果たしている。

松本市が共催している松本マラソンでは、本学の学生と教職員がボランティアとして参加している。具体的には第1回大会(平成29年10月1日)に167人、第3回大会(令和元年10月6日)に126人の学生がボランティアとして参加し、松本マラソンの運営を支えてきた。ただし、第2回大会(平成30年9月30日)は台風接近のため、第4回大会(令和2年10月4日)と第5回大会(令和3年10月3日)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、それぞれ中止となった。第6回大会は令和4年11月13日に開催され、幼児保育学科は実習期間と重なった影響で不参加であったが、介護福祉学科の学生7名と本学の教職員4名がボランティアとして参加した。

産学官の連携としては、平成29年4月より森永、松本短期大学、松本市による共同研究が行われている。(備付資料-7)平成29年には看護学科の学生を対象とした「ストレス軽減に関する森永乳業ビフィズス菌摂取に関する調査」(備付資料-8)、平成30年と平成31年には松本市住民を対象とした「認知機能の改善効果に関する食品モニター調査」(備付資料-9)、「高めの血糖値の改善効果に関する食品モニター調査」(備付資料-10)が行われ、本学は試験実施機関として協力を行った。試験結果は学術的に意義が認められ、国内外の学会誌に発表された。この調査に参加をした松本市の住民のほか、本学の学生、教職員は松本ヘルスラボの会員となり、年1回の血液検査のほか、筋力トレーニング、ヨガ、体組成検査等に参加した。これらの結果は、「松本市の成人

を対象とした血糖値および尿酸値をはじめとする血液検査値と生活習慣に関する横断研究」(備付資料・11)として学会誌に発表される等、松本市民や学生の生活習慣病予防のための貴重なデータとなった。令和元年度には、森永乳業主任研究員の岩淵氏により「腸内フローラと健康」と題した市民公開講座(備付資料-3)が松本短期大学で開催され、地域住民への健康増進の啓発活動につながっている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため、令和3年度の市民公開健康講座は中止せざるを得なかった。現在、市民公開健康講座については、オンライン講座やテレビ放送等を含めて検討中であり、これについては令和5年度から松本看護大学に引き継がれることになった。

【在学生や卒業生による地域・社会への貢献活動】

在学生は、学生生活を通じて地域・社会への貢献活動に参加・参画している。例年、幼児保育学科ではオレンジリボンたすきリレーへの参加や松本市ふれあい保育園まつりへの参画、塩尻市の子育て支援事業への協力等、近隣市町村への地域・社会への貢献を果たすとともにボランティアの役割や意義を学ぶ機会としてきた。ただし、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、そのほとんどが中止となってしまった。令和4年度はオレンジリボンたすきリレーが中止となり、オレンジリボン運動の一環として、幼児保育学科の授業「子ども家庭福祉」において189チャレンジ(189イチハヤクは児童相談所虐待対応ダイヤル)を幼児保育学科1年生104名が行った。

令和3年度には、幼児保育学科のなかに「こども文化研究会」が発足し、長野県飯田市で開催される国際的な人形劇のイベントである「いいだ人形劇フェスタ」への出演も決まっていた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、その開催が中止となってしまった。ただし、この時の演目「ぼくたちのなつやすみ」を、地域の学童クラブや児童センターでの訪問時に演じ、好評を得た。また、地域のサッカークラブであるJ2松本山雅による食育絵本「ガンズくんとあやみどり」(備付-12)の制作に協力し、発刊につなげている。この食育絵本は令和4年度市内の保育所と小学校に配布された。

令和4年11月26日には「松本市長との懇談会」(備付-13)に3学科から2名ずつ計6名の学生が代表として参加し、市政に関しての懇談を行った。また、塩尻市の依頼による塩尻市立図書館の催事「おはなし会」には、幼児保育学科生田ゼミが5月14日、7月9日、10月1日、12月17日の4回を企画運営した。同年12月18日には山田ゼミが松本市からの依頼を受け、クリスマスコンサートに参加した。

介護福祉学科では介護老人福祉施設や介護老人保健施設を中心に施設で開催されるお祭り等の行事にボランティアとして参加し、そこで生活する利用者への支援等を担っている。例年であれば2年間のなかで学生1名あたり1~3か所程度のボランティア活動を行ってきた。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度~令和4年度は施設・事業所でのボランティア活動が制限された。

また、介護福祉学科では介護福祉学科同窓会と連携し、卒業生の代表 4~5 名が後輩である在学生(2 年生)に対して介護のやりがいや魅力、介護福祉士の仕事内容や研修内容等をリレートーク形式で伝える職場別相談セミナー(備付-14)を毎年開催している。在学生にとって介護福祉士として働く卒業生はロールモデルであり、職場別相談セミナーは介護福祉士を目指す在学生の後押しにつながっている。介護福祉の人材不

足が社会的な課題としてとりあげられているなか、介護福祉士として働く卒業生と介護福祉士養成校の教員が介護福祉の人材養成に向けて連携して取り組むことができている。

<テーマ 基準 I —A 建学の精神の課題>

「建学の精神」とは、本学を表す言葉そのもの、つまり本学の存在理由であり、願いであるという本学の考えから、学外のステークホルダーにもわかりやすく表明していく必要がある。松本短期大学ホームページや「教育課程・学生生活ガイド」等には建学の精神の概説を掲載し、建学の精神を学内外にわかりやすく表明している。一方、令和4年度も新型コロナウイルスの影響に伴い、学園祭が中止となる等、本学を訪れ、学内に掲示してある建学の精神を地域の人々が直接目に触れる機会が減少したことは否めない。新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、令和5年度は本学での開催イベントを増やす等、地域住民が本学を訪れ、建学の精神を目にする機会や説明を受ける機会を増やしていくことが求められる。

<テーマ 基準 I —A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I —B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1: 松本短期大学ホームページ、2: 松本短期大学 CAMPUS GUIDE、3: 教育課程・学生生活ガイド、4: 学生募集要項、5: 冊子「学びの軌跡」、6: 松本短期大学学則7: アセスメント・ポリシー

備付資料

15:就職先へのアンケート結果、49:オリエンテーション資料

[区分 基準 I — B — 1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I —B—1 の現状>

松本短期大学は、建学の精神を受けて、学則の第1条に3学科共通の教育の理念を 次のように定めている。

<3 学科共通の教育理念>

- (1) 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保 障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成
- (2) 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成
- (1) は幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科において、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師として専門的知識・技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ケアスペシャリストの教育を行うこと、(2) は本学が地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療及び教育の進展に寄与できる人材を育成することを示している。

建学の精神と3学科共通の教育理念に基づき、松本短期大学では3学科に共通する 教育目標を確立し、以下のとおり掲げている。

<3 学科共通の教育目標>

- (1) ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
- (2) ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
- (3) 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

(1)は保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師に必要な専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成すること、(2)は専門職に必要な基本的かつ専門的な知識・技術を教授し、その知識・技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成すること、(3)は地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成することをそれぞれ示している。

また、この3学科に共通する教育目標を支えるものとして、次の5つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの育成教育を展開している。このうち1つ目~4つ目までの柱はケアスペシャリストとしての人間性の育成をねらいとしており、5つ目の柱はケアスペシャリストとしての自己研鑽に励むための基礎学力を培うことをねらいとしている。

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

■ ひとの命と健康を考える

人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な 生活をおくるための、基礎理論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間 性をもった人材の養成を目指す教育を行う。

■ ひとの可能性を考える

人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使ってのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。

■ ひとの生活を考える

人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、 歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育 を行う。

■ ひとの権利を考える

保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代 社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す 教育を行う。

■ 学修の基礎力を培う

学修の基礎と技術を修得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

本学では、建学の精神、3学科共通の教育理念、3学科共通の教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき、各学科の教育目標が定められている。

<幼児保育学科:教育目標>

- (1) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
- (2) ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
- (3) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
- (4) 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科:教育目標>

- (1) 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
- (2) 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
- (3) 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

<看護学科:教育目標>

- (1) 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用力を養う。
- (2) 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を育成する。
- (3) 看護専門職者としての意識・責任感・倫理観を育成する。
- (4) 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を養う。
- (5) 国家試験に合格する看護の知識と技術を育成する。

3 学科共通の教育理念及び教育目標、各学科の教育目標に関する学内外への表明については「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3)、「学生募集要項」(提出-4)、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2)、松本短期大学ホームページ(提出-1)等を通して周知を図っている。特に「教育課程・学生生活ガイド」には建学の精神、3 学科共通の教育理念及び教育目標、ケアスペシャリスト育成の5つの柱、各学科の教育目標についての関連性を図示し、それらについて新入生や保護者には入学後のオリエンテーション(備付-49)時に、他の学生には履修の際に説明している。また、これらの内容については松本短期大学ホームページにも掲載し、学外にも公開している。

各学科の教育目標に基づき学修した結果、幼児保育学科では保育士と幼稚園教諭二種免許状を取得して保育所や幼稚園、認定こども園等に、介護福祉学科では介護福祉士を取得して介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に、看護学科では看護師を取得して病院等にそれぞれ就職している。こうした資格取得率や就職率、就職先へのアンケートの結果(備付-15)も踏まえ、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えているか否かを点検している。現状では、各学科とも資格取得率・就職率はいずれも高く、本学の教育目標にも示した「ケアスペシャリスト(中略)の育成」や「地域における保健

医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成」が具現化できている。

[区分 基準 I —B—2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I —B—2 の現状>

本学は、建学の精神を「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人(以下、ケアスペシャリスト)の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」としている。この建学の精神に基づき 3 学科共通の教育理念及び教育目標を設定し、それを受ける形で各学科の教育目標、三つの方針(DP・CP・AP)を定めている。本学ではディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき学習成果としても位置付けている。

以下、建学の精神、3 学科共通の教育理念・目標、各学科の教育目標に基づき定めた 学習成果を示す。

■学科別ディプロマ・ポリシーのなかにみる学習成果

○幼児保育学科

- 1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
- 2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
- 3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
- 4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。
- 5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
- 6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
- 7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする 実践力を身につけている。
- 8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的 に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

○介護福祉学科

- 1. 温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、 信頼関係を築くことができている。
- 2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
- 3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
- 4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
- 5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できている。

○看護学科

- 1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
- 2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
- 3. 看護の本質を学び、自己の看護観をもっている。
- 4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
- 5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
- 6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

ディプロマ・ポリシーで示した卒業までに獲得すべき学習成果は「教育課程・学生生活ガイド」に明記し、専任教員をはじめ非常勤講師も内容を確認しているほか、学生には学期初めのオリエンテーション(備付-49)等で説明し、学習成果を意識することができるようにしている。学外に対しては松本短期大学ホームページによって表明している。また、高校生や高等学校関係者に対してはオープンキャンパスや高校訪問等の際に「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」を用いて説明を行っている。

本学では、保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士、看護師を取得して関連する職場に就職することを2年間または3年間の学習成果として重視し、それはディプロマ・ポリシーと区別できず、むしろ関連性が強いと考えてきた。そのため、本学ではディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき学習成果として位置付けてきた。ただし、学習成果の中身は不変的なものではないため、本学では学校教育法における短期大学の規定や他の大学・短期大学における認証評価の結果等に照らし、定期的に点検を行っている。令和4年度は、令和6年度の認証評価に向けて評価委員会を中心に点検を進めた結果、ディプロマ・ポリシーは「どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学習成果の目標となるもの」(一般財団法人大学・短期大学基準協会)であり、学習成果と同一視すべきではないとの意見が出された。また、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月24日)には「学習成果や教育研究上の目的を明確化」(p17)が記載されていること、認証評価の提出資料として「学習成果を示した印刷物」が求められていること等からもディプロマ・ポリシーとは別に学習成果を定める必要性が強調されてい

る。こうした評価委員会での意見等を理事長・学長に報告した上で、令和4年6月22 日の教授会で評価委員会からの課題提起として学習成果やアセスメント・ポリシーの 策定の必要性を諮った。令和4年7月20日には自己点検・評価委員会を開催し、学習 成果とアセスメント・ポリシー(提出-7)の策定に加え、既存の三つの方針(DP・CP・ AP) について学生が内容を理解しやすいか否かの視点から再度検討する必要性が提示 され、令和4年7月27日の教授会で了承された。学習成果とアセスメント・ポリシー の策定および三つの方針(DP・CP・AP)の修正については学科会で検討を行い、令和 4 年 11 月 26 日の教授会での審議を経て理事会で承認された。さらに本学の学習成果に ついて内部質保証ルーブリックを用いて確認した結果、学科レベル・科目レベルでは 学習成果の測定・評価が適切に行われているものの、短期大学全体としての学習成果 の測定・評価や学習成果をフィードバックする仕組みが十分とはいえない状況にある ことが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバック の組織的な強化を図るため、本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」(提出-5) を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設し た。令和5年度からは、この「学びの軌跡」システムを運用し、学習成果を基軸とした 取り組みの強化を本学として組織的に展開していく予定である。このように本学では 学習成果を定期的に点検し、その結果を改善につなげている。

[区分 基準 I —B—3 卒業認定・学位授与の方針:DP、教育課程編成・実施の方針: CP、入学者受入れの方針:AP(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針 (DP・CP・AP) を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針 (DP・CP・AP) を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針 (DP・CP・AP) を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針 (DP・CP・AP) を学内外に表明している。

<区分 基準 I —B—3 の現状>

本学は、建学の精神に基づき①保育士及び幼児園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成、②地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成を教育理念として掲げ、3学科共通の教育目標および各学科の教育目標を定めている。これらを受け、本学では三つの方針(DP・CP・AP)を関連付けて一体的に定めている。まず、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、その方針に対応した教育課程を編成・実施するべくカリキュラム・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーについても、建学の精神、教育理念、教育目標に基づき学科ごとに定め、本学が求める学生像について明らかにしている。

<各学科の三つの方針(DP・CP・AP)>

幼児保育学科

本学科に 2 年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて 設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目 標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児 教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
- 2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
- 3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解 力、保育実践力を身につけている。
- DΡ 4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証 できるよう思考力と実践力を身につけている。
 - 5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
 - 6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力 を身につけている。
 - 7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする実 践力を身につけている。
 - 8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に 学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

授業科目は、教養基礎科目と専門科目があり、これを2年間に配当している。

- 1. 教養基礎科目は、本学の目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生 活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点から、3 学科共通の教養基礎科 目の枠組みに基づき編成している。
- 2. 専門科目は、「教科に関する専門科目」と「教職に関する専門科目」から構成されて いる。これらの科目を、「保育の基礎」「子どもの成長と発達」「感性を高める想像力 と創造力」「児童家庭福祉」「保護者支援」「保育実践力」「教養力」「自己形成」の各 分野から配置している。
- 1. 子どもの育ちと生活に興味・関心がある
- 2. 誠実に人と向き合える
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- 4. 学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて 設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目 標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼 関係を築くことができている。
- 2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的 知識と技術を修得している。
- 3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えるこ とができている。
- 4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、 より良い介護を追求できている。
- 5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解で きている。

介護福祉学科

DP

CP

AΡ

授業科目は、教養科目、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアがあり、これらを2年間に配当している。教養科目は、専門職としての価値・知識・技術を持ち、成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。豊かな人間性を育むため、短期大学での学び方の基礎を身につけ、進路選択・進路設計を考えることを中心とする。人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアは、介護福祉士国家試験受験資格に関わる科目である。

- ○「5つの到達目標」に関連する科目構成と達成するための工夫
- 1. 介護福祉士の仕事は人間を対象とする。なかでも高齢者や障がい者と接する機会が 多い仕事であるため、尊厳を守るという価値・対人援助に関する知識・技術が必要 である。したがって、社会の中での人間を捉え、人との関わり方を重視し、自己の 感性を高めていくとともに、相手の立場に立って考える力や信頼関係の構築に役立 つ科目構成としている。
- 2. 幅広い視野に立つためには、介護や福祉の理念や生活に関連する法律についての知識も必要になる。また、単なる知識の修得にとどまらないよう、領域「人間と社会」の中の社会の理解に関する科目を多く設定し、実際の社会問題に関するディスカッションを通じ、介護福祉士として対象者の尊厳と権利を守ることができる科目構成としている。
- 3. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域から得られた知識・技術を統合し、アセスメント能力を高め実践力をつけることが必要である。生活支援技術では、生活の質を向上する根拠をもった基礎的な技術から、人生の質の向上するための支援まで、幅広い視野に立った介護過程の展開ができるように、介護実習で実践力を養う構成としている。
- 4. 地域に開かれ地域に密着した教育をしていくために、学生が地域から学び、地域での活動の輪を広げて実践できるような科目構成としている。また、地域において介護実践力を高められるよう、多職種との連携・地域の理解を複数の科目と介護実習で段階的に学んでいく横断的な構成としている。
- 5. 介護実践能力を高めるとともに、研究的な能力を育成するために、介護現場で学んできたことを振り返り、まとめていくことを大切にしている。介護実習終了後には、 実習のまとめを行うとともに、2 年次には介護福祉研究に取り組み、その成果を発表している。
- 1. 介護福祉や社会福祉に関心をもち、学ぶ意欲をもっている
- 2. 人の立場になって考えることができる
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- 4. 人と共に協力して活動に取り組むことができる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

看護学科

本学科に3年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
- 2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
- 3. 看護の本質を学び、自己の看護観を持っている。
- 4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
- 5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
- 6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

CP

DP

AΡ

教育目標およびディプロマ・ポリシー (DP) および看護師養成所指定規則に則り以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

1. ケアスペシャリストとしての人間性の育成のために、「ひとの命と健康を考える」、「ひとの可能性を考える」、「ひとの権利を考える」、「ひとの生活を考える」、「学修の基礎力を培う」に基づく看護関連科学の科目を配置する。

CP

- 2. 看護のケアスペシャリストとして、看護実践に必要な知識・技術を身につけるため の看護専門科目を配置する。
- 3. さらに(1)(2)の科目を統合・発展し実践する分野として看護専門科学に統合分野を配置する。
- 4. 地域の保健医療福祉および教育に貢献できる人材育成のために、3 学科共通の地域 志向科目を配置する。
- 5. 看護師国家試験合格に向けた知識と活用力を強化する。
- 1. 人の健康、生活、医療に興味・関心がある
- 2. 誠実に人と向き合える
- ΑP
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
 - 4. 周囲のできごとを自分のこととしてとらえ、感じられる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

これら三つの方針(DP・CP・AP)は、毎年度「教育課程・学生生活ガイド」を作成するにあたり、教育課程委員会が中心となって各学科で議論を重ねて検討している。令和4年度については、令和6年度の認証評価に向けて評価委員会を中心に自己点検・評価委員会や各学科を含めて組織的な議論を重ねたところ、「基準I—B—2の現状」に記述したとおり、本学ではディプロマ・ポリシーで示した内容を卒業までに獲得すべき学習成果としてきたが、それとは別に学習成果を新たに策定することが決まり、同時に三つの方針(DP・CP・AP)についても学生が内容を理解しやすいか否かの視点から再度検討することとなった。各学科で検討した結果、幼児保育学科と介護福祉学科については既存の三つの方針(DP・CP・AP)について部分的な修正が行われ、令和4年11月26日の教授会での審議を経て理事会で承認された。

本学では、学生募集、入学者選抜の段階から在学中、そして卒業に至る一切の教育活動が三つの方針 (DP・CP・AP) を踏まえて行われている。具体的にはオープンキャンパス等で高校生等に対し、アドミッション・ポリシーを通して本学が求める学生像を伝え、入学志願者を募っている。在学中は保育士や幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士、看護師の資格取得等を目指し、各学科で定めたカリキュラム・ポリシーに基づく科目を履修している。幼児保育学科と介護福祉学科では2年間、看護学科では3年間の学習成果を踏まえてディプロマ・ポリシーの達成度を確認し、教授会での卒業判定を経て短期大学士の学位授与を認めている。また、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連については「教育課程・学生生活ガイド」に表記し、オリエンテーション(備付-49)等での履修指導の際に学生に伝え、学生がDPを意識して教育を行えるようにしている。

本学における三つの方針 (DP・CP・AP) については、松本短期大学ホームページや「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、「教育課程・学生生活ガイド」に掲載し、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I —B 教育の効果の課題>

本学では、今まで資格取得との関連性の強さを考慮し、ディプロマ・ポリシーの内容を学習成果として位置づけてきた。しかし、「基準 I - B - 2 の現状」でも記述したとおり、認証評価に向けての準備を進めるなかでディプロマ・ポリシーとは別に学習成果は策定する動きが高まり、令和 4 年 11 月にディプロマ・ポリシーとは別に学習成果が策定された。令和 5 年度は、幼児保育学科と介護福祉学科の 2 学科体制となるなか、新たに策定した学習成果を学生に周知させ、意識付けを図ることが課題となる。そのためにも、入学式後のオリエンテーションや各学期のオリエンテーション(備付-49)等の際に「教育課程・学生生活ガイド」や冊子「学びの軌跡」に基づき学習成果について丁寧に説明していく必要がある。

<テーマ 基準 I —B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I — C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

5:冊子「学びの軌跡」、7:松本短期大学アセスメント・ポリシー、9:松本看護大学・ 松本短期大学 自己点検・評価に関する規程、10:松本短期大学 評価委員会規程、 11:シラバス (履修ガイド)

備付資料

15: 就職先へのアンケート結果、16: 自己点検・評価報告書、17: 松本短期大学ホームページ(自己点検・評価報告書の掲載)、18: 自己点検・評価状況チェックリスト(アンケート)、19: 高校訪問報告書、20: 高校進路担当者説明会資料、21: 高校進路指導担当者へのアンケート、22: FD 研修に関する資料、23: SD 研修に関する資料、24: VOICE(学生による授業評価)、25: 授業評価報告書、26: 学習成果と学生支援に関する満足度調査、27: 卒業生へのアンケート、28: 資格取得・国家試験合格率、29: 幼児保育学科 履修カルテ、30: 介護福祉学科 プレゼンテーション評価表、31: 介護福祉学科 生活支援技術評価表、32: 介護福祉学科 介護過程評価表、33: 介護福祉学科 介護実習評価表、34: 介護福祉学科 医療的ケア評価表、35: 介護福祉学科 国家試験模擬試験自己採点シート、36: 介護福祉学科 国家試験模擬試験結果一覧表、37: 介護福祉研究発表会評価表、39: 介護福祉学科 国家試験模擬試験結果一覧表、37: 介護福祉研究発表会評価表、39: 介護福祉士への道一介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き

[区分 基準 I — C — 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
 - (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
 - (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
 - (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
 - (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
 - (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I —C—1 の現状>

自己点検・評価のための規定は自己点検・評価に関する規程(提出-9)に定められており、この規程に基づき自己点検・評価委員会が設置されている。また、評価委員会規定(提出-10)によって評価委員会が設置されており、自己点検・評価委員会とともに本学の自己点検・評価活動の中心的な役割を果たしている。学長を委員長とする自己点検・評価委員会は「自己点検・評価報告書」(備付-16)の内容を確認した上で短期大学全体、各学科、各部署、各委員会等の課題を明らかにし、改善方法の検討を行っている。評価委員会は認証評価に関する情報提供や「自己点検・評価報告書」の作成に向けた連絡調整および編集等を担っている。自己点検・評価委員会と評価委員会が主体と

なり、各学科、各部署、各委員会等と連携しながら自己点検・評価活動を推進する組織体制が整備されている。これらとは別に自己点検・評価活動を展開する上で新たに浮上した課題に速やかに対応するため、学長、学科長、ALO等をメンバーとする臨時特別委員会として評価推進委員会が随時開催されている。以上については「様式 4ー自己点検・評価の基礎資料 2. 自己点検・評価の組織と活動」を参照されたい。

毎年、自己点検・評価委員会と評価委員会が中心となり、各学科、各部署、各委員会と連携しながら全教職員が関与する形で自己点検・評価活動が行われ、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめている。その際は、学内分掌組織に対応させて執筆担当者・部署等を決定し、自己点検・評価委員会の委員長である学長が教授会で執筆を依頼している。この依頼に基づき各学科、各部署、各委員会は月1~2回程度の割合で会議または委員会を開催し、当該する教育・研究活動や学生支援、業務内容等について自己点検・評価を行っている。該当年度の「自己点検・評価報告書」の原案が作成された後、評価委員会、自己点検・評価委員会の順にその内容の妥当性が精査される。その後、「自己点検・評価報告書」の最終確認と今後の課題検討を目的に自己点検・評価委員会が開催される。最終的には教授会・拡大教授会で該当年度の自己点検・評価報告が行われ、当該年度の自己点検・報告書の完成が承認される。

自己点検・評価活動の成果は、毎年「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、全 教職員に配布するとともに、毎年、松本短期大学ホームページ(提出-1)にも掲載し、 学内外に公表している。

自己点検・評価を通して抽出された課題については、全教職員が周知し、その改善に向けた取り組みにつなげていくため、教授会・拡大教授会で学長や ALO が中心となって報告している。また、一般社団法人大学・短期大学基準協会が示した短期大学の各評価基準・観点について 5 段階で評価する自己点検・評価状況チェックリストを独自に作成し、非常勤を除く全教職員を対象に自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)(備付-18)を毎年実施している。本アンケートの実施は、教職員一人ひとりが各評価基準・観点を知る機会となり、実際に自己点検・評価を行う際の視点を養うことに寄与する。また、自己点検・評価の視点から本学の現状をとらえ、さらに向上・充実を図るべき点や改善すべき点を把握することにつながる。これまでの回答率をみると平成 30 年度が約 70%、令和元年度が約 80%、令和 2 年度~令和 4 年度がいずれも約 90%となった。回答率のみで判断できないものの、回答率は各教職員の関心の度合いを示す 1 つの指標となり得る。その意味で本アンケートを通じて自己点検・評価活動を教職員一人ひとりがより意識する機会にもなっている。

広報企画推進委員会や入試委員会が中心となり、各学科、事務局と連携を図り、高校訪問の際に高等学校関係者から意見や要望等を聴取し、高校訪問報告書(備付-19)に記載している。その内容によっては教授会・拡大教授会で報告している。また、例年6月には高校進路担当者説明会(備付資料-20)を開催し、高校進路指導担当者へのアンケート(備付-21)を実施している。これにより、アドミッション・ポリシー等について高等学校関係者への意見聴取を行っている。ただし、令和2年度~令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、開催することができなかった。令和5年度は高校進路担当者説明会を行い、アドミッション・ポリシー等の内容を含めて意見聴取のためのアンケートを実施する予定である。

自己点検・評価で見出された課題については、その内容によって各学科、各部署、各

委員会で検討され、改善に向けて取り組んでいる。例えば、令和 2 年度の自己点検・評価で Wi-Fi(無線 LAN)環境の拡大の必要性が指摘されたことを受け、令和 3 年度にはキャンパス全域を対象とした Wi-Fi(無線 LAN)環境の整備を図り、学生および教職員の利便性向上につなげた。また、自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)の結果を活用して PDCA サイクルを回し、改善に役立てている。例えば、令和 2 年度と令和 3 年度の結果、アプリを用いた課題配信やオンライン授業に向けての環境整備が課題であることが明らかとなった。そこで令和 3 年度と令和 4 年度は FD 委員会が中心となり、各学科で Microsoft Teams を用いた課題配信や課題提出等の方法を学ぶ FD 研修を企画・実施した(備付-22)。その結果、新型コロナウイルスの感染拡大で対面授業が不可能となった際も教員は Microsoft Teams を活用し、学生の自宅学習をサポートすることができた。

令和3年度の自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)の結果からは基準Ⅲ(教育資源と財的資源)、特に中期計画等に関する研修の必要性が示唆された。そこで、自主的に改善を図る内部質保証の観点から、令和4年10月26日に全教職員を対象にFD・SD研修の一環として、中期計画等を中心とした認証評価に向けての研修会(備付-23)を開催した。この結果、令和4年度の自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)では、令和3年度よりも基準Ⅲ(教育資源と財的資源)、特に中期計画等に関する教職員の理解が促進されたことが明らかになった。具体的には基準Ⅲ-D-1(2)①「学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している」について、「すごくそう思う」「少しそう思う」の合計が令和3年度の53.0%から令和4年度は86.5%に上昇した。

また、自己点検・評価活動に取り組むなかで、基準 I -B-2 にも明記したとおり、 ディプロマ・ポリシーとは別に各学科の学習成果を定める必要性が指摘され始めた。 また、令和3年度の自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)の結果 からは、基準 I-C-2(1)「学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有し ている」について、「すごくそう思う」「すこしそう思う」の合計が 79.0%であり、 決して十分とはいえない状況にあることも確認できた。そこで令和 4 年度は、評価委 員会や自己点検・評価委員会を中心に各学科や各委員会、事務局等と組織的な議論を 重ねるなかで、ディプロマ・ポリシーとは別に各学科の学習成果を新たに策定すると ともに、学習成果を測定・評価する方針であるアセスメント・ポリシー(提出-7)も新 たに定めた。さらに本学の学習成果について内部質保証ルーブリックを用いて確認し た結果、学科レベル・科目レベルでは学習成果の測定・評価が適切に行われているもの の、短期大学全体としての学習成果の測定・評価や学習成果をフィードバックする仕 組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・ 評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、本学独自の仕組みと して、冊子「学びの軌跡」(提出-5)を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施す る「学びの軌跡」システムを創設した。令和5年度からは、この「学びの軌跡」システ ムを運用し、学習成果を基軸とした取り組みの強化を本学として組織的に展開してい く予定である。

各教員は担当科目について、それを受講した学生が 5 段階の選択肢と自由記述で回答した VOICE (学生による授業評価) の結果 (備付-24) に基づき授業評価報告書 (備

付-25)を記載して自己点検・評価を行い、授業改善につなげている。

このように VOICE (学生による授業評価) の結果に基づく授業改善だけでなく、「自己点検・評価報告書」の作成や自己点検・評価状況チェック (自己点検・評価アンケート) の結果等を踏まえ、必要な研修を新たに企画・実施したり、学習成果を基軸とした取り組み体制を強化したりする等、自己点検・評価の結果を本学では組織的に改革・改善に活用している。

「区分 基準 I — C — 2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を 遵守している。

<区分 基準 I —C—2 の現状>

学習成果を焦点とする査定 (アセスメント) の手法については、複数の評価指標を用 い、多面的な評価を可能としている。具体的には GPA (備付-41) や卒業認定・学位授 与率、就職率のみならず、学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)、卒業生 へのアンケート(備付-27)、就職先へのアンケート(備付-15)等の各種アンケートの 結果に基づき学習成果を測っている。例えば、卒業生へのアンケートの結果からは、デ ィプロマ・ポリシーや学習成果の内容を含めた上で本学の教育や授業等をどのように 受け止めたのかを把握している。本学卒業生の就職先に調査を行う就職先へのアンケ ートの結果からは、本学での学習成果が卒業後の仕事に活かされているか等の点につ いて確認している。各学科では、各種模擬試験や実習評価、卒業研究または介護福祉研 究、各専門領域を活かした資格・免許の取得状況等に基づいて学習成果を評価してい る。特に教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学としては、幼児保 育学科での保育士と幼稚園教諭二種免許状の取得率(備付-28)、介護福祉学科での介 護福祉士国家試験合格率(備付-28)、看護学科での看護師国家試験合格率(備付-28) も学習成果を測る評価指標の1つとして重要となる。学科独自の査定(アセスメント) の手法をみた場合、幼児保育学科では学習ポートフォリオとして履修カルテ(備付-29) を導入している。介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表(備付-30)や生活 支援技術評価表(備付-31)、介護過程評価表(備付-32)等、複数の介護福祉学科評価 シートを用いて学習成果を質的または量的に測定している。各科目による学習成果に ついては教員による成績評価に加え、VOICE(学生による授業評価)を実施している。 VOICE(学生による授業評価)の仕組みを通して、各科目の授業終了時に学生が授業評 価を行うなかで、その科目の学習成果を学生が自己評価する機会にもなっている。令 和 4 年度は、令和 5 年度からの運用に向けて、学習成果の獲得状況を測定・評価し、 フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員 面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムも創設した。

前述した学習成果と学生支援に関する満足度調査や卒業生へのアンケート等の各種

アンケートの結果については教授会・拡大教授会を通して報告され、アンケートの時期や回数等も含めて確認が行われている。また、各学科が中心となって毎年、ディプロマ・ポリシーに定められた学習成果と各科目の到達目標との関連性をカリキュラムマップで点検している。また、「シラバス(履修ガイド)」(提出-11)作成にあたり、各科目のシラバスチェックを教育課程委員会が行い、そのなかで各科目の評価方法の妥当性について点検がなされている。

査定(アセスメント)の手法を用いて評価するだけでなく、教育の向上・充実のために PDCA サイクルを回している。例えば、VOICE(学生による授業評価)の結果を受けて、各科目の担当教員は授業評価報告書を記載し、学生の学習成果等を把握した上で自らの授業の課題を整理して改善計画を立て、授業改善に活かしている。幼児保育学科では、ゼミナール担当教員が履修カルテを確認して強化すべき点等を指導し、学生自身が自らの課題を意識し改善に向けて取り組むことをサポートしている。介護福祉学科では介護福祉士国家試験の模擬試験の結果についてデータベースを作成し、得点が伸び悩んでいる学生を早期に把握し、補習や個別指導、個別面談につなげている。一方、学習成果に対応した査定(アセスメント)の手法は複数存在しているものの、それらを整理することができずにいた。令和4年度は、この課題に対し、「基準I—B—2の現状」にも記述したとおり、アセスメント・ポリシーを策定し、時期別に(入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後)に学習成果の到達状況を機関レベル(短期大学全体)、教育課程レベル(各学科)、科目レベル(各授業)の三層構造で整理して体系化を図った。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に変更等があった場合は教授会・拡大教授会を通じて事務局から全教職員に通知され、その内容を全教職員で共有している。 法令等の改変に伴い、本学の規程等を改正する必要がある場合は、各学科や各委員会 等での協議を経て教授会で審議し理事会で諮るというように適切な手続きがとられている。

<テーマ 基準 I — C 内部質保証の課題>

多様な視点から自己点検・評価活動を推進していくためにも、自己点検・評価に関する部署横断的な議論の機会を増やす必要性である。各学科、各委員会等での自己点検・評価活動は活発化しつつあるものの、部署横断的な全体の場での自己点検・評価に関する議論は限られている。令和5年度は自己点検・評価委員会の開催回数を増やす等、改革・改善に向けた議論を深める機会を増やす必要がある。

令和4年11月に策定された学習成果とアセスメント・ポリシーを令和5年度から適切に運用していくことが求められる。そのためにも、入学式後のオリエンテーションや各学期のオリエンテーション等の際に学習成果やアセスメント・ポリシーについて丁寧に説明していく必要がある。

<テーマ 基準 I —C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況
- 1) 前回(平成29年度)の認証評価で指摘された向上・充実のための課題

学科の学習成果を質的・量的に測定するためには、各学科が定めた卒業認定・学位授与方針の複数の個々の内容に対応して測定する必要があるが、GPA で一括して測定しようとしている。各学科が定めた複数の「到達目標」は GPA という単一の指標で、そのまま測定することは不可能で、工夫が必要である。

2) これまでの行動計画とその実施状況

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、GPA(備付-41)や科目ごとの成績評価にとどまらず、学習成果を質的・量的に測定するために履修カルテ(備付-29)を活用している。履修カルテについては、1年次後期オリエンテーションに時間をとり、学生にその意義・目的を説明し、卒業まで継続的に記入をするとともに、卒業時には完成させたものを提出する義務があることを理解させている。履修カルテはこれまでも既成のものがあったが、学習成果の測定に対してより有効的に活用することを目的とするため、学生の記述する内容を更に詳細にし、成績、実習、ボランティア活動を含む自主的な学習活動、教職実践演習の担当教員のコメントが記入できる欄を独自に設けた。

記入に関しては、学生に対して学業成績表が手渡される各期のオリエンテーション時および卒業式前日の登校日に時間を設け、成績に関する記入漏れが生じないように対策を講じ、その時間内には全教員が記述式の記入項目に対する指導を行えるよう体制を整えている。記入する際には、学生に到達目標に対して、学習成果があったか否かという点も明記するように説明を行い、学生自身が各教科に対して学習成果の判断ができる環境も整えている。

履修カルテは紙ベースで運用しているため、学生による紛失等を防ぐため、各ゼミナール担当教員が研究室内の鍵のかかる引き出し、またはキャビネットで保存することにしている。このため、学業成績や実習結果等の不振による個人面談の際にも担当教員が学生とともに履修カルテを振り返ることができ、効果的な指導につながっている。

【介護福祉学科】

介護福祉学科では、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、GPA や科目ごとの成績評価に加え、以下の表のとおり、学習成果を質的または量的に測定する評価シートを活用している。具体的にはディプロマ・ポリシーの 5 項目全体に対しては介護実習評価表 (備付-33)、1 の「豊かな感性」等に対しては各種プレゼンテーション評価表 (備付-30)、2 の「専門的知識と技術」等に対しては生活支援技術評価表 (備付-31)と医療的ケア評価表 (備付-34)と国家試験模擬試験自己採点シート (備付-35)と国家試験模擬試験結果一覧表 (備付-36)、3 の「介護過程の展開」等に対しては介護過程評価表 (備付-32)、4 の「問題意識」「課題について探求」等に対しては介護福祉研究発表会評価表 (備付-37)、5 の「地域交流」等に対しては各種プレゼンテーション評価表を作成し、複数の指標で学習成果を測定する仕組みを整えている。

例えば、各種プレゼンテーション評価表は、1年次の場合、学生が調査して作成した 課題レポートや郷土食の内容をパワーポイントで発表する際に用いる。その際は、介 護福祉学科の全教員が評価者として参加し、表現力や発表態度等について段階的な評 価を実施している。評価項目と全教員が評価することを事前に学生に伝えることで、 発表前に教員の指導を何回も受ける、仲間とともに発表練習を繰り返す等、学生のモ チベーション向上につながり、ひいてはそれが学生同士の信頼関係形成の一助にもなっている。

生活支援技術評価表は、生活支援技術の授業のなかで行われるベッドメーキングや移乗・移動介護、排泄介護、衣服の着脱介護等の実技試験で用いる。具体的には各実技試験の内容に応じて「説明と同意」「体調確認」「ボディメカニクスの活用」等を設定し、それぞれの項目別に段階的な評価を実施している。その結果は、生活支援技術の科目評価のみに活用するのではなく、学科会で報告される等、全教員が学生個々の生活支援技術の習得度について共有する体制としている。介護福祉士を目指す学生にとって生活支援技術は中核ともいえる科目である。また、医療的ケア評価表はカリキュラムに提示された評価表に沿ってシミュレータでの実技を実施している。評価が低い学生に対しては教員がマンツーマンで個別指導を行い、専門的な知識・技術の担保を図っている。

国家試験模擬試験自己採点シートは、2年次に年間8回以上実施する介護福祉士国家試験模擬試験の結果を学生が自ら記入する際に用いる。自分自身の能力の現状把握に加え、得意な試験科目と苦手な試験科目の認識につながり、苦手科目の学習の必要性への意識を高めることができる。一方、国家試験模擬試験結果一覧表は、教員側も学生自身の状況を把握できるよう、模擬試験ごとに学生個々の結果を科目別に得点と正答率を記したデータベースである。各模擬試験が終了した後、その結果を国家試験担当教員が入力し、速やかに全教員に情報提供し、得点が伸び悩んでいる学生を早期に把握し、補習や個別指導、個別面談につなげている。

介護過程評価表は、事例に基づく介護過程の展開をロールプレイングで発表する際に用いられる。具体的には「情報収集」「生活課題」「介護計画」等を設定し、それぞれの項目別に段階的な評価を実施している。事前に介護過程評価表の内容を学生に提示・説明し、介護過程の展開で何が求められているのか、何が期待されているのかを学生自身が意識できるように工夫している。また、ロールプレイングの発表会には複数の教員が参加し、改善点も含めて講評を伝える場を設定している。こうした体制のもと、令和4年度には介護福祉を学ぶ学生や介護現場で働く介護職が専門的知識・技術を競う「長野県介護技術コンテスト」(ケアコン)において、松本短期大学介護福祉学科Aチーム、Cチーム、Dチームがいずれも「優秀賞」を受賞した(備付-38)。このトリプル受賞も学習成果の1つとして重要視されるべきである。

介護研究発表会評価表は、他の大学・短期大学では卒業論文発表会に該当する介護 福祉研究発表会で用いられる。具体的には学生個々が介護実習での学びを援用した事 例研究等の成果を発表し、それに対して「テーマ」「結果」「考察」等の項目ごとに全教 員が段階的な評価を実施している。そして発表会後の学科会で評価表に基づき教員間 の差の調整を図り、最終的に学生個々の発表成績を確定している。こうした取り組み により、恣意的な評価が避けられ、評価の客観性を高める結果につながっている。

「介護実習要項」(備付-39)にも掲載されている介護実習評価表には、実習ごとに

松本短期大学

介護導入実習評価表、介護基礎実習評価表、地域介護実習評価表、個別援助実習評価表、介護総合実習評価表がある。各実習終了後、それぞれの項目に対して実習指導者と教員がそれぞれ段階別に評価している。介護実習は学生が学んだ知識・技術・態度を統合させる場であり、全養成時間(1850時間)の約4分の1にあたる450時間を占める等、質量ともに重要となっている。実習ごとにその内容に若干の違いはあるものの、介護実習評価表は、ディプロマ・ポリシーの5項目に対して横断的な評価が可能である。評価が低かった学生に対しては、その度合いに応じて再実習、補習実習、学内での補習を課し、コミュニケーション力や専門知識・技術、介護過程の実践、多職種連携等の力量形成を図っている。

以上のように介護福祉学科では GPA のみで学習成果を測定するのではなく、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて複数の評価指標を用いる等、多面的な評価となる工夫を施している。その際、学科会で評価表について検討したり、評価結果を共有したりする機会を設け、学生個人の習得状況や課題を把握し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた学修支援を図っている。

■介護福祉学科のディプロマ・ポリシーの達成に向けた学習成果の多面的な評価

介護福祉学科 DP		DP に対応した評価指標	
1	温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。	各種プレゼンテーション評価表	
2	介護を必要とする人の自立支援 と、その人らしい生活を支える ことのできる専門的知識と技術 を修得している。	生活支援技術評価表 医療的ケア評価表 国家試験模擬試験自己採点シート 国家試験模擬試験結果一覧表	
3	根拠に基づいた介護過程の展開 ができ、質の高い利用者本位の サービスを考えることができて いる。	介護過程評価表	介護実習 評価表
4	常に問題意識をもち、介護実践 の質的な向上や介護をめぐる課 題について探求し、より良い介 護を追求できている。	介護福祉研究発表会評価表	
5	介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できている。	各種プレゼンテーション評価表	

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【幼児保育学科】

幼児保育学科では学習成果の質的・量的な測定のため、GPA と履修カルテを用いている。しかしながら、ディプロマ・ポリシーのすべての内容に対して、この 2 側面からの測定では不十分であると考えている。次年度に向け、さらに詳細な測定を可能とするための手立てを各科目レベルで検討していきたい。特に多くの学生にとって卒業後の仕事に直結していく 2 回の教育実習、3 回の保育実習の成果を総合的に評価できるポートフォリオの導入を検討していきたいと考えている。

【介護福祉学科】

令和3年度から本学においても介護福祉士養成教育の新カリキュラムがスタートした。この新カリキュラムの導入に伴い、令和5年1月29日に実施された第35回介護福祉士国家試験から新たな出題基準に切り替わった。こうした変化に対応するため、国家試験模擬試験自己採点シート(備付-35)の結果に基づく個別指導を強化するとともに、「介護福祉士への道一介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」(備付-40)の活用を推進し、国家試験合格に向けた指導の充実を図っていく。このほか、学生と教員がさらに利活用しやすいよう、既存の評価シートの見直し・修正を行う必要がある。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

1:松本短期大学ホームページ、2:松本短期大学 CAMPUS GUIDE、3:教育課程・学生生活ガイド、6:松本短期大学学則、11:シラバス(履修ガイド)、12:松本短期大学入試ガイド、13:年間行事予定表

備付資料

14:介護福祉学科職場別相談セミナー資料、15:就職先へのアンケート結果、16:自己 点検・評価報告書、19:高校訪問報告書、21:高校進路指導担当者へのアンケート、24: VOICE (学生による授業評価)、26:学習成果と学生支援に関する満足度調査、27:卒業生へのアンケート、28:資格取得・国家試験合格率、29:幼児保育学科 履修カルテ、30:介護福祉学科 プレゼンテーション評価表、31:介護福祉学科 生活支援技術評価表、32:介護福祉学科 介護過程評価表、33:介護福祉学科 介護実習評価表、41:GPA一覧、42:介護福祉士実務者研修資料、43:授業参観アンケート結果、44:介護福祉学科就職相談会資料、45:入学試験面接評価表、46:介護福祉学科入学案内チラシ、47:単位取得状況、48:学位取得率、49:オリエンテーション資料、88:幼児保育学科 職業教育に係る講義資料

[区分 基準Ⅱ—A—1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針 (DP) は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針 (DP) は、卒業の要件、成績評価の基準、 資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針(DP)は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針(DP)を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ—A—1の現状>

「基準 I-B-2 の現状」に記述したとおり、本学では保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士、看護師を取得して関連する職場に就職することを 2 年間または 3 年間の学習成果として重視し、それはディプロマ・ポリシーと区別できず、むしろ関連性が強いと考えてきた。そのため、本学ではディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき学習成果として位置付けている。本学では建学の精神、3 学科共通の教育理念、ケアスペシャリストの育成の 5 つの柱、3 学科共通の教育目標、各学科の教育目標に基づきディプロマ・ポリシーを以下のように定めている。

<幼児保育学科:ディプロマ・ポリシー>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
- 2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
- 3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの 理解力、保育実践力を身につけている。
- 4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を 保証できるよう思考力と実践力を身につけている。
- 5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
- 6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
- 7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする 実践力を身につけている。
- 8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

<介護福祉学科:ディプロマ・ポリシー>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。
- 2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
- 3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
- 4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
- 5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解 できている。

<看護学科:ディプロマ・ポリシー>

本学科に3年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

- 1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
- 2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
- 3. 看護の本質を学び、自己の看護観を持っている。
- 4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
- 5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
- 6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

このように各学科のディプロマ・ポリシーに則り、「設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得」した上で各学科が定める「到達目標に達した人材であると認定」された者に「短期大学士」(幼児保育学科:教育学、介護福祉学科:介護福祉学、看護学科:看護学)の学位を授与することが明示されている。具体的には以下のように学則第40条に卒業要件が示されている。

<学則 第40条>

(卒業の要件)

第40条 本学を卒業するためには、学生は、2年又は3年以上在学し、第2項の定めるところにより、幼児保育学科は62単位以上、介護福祉学科は68単位以上、看護学科は104単位以上を修得しなければならない。

成績評価は学則第 21 条に則り、「シラバス(履修ガイド)」(提出-11)に科目ごとに明示された成績評価の方法によって行われる。成績評価の基準は学則第 25 条に明示されている。具体的には「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3)にも示すとおり、100~90 点が「秀」、89~80 点が「優」、79~70 点が「良」、69~60 点が「可」、60 点未満が「不可」となっている。学則第 25 条 2 に示す「不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる」としている。免許・資格取得の要件については、幼稚園教諭二種免許状に関しては学則第 26 条、保育士資格に関しては学則第 27 条、介護福祉士試験受験資格に関しては学則第 28 条にそれぞれ明記してある。

本学における各学科のディプロマ・ポリシーは、各所管庁に認可を受けていること、保育士、介護福祉士、看護師という国家資格の取得につながること、子どもや保育者への支援、根拠に基づく介護や利用者への自立支援、地域特性を理解した看護というように社会的ニーズに対応した内容であることから、社会的に通用性が認められる。一方、日本で働く外国人の増加に伴い、保育所等に通う外国籍の子どもやその保護者が増えつつあり、その人たちへの保育や支援のニーズが高まっている(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関す

松本短期大学

る調査研究事業」令和2年3月)。また、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツといった先進諸国の高齢化率を比較した場合、日本は最も高い水準となっており、高齢化のトップクラスを走る日本が、今後、超高齢社会にどう対応していくか、東南アジアを含む世界各国から注目されている(内閣府「令和2年版高齢社会白書」)。こうした状況を踏まえれば、本学のディプロマ・ポリシーは国際的にも通用性があると考えられる。

各学科のディプロマ・ポリシーに関しては、各学科や教育課程委員会が中心となり、各科目の到達目標との関連性を踏まえ、「シラバス(履修ガイド)」作成時にカリキュラムマップで毎年点検している。また、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシー、教育理念、教育目標等との関係性も考慮し、定期的に点検を行っている。令和4年度については、令和6年度の認証評価に向けて評価委員会を中心に自己点検・評価委員会や各学科を含めて組織的な議論を重ねたところ、「基準I—B—2の現状」にも記述したとおり、ディプロマ・ポリシーとは別に学習成果を新たに策定することが決まり、同時に三つの方針(DP・CP・AP)についても学生が内容を理解しやすいか否かの視点から再度検討することとなった。その結果、幼児保育学科のディプロマ・ポリシーは内容を整理して8項目から5項目にわかりやすく集約され、介護福祉学科のディプロマ・ポリシーは「地域」や「多職種連携」に関する内容をよりわかりやすく明記することにつながった。見直しされたディプロマ・ポリシーについては令和4年11月26日の教授会での審議を経て理事会で承認された。

[区分 基準Ⅱ—A—2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー: CP) を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教育課程編成・実施の方針 (CP) は、卒業認定・学位授与の方針 (DP) に対応している。
 - (2) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、 面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
 - (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準 II —A—2 の現状>

各学科のカリキュラム・ポリシーは、各学科のディプロマ・ポリシーに対応して、以下のように定められている。これらのカリキュラム・ポリシーに従って各学科の教育課程を編成している。その際は、「教育課程・学生生活ガイド」(提出-11)に記載したとおり、ディプロマ・ポリシーとの関連を学生が意識できるよう、ディプロマ・ポリシーの内容と各授業科目の到達目標との関係を表で示し、特に重要な関係には②、重要な関係には〇を付す工夫を施している。

<幼児保育学科:カリキュラム・ポリシー>

授業科目は、教養基礎科目と専門科目があり、これを2年間に配当している。

- 1. 教養基礎科目は、本学の目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい 生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点から、3 学科共通の教養基 礎科目の枠組みに基づき編成している。
- 2. 専門科目は、「教科に関する専門科目」と「教職に関する専門科目」から構成されている。これらの科目を、「保育の基礎」「子どもの成長と発達」「感性を高める想像力と創造力」「児童家庭福祉」「保護者支援」「保育実践力」「教養力」「自己形成」の各分野から配置している。

<介護福祉学科:カリキュラム・ポリシー>

授業科目は、教養科目、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアがあり、これらを2年間に配当している。教養科目は、専門職としての価値・知識・技術を持ち、成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。豊かな人間性を育むため、短期大学での学び方の基礎を身につけ、進路選択・進路設計を考えることを中心とする。人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアは、介護福祉士国家試験受験資格に関わる科目である。

- ○「5つの到達目標」に関連する科目構成と達成するための工夫
- 1. 介護福祉士の仕事は人間を対象とする。なかでも高齢者や障がい者と接する機会が多い仕事であるため、尊厳を守るという価値・対人援助に関する知識・技術が必要である。したがって、社会の中での人間を捉え、人との関わり方を重視し、自己の感性を高めていくとともに、相手の立場に立って考える力や信頼関係の構築に役立つ科目構成としている。
- 2. 幅広い視野に立つためには、介護や福祉の理念や生活に関連する法律についての知識も必要になる。また、単なる知識の修得にとどまらないよう、領域「人間と社会」の中の社会の理解に関する科目を多く設定し、実際の社会問題に関するディスカッションを通じ、介護福祉士として対象者の尊厳と権利を守ることができる科目構成としている。
- 3. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域から得られた知識・技術を統合し、アセスメント能力を高め実践力をつけることが必要である。生活支援技術では、生活の質を向上する根拠をもった基礎的な技術から、人生の質の向上するための支援まで、幅広い視野に立った介護過程の展開ができるように、

介護実習で実践力を養う構成としている。

- 4. 地域に開かれ地域に密着した教育をしていくために、学生が地域から学び、地域での活動の輪を広げて実践できるような科目構成としている。また、地域において介護実践力を高められるよう、多職種との連携・地域の理解を複数の科目と介護実習で段階的に学んでいく横断的な構成としている。
- 5. 介護実践能力を高めるとともに、研究的な能力を育成するために、介護現場で学んできたことを振り返り、まとめていくことを大切にしている。介護実習終了後には、実習のまとめを行うとともに、2 年次には介護福祉研究に取り組み、その成果を発表している。

<看護学科:カリキュラム・ポリシー>

教育目標およびディプロマ・ポリシー (DP) および看護師養成所指定規則に則り以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

- 1. ケアスペシャリストとしての人間性の育成のために、「ひとの命と健康を考える」、「ひとの可能性を考える」、「ひとの権利を考える」、「ひとの生活を考える」、「学修の基礎力を培う」に基づく看護関連科学の科目を配置する。
- 2. 看護のケアスペシャリストとして、看護実践に必要な知識・技術を身につけるための看護専門科目を配置する。
- 3. さらに(1)(2)の科目を統合・発展し実践する分野として看護専門科学に統合分野を配置する。
- 4. 地域の保健医療福祉および教育に貢献できる人材育成のために、3 学科共通の地域志向科目を配置する。
- 5. 看護師国家試験合格に向けた知識と活用力を強化する。

教育課程は「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」という短期大学設置基準第4章第5条を踏まえ、学則第17条に基づき学科ごとに体系的に編成されている。また、ディプロマ・ポリシー達成に向けての道筋を学生に対してわかりやすく示すため、本学では「教育課程・学生生活ガイド」に記したとおり、ディプロマ・ポリシーの内容別に各学年で学ぶ科目を体系的に整理してカリキュラムマップを作成している。

各学科とも学習成果に対応した授業科目を配置しており、幼児保育学科では保育士と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格、看護学科では看護師国家試験受験資格の取得が可能な教育課程の編成となっている。授業科目には大きく教養科目と専門科目があり、1年前期は基礎的な内容を培う科目を多く開講し、1年後期、2年前期、2年後期になるにつれ、より専門的な内容を学ぶ科目を配置する等、段階を踏んで学習成果を獲得できる編成としている。その際は、学生が効果的に学習成果を獲得できるよう、各学科で各科目の年次配置について検討を行い、科目間での連携強化を図っている。学科別にみた場合、幼児保育学科は「教養基礎科目」「専門教育科目」「研究演習」、介護福祉学科は「教養科目」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」によってそれぞれ構成されている。看護学科は

「看護関連科学」と「看護専門科目」によって構成されており、「看護専門科目」は「基礎分野Ⅰ」「基礎分野Ⅱ」及び「統合分野」としている。

本学では、短期大学設置基準第5章第13条の2を踏まえ、各学科で単位の実質化を図り、各学期で履修できる選択科目単位数の上限を定めている。ただし、教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、幼児保育学科では保育士と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格、看護学科では看護師国家試験受験資格の取得が可能な教育課程編成となっているため、各学科とも必修科目の割合が多い分、選択科目数が少ない状況となっている。このように CAP 制については、これまでも「教育課程・学生生活ガイド」や「シラバス(履修ガイド)」(提出-11)に記載し、前期・後期のオリエンテーション(備付-49)時に学生に説明を行ってきている。ただし、令和4年度の認証評価から CAP 制を学則に定めていないことが指摘事項の1つに追加された。そのため、既に定めてあった CAP 制を学則に載せる方向性で令和4年度から協議を開始し、令和5年度に学則変更の届け出を行い、CAP 制を学則(提出-6)に定めた。

成績評価については、短期大学設置基準第4章第11条の2第2項に基づき、学則第21条(単位修得の認定)、第22条(試験等の時期)、第23条(試験等の受験資格)、第24条(追試験)、第25条(学修の評価及び再試験)を定めて基準等を設け、学習成果の獲得状況の評価を厳格に行って判定している。

「シラバス(履修ガイド)」には、科目ごと「教科目No.」「教科目名」「単位数」「時間数」「必修・選択別」「授業形態」「開講年次」「開講時期」「担当教員」「実務経験と授業科目との関連性」「講義目的」「到達目標」「授業回数」「授業日の主題」「授業概要」「事前・事後学修」「DPとの関連性」「学修方法」「テキスト」「参考書」「教員からのメッセージ」「成績評価方法」「オフィスアワー」「履修条件」「受講前に学習すること」が明示されている。これらの内容については、学生に対して初回授業時に説明し、効果的な教育が展開できるようにしている。なお、令和元年度の「シラバス(履修ガイド)」から各科目担当者の「実務経験と授業科目との関連性」の欄を新たに設け、どのような実務経験を持つ教員が、その実務経験を生かして、どのような教育を展開しているのかという視点をより明確にしている。

本学では通信課程を設けていない。ただし、介護福祉学科では介護福祉士実務者研修(備付-42)の一環としてスクーリングを受託し実施している。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために緊急事態宣言等が発動された際には、Microsoft365を活用し、オンライン授業や課題配信を実施した。

教育課程の定期的な見直しは、法制度の改正や学生の実態等を考慮しながら効果的な教育が展開できるよう、教育課程委員を中心に各学科で行い、教授会で確認している。幼児保育学科では科目の見直しや教員の配置、シラバス等の検討を行い、令和元年度からの再課程認定に基づく教育課程となっている。介護福祉学科では新カリキュラムの導入に向けて令和元年9月から教育課程委員を中心に学科会で検討を重ね、科目やシラバス等の見直しを行い、令和3年度から新カリキュラムでの授業が開始されている。

[区分 基準Ⅱ—A—3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ—A—3の現状>

本学では「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」というケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき教養を培う科目を各学科で構成している。

■幼児保育学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	生命倫理、健康と運動 I 、健康と運動 II
ひとの可能性を考える	こころの科学
ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ、地域交流実践
ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法
学修の基礎力を培う	英語表現、情報処理演習、暮らしの中の数学、キャリア
	形成I

■介護福祉学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	※専門科目で対応
ひとの可能性を考える	※専門科目で対応
ひとの生活を考える	地域生活と文化
ひとの権利を考える	※専門科目で対応
	初年度教育Ⅰ、初年度教育Ⅱ、キャリアデザイン入門
学修の基礎力を培う	キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ、キャリアデ
	ザインⅢ

■看護学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名	
ひとの命と健康を考える	健康と運動、生化学、化学の基礎、栄養学	
ひとの可能性を考える	言葉と表現、感性を高める表現、ストレスと癒し	
ひとの生活を考える	生活科学、家族論、接遇、地域ボランティア演習	
ひとの権利を考える	法学、市民社会と生活、人権と福祉	
学修の基礎力を培う	英語 I、英語 II、情報システム論、プレゼンテーション	
子修の基礎力を培り	技法	

幼児保育学科は教養科目として「教養基礎科目」、専門科目として「専門教育科目」「研究演習」を、介護福祉学科は「教養科目」と専門科目である領域「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」を、看護学科は教養を培う科目を含む「看護関連科学」と専門科目からなる「看護専門科目」をそれぞれ配置している。これらの教養教育と専門教育との関連性については、3 学科とも国家資格(保育士、介護福祉士、看護師)の取得を目指すため、教養科目から専門科目に接続する場合もあれば、教養科目と専門科目が 1 年次から並行して進み、相互補完的な役割を果たす場合もある。

教養教育の効果を測定・評価するにあたっては、教養科目に関する成績評価、GPA、VOICE (学生による授業評価) (備付-24) に加え、全学生に対して行われる学習成果と学生支援に関する満足度調査の結果 (備付-26) を参考にしている。令和 4 年度の結果をみると「授業を通して幅広い教養が身についたと思う (そう思う+少しそう思う)」と回答した学生の割合が幼児保育学科 1 年生 90.7%・2 年生 83.8%、介護福祉学科 1 年生 95.5%・2 年生 93.3%、看護学科 3 年生 66.7%であった。この結果からも教養教育が目的とする汎用的な能力の獲得について一定程度の学生が達成できているといえる。ただし、学科・学年別に差がみられるのも事実である。そこで、学習成果と学生支援に関する満足度調査の結果については教授会・拡大教授会を通して全教職員に周知し、教養教育の重要性を再認識する機会としている。また、FD 活動の一環として専門科目に加え、教養科目についても各学科で授業参観を行い、その結果を授業参観アンケート (備付-43) に記載し、授業改善を図っている。

[区分 基準Ⅱ—A—4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
 - (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ—A—4 の現状>

教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、幼児保育学科では保育士と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士、看護学科では看護師の取得に向けて、以下のとおり、カリキュラムのなかに実習が組み込まれている。実習は貴重な職業教育であり、学内で学んだ教養教育と専門教育で培った態度・知識・技術の活用・統合を図る機会となっている。また、実習は子どもや利用者、患者というように対象は異なるものの、その人たちや職員との関わり等を通して社会人に求められるコミュニケーション力を培い、人への思いやりを育み、自己成長できる場でもある。

■幼児保育学科

学年	実習名		
1年次	教育実習、保育実習 I		
2年次	教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ		

■介護福祉学科

学年	実習名		
1年次	介護導入実習、介護基礎実習、地域介護実習		
2年次	個別援助実習、介護総合実習		

■看護学科

学年	実習名		
1 年次	基礎看護学実習I		
2年次	基礎看護学実習Ⅱ、小児看護学実習Ⅰ		
2 / 14	臨床看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ、小児看護学実習Ⅱ、		
3 年次	母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、統合実習		

実習以外にも幼児保育学科では、「保育・教職実践演習」において、2年間の保育・教職における学習内容を確認し実践力を向上させることを目的として、グループによる模擬授業の構築、相互視聴を行った。例年は、松本短大幼稚園の園児を招いて模擬授業の公開を行っていたが、令和 3年度の反省やコロナ禍においての急な変更を回避するため、実際に子どもを前に模擬授業を行うのではなく、「子どもが観る動画」(備付-88)を作成することをテーマとして授業に取り組んだ。一般的な保育技術のみならず、ICT機器を使用しての動画作成の手法や子どもと ICT教育について考えるきっかけにもなった。キャリア形成 Iとキャリア形成 Iでは、社会状況を知り、自己の学力や表現力を客観的に見つめることから自らのキャリアを再考していけるよう、職業の意識付けを図る教育を展開している。

また、幼児保育学科の卒業生によって運営されている同窓会によるパペット指導は 令和 4 年度も行われた。1 年生を対象として全学生に手作りのハンドパペットを配布 し、パペットの実際の使い方や子どもたちの反応についての特別講義を行った(備付-88)。

介護福祉学科ではキャリアデザイン入門やキャリアデザイン I 等の科目のなかで進路設計や履歴書の書き方等を学ぶ職業教育の機会を設けている。また、就職相談会(備付-44)を毎年開催しており、約20~30の施設・事業所の代表者が本学を訪れ、それぞれのブースで学生と個別相談する機会を設けている。令和4年度も感染症予防策を施した上で対面形式によって学生は各施設・事業所の情報を直接担当者から得ることができた。この就職相談会は本学と施設・事業所との連携を深める機会にもなっており、学生への職業教育や就職支援に加え、産学連携の観点からも重要となっている。また、職業教育の一環として介護福祉学科と看護学科では、同窓会・卒業生と連携して職場別相談セミナー(備付-14)をそれぞれ開催している。介護福祉学科では感染防止策を徹底するなかで令和4年度も職場別相談セミナーを開催し、介護福祉士として働く

卒業生 4 名が介護福祉士の魅力や喜び、やりがい等を在学生に伝え、それらに対して 在学生が質問するという双方向の学びと交流を図る取り組みを実施した。

本学における職業教育の効果を示す指標として、就職率の高さが挙げられる。各学科とも毎年ほぼ100%の就職率となっている。特に保育や幼児教育、介護福祉、看護に関わる就職者の割合が高いのが特徴である。また、職業教育の効果測定の方法として実習巡回や実習評価がある。各教員は幼児保育学科で保育所や幼稚園等、介護福祉学科で介護老人福祉施設や介護老人保健施設等、看護学科で病院等での実習巡回を通して学生自身の実習中の様子を確認しながら実習指導者と連携して実習指導教育を展開している。また、各学科ともに実習評価表(備付-33)を活用し、実習先からの評価を踏まえながら、一人ひとりの学生に対して実習評価を行っている。その結果は学科ごとに共有され、実習教育の更なる改善につなげている。介護福祉学科では前述した職場別相談セミナーについて参加した在学生を対象にアンケートを実施し、その結果を次回に活かしている。

■令和4年度卒業生就職率等

学科	卒業生数	就職希望者数	就職者数 (就職率)	進学者数
幼児保育学科	91 人	91 人	91人(100.0%)	0 人
介護福祉学科	33 人	30 人	30人 (100.0%)	1 人
看護学科	57 人	55 人	54 人 (98.1%)	2 人

[区分 基準 II — A — 5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー: AP) を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 入学者受入れの方針(AP)は学習成果に対応している。
 - (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針(AP)を明確に示している。
 - (3) 入学者受入れの方針(AP)は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針(AP)に対応している。
 - (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
 - (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
 - (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
 - (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
 - (9) 入学者受入れの方針(AP)を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点 検している。

<区分 基準Ⅱ—A—5の現状>

本学ではディプロマ・ポリシーで示した内容を卒業までに獲得すべき学習成果と位置付けている。この学習成果に対応させ、アドミッション・ポリシーを学科ごとに以下のように定めている。

<幼児保育学科:アドミッション・ポリシー>

- 1. 子どもの育ちと生活に興味・関心がある
- 2. 誠実に人と向き合える
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- 4. 学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

<介護福祉学科:アドミッション・ポリシー>

- 1. 介護福祉や社会福祉に関心をもち、学ぶ意欲をもっている
- 2. 人の立場になって考えることができる
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- 4. 人と共に協力して活動に取り組むことができる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

<看護学科:アドミッション・ポリシー>※

- 1. 人の健康、生活、医療に興味・関心がある
- 2. 誠実に人と向き合える
- 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- 4. 周囲のできごとを自分のこととしてとらえ、感じられる
- 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある
- ※令和3年度に松本看護大学が開学したことに伴い、令和2年度~令和4年度は松本 短期大学看護学科の入試は実施されなかった。

本学では、アドミッション・ポリシーを「学生募集要項」(提出-4)や「松本短期大学入試ガイド」(提出-12)に加え、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2)や松本短期大学ホームページ(提出-1)等においても明示している。

アドミッション・ポリシーには各学科独自の内容に加え、「入学後の学修に必要な基礎学力がある」という共通項目を設定し、入学前の学習成果の把握・評価の必要性を明確にしている。その上で入学者選抜を通して、これまでの学習成果の把握・評価を客観的に行っている。例えば、総合型選抜では志望理由書、小論文、面接、幼児保育学科ではこれらに活動報告書とプレゼンテーションを加えて、これまでの学習成果を把握・評価している。令和2年度実施の入試からは、文部科学省による「令和3年度大学入学者選抜実施要項の見直し」に伴い、学力の3要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働しつつ学習する態度)を入学者選抜において多面的・総合的に評価できるよう、入試形態・試験科目・配点・提出書類の変更を行っている。

入学者選抜の方法はアドミッション・ポリシーに対応したものとなっている。「学生募集要項」(提出-4)の各入試に共通して提出する必要がある志望理由書には、本学の

アドミッション・ポリシーと自分との関わりを記載する項目を設定している。さらに 受験者の希望学科への理解度を把握し、入学後の目標と将来像についても考えられる 内容としている。また、各入試に共通して行われる面接評価票 (備付-45) については、 両学科ともに質問項目とアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素を対応させた様式を使用し、その適性を評価するものとなっている。

本学では、高校と短期大学との高大接続の観点から総合型選抜、指定校推薦選抜、公募推薦選抜、一般選抜および社会人選抜の入試区分を設け、多様な選抜方法を採用している。各入試の選抜の方法や各試験科目の評価の方法については、「学生募集要項」に明確に示されている。各選抜試験実施後に入試委員会によって合否判定資料が作成され、学科会での協議を経て教授会で審議し、学長が合否を決定している。このように各入試については選考基準を設定し、公正かつ適切に実施がなされている。

授業料、その他入学に必要な経費については、「学生募集要項」や「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」に明示しているほか、オープンキャンパス等でも各学科で説明を行っている。 令和 4 年度、介護福祉学科では長野県介護福祉士修学資金等貸付事業を活用した場合の学費負担の軽減について学科独自のチラシ(備付-46)を作成し、オープンキャンパスや高校訪問等での説明を行った。「学生募集要項」や介護福祉学科の学費負担の軽減に関する独自のチラシについては、松本短期大学ホームページでも閲覧できるようになっている。

本学ではアドミッション・オフィスとして事務局入試広報課を設置し、入試委員会 と連携しながら受験生の問い合わせ等に対して適切に対応している。

本学では高校訪問の際に高等学校関係者との意見交換・聴取を行い、その内容を高校訪問報告書(備付-19)に記載し、入試委員会や広報企画推進委員会を中心にその情報をとりまとめ、アドミッション・ポリシーや学生募集等の点検・検討に活用している。また、本学で開催される高校進路担当者説明会では、高校進路指導担当者へのアンケート(備付-21)を実施している。その結果、本学のアドミッション・ポリシーは「高校生にわかりやすい」「わかりやすく広報している」等の意見が得られた。ただし、令和2年度~令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、高校進路担当者説明会を開催することができなかった。令和5年度は高校進路担当者説明会を開催し、そのなかでアンケートを行い、アドミッション・ポリシー等の意見を聴取する予定である。

[区分 基準 II — A — 6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ—A—6の現状>

各学科の学習成果は、「ケアスペシャリスト」の育成という教育理念に基づき、それ ぞれの専門性を踏まえ、卒業までに獲得すべき知識・技術・能力等の内容が具体的に記載されている。本学では保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士、看護師を取得し

松本短期大学

て関連する職場に就職することを 2 年間の学習成果として重視し、それはディプロマ・ポリシーと区別できず、むしろ関連性が強いと考えてきた。そのため、本学ではディプロマ・ポリシーを学習成果として位置付けている。このように本学の学習成果は社会的にも認められる内容で具体性があるといえる。ただし、令和 6 年度の認証評価に向けて評価委員会を中心に自己点検・評価委員会や各学科を含めて組織的な議論を重ねたところ、「基準 I —B —2 の現状」にも記述したとおり、ディプロマ・ポリシーとは別に学習成果を策定することになった。その結果、令和 4 年 11 月 26 日の教授会での審議を経て理事会で承認された学習成果は、幼児保育学科、介護福祉学科ともに 10 項目となり、より具体性が増すこととなった。

■学科別ディプロマ・ポリシーのなかにみる学習成果

○幼児保育学科

- 1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
- 2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
- 3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
- 4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。
- 5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
- 6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
- 7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする 実践力を身につけている。
- 8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

○介護福祉学科

- 1. 温かいこころと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、 信頼関係を築くことができている。
- 2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
- 3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考える ことができている。
- 4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
- 5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解 できている。

○看護学科

- 1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
- 2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
- 3. 看護の本質を学び、自己の看護観をもっている。
- 4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
- 5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
- 6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

本学では、以下の表のとおり、ほとんどの学生が幼児保育学科の 2 年間で保育士と 幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科の 2 年間で介護福祉士、看護学科の 3 年間で看護師を取得して卒業している。また、令和 4 年度の単位取得状況をみると、例えば幼児保育学科 1 年生 102 人中 101 人 (99.0%)、介護福祉学科 1 年生 27 人中 21 人 (77.8%)、看護学科 3 年 57 人中 57 人 (100.0%)が、その学年で 1 科目も落とさずに単位を取得している。これらのことからも、学習成果は一定期間内で獲得可能であるといえる。

各科目の学習成果については、「シラバス(履修ガイド)」(提出-11)に示した到達目標や成績評価方法に基づき測定して評価を行っている。その上で履修した科目の成績評価の結果を累積し、GPA を算出(備付-41)している。そのほか、保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士、看護師といった資格・免許の取得状況や就職状況、学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)といった各種アンケートの結果等からも学習成果を測定することが可能である。

■学科別にみる過去3年間の国家資格等の取得状況

		取得者数/取得希望者数または受験者数(取得率)		
	国家資格等	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	保育士	95 名/99 名	90 名/94 名	90 名/93 名
幼児保育学科		(96.6%)	(95.7%)	(96.8%)
幼児休月子科 	幼稚園教諭	96 名/99 名	89 名/94 名	84 名/93 名
	二種免許状	(97.0%)	(94.7%)	(90.3%)
介護福祉学科	介護福祉士	29 名/31 名 (93.5%) ※専攻科 3 名を含む	24 名/26 名 (92.3%)	30 名/31 名 (96.8%)
看護学科	看護師	69 名/69 名 (100%)	52 名/55 名 (94.5%)	55 名/57 名 (96.5%)

※取得率は、卒業者数に対する取得者数の割合を示したものではない点に注意

[区分 基準Ⅱ—A—7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の 業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ—A—7の現状>

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとして、GPA(備付-41)、単位取得率(備付-48)、学位取得率、保育士と幼稚園教諭二種免許状の取得率(備付-28)、介護福祉士国家試験合格率(備付-28)、看護師国家試験合格率(備付-28)等を利用している。幼児保育学科では学習ポートフォリオとして履修カルテ(備付-29)を導入している。介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表(備付-30)や生活支援技術評価表(備付-31)、介護過程評価表(備付-32)等、複数の介護福祉学科評価シートを用いて学習成果を質的または量的に測定している。看護学科では実習において実習ポートフォリオの記入が行われている。

また、全学生を対象とした学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)からも学習成果の獲得状況を把握し、その活用に努めている。令和 4 年度の調査結果をみると、例えば「専門的知識を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生94.2%・2年生86.3%、介護福祉学科1年生100.0%・2年生90.0%、看護学科3年生80.4%となった。「専門的技術を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生87.2%・2年生82.6%、介護福祉学科1年生100.0%・2年生86.7%、看護学科3年生72.5%であった。また「課題解決力を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生80.2%・2年生76.3%、介護福祉学科1年生95.4%・2年生90.0%、看護学科3年生72.5%という結果となった。これらの調査結果は教授会・拡大教授会を経て全教職員に配布され、各学科で調査結果の振り返りを行い、授業改善や学生支援につなげている。

各科目による学習成果については教員による成績評価に加え、VOICE(学生による授業評価)の結果(備付-24)からもみることができる。これにより授業終了時に学生が当該科目での学習成果を自己評価することができている。毎年実施している卒業生へのアンケート(備付-27)では、学習成果の内容を含めた上で本学の教育や授業等をどのように受け止めたのかを把握している。隔年で実施されている本学卒業生の就職先に調査を行う就職先へのアンケート(備付-15)では、本学での学習成果が卒業後の仕事に活かされているか等の点について確認を行っている。各学科の実習は評価基準を示した実習評価表(備付-33、68)に基づき実習先の指導者と教員が連携を図りながら総合的に評価を行っている。そのほか、学位取得率や資格取得率、就職率等も学習成果を測定する際の参考としている。

学習成果である就職率や就職先の状況、介護福祉士国家試験合格率と看護師国家試

験合格率については「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2) や「自己点検・評価報告書」(備付-16) によって公表されている。

[区分 基準Ⅱ—A—8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ—A—8の現状>

ほとんどの学生が、実習先である幼稚園や保育園、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等に就職しているため、それらの場に教員が実習巡回した際に卒業生の評価を聴取する機会となっている。また、介護福祉学科では毎年 6 月に就職相談会(備付-44)を開催しており、施設・事業所の担当者が本学を訪れるため、そこでも卒業生の評価を聴取できている。さらに介護福祉学科や看護学科では、職業教育と就職支援の一環として卒業生による職場別相談セミナー(備付-14)を開催しており、そのなかで卒業生との情報交換が行われている。これらにより得られた情報は、学科会や学生支援委員会等で報告され、その就職先が求める人材の特徴や求める能力等の把握につながり、そこに就職を希望する学生への支援に役立てている。

令和3年度は、令和2年度の卒業生を対象とした就職先へのアンケート(備付-15) を学生支援委員会が実施した。各学科ともディプロマ・ポリシーに関連する質問をし ているが、どの学科も 5 点満点のうち 3.3~4.4 の評価が得られ、「十分に身について いると感じている」「ある程度身についていると感じている」と評価している就職先が 多く、概ね良好と判断できる結果となった。また、卒業後 1 年目の卒業生へのアンケ ート(備付-27)は毎年実施されており、卒業後の悩みや不安等を把握するとともに、 その結果を在学生への授業に活かす取り組みも行っている。これらのアンケート結果 は、教授会・拡大教授会で報告され、学習成果の点検に用いられる等、大学運営に活か されている。幼児保育学科では、保育所や幼稚園における保護者への対応や支援に関 わる質問に対し、その業務はまだ経験できていないとする卒業生の回答がみられた。 ただ卒業後1年目では保護者への対応や支援は限定的であるが、経験を積むにつれ、 保護者との関わりは増えることになるため、在学中から保護者への対応や支援を想定 した学修にも力を入れていく必要性を教員間で共有した。一方、就職先へのアンケー トには、介護福祉学科の卒業生に対し、接遇に関する課題を指摘する施設がみられた ため、令和4年度は1年次から実習指導の科目にあたる介護総合演習Ⅰ・Ⅱを中心に 授業内で接遇に関する内容を強化させた。

<テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の課題>

令和4年度に既存の三つの方針 (DP・CP・AP) を検討した結果、幼児保育学科では学生がより理解しやすいよう、これまで8項目であったディプロマ・ポリシーを5項目に集約した。介護福祉学科ではカリキュラム・ポリシーを中心に文言等の一部を修正し、わかりやすい表現とした。さらにアセスメント・ポリシー (提出-7) や各学科の学習成果が新たに定められた。これらを令和5年度から適切に運用していくためにも、入学式後のオリエンテーションや各学期のオリエンテーションの際に「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3) に基づいて三つの方針 (DP・CP・AP) や学習成果等について丁寧に説明し、その周知を図っていくことが求められる。

また、本学における学習成果に関して内部質保証ルーブリックを用いて確認を行った結果、学科レベル・科目レベルでは学習成果の測定・評価が適切に行われているものの、短期大学全体としての学習成果の測定・評価や学習成果をフィードバックする仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」(提出-5)を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設した。この「学びの軌跡」システムを運用することで、①学生に対する学習支援を短期大学として組織的に行い、学習成果の獲得に向けて責任を果たすこと、②各学科のディプロマ・ポリシーや学習成果を学生自身が意識できること、③学期ごとに GPA と学習成果に対する自己評価に基づき学生が自らの学習成果の獲得状況を把握できること、④ゼミナールまたはチューター担当教員との面談を通して、個々の学生が自らの学習成果を振り返り、今後の取り組み課題を明らかにできること等が期待されている。令和5年度は「学びの軌跡」システムを軌道に乗せ、学習成果の獲得について評価・判定するだけでなく、その結果をフィードバックし、次につなげる取り組みを推進していくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

1: 松本短期大学ホームページ、2: 松本短期大学 CAMPUS GUIDE、3: 教育課程・学生生活ガイド、4: 学生募集要項、5: 冊子「学びの軌跡」、11: シラバス(履修ガイド)

提出資料-規程集

1:学校法人松本学園文書取扱規程

備付資料

14:介護福祉学科職場別相談セミナー資料、15:就職先へのアンケート結果、23:SD研 修に関する資料、24:VOICE (学生による授業評価)、25:授業評価報告書、26:学習成 果と学生支援に関する満足度調査、27:卒業生へのアンケート、28:資格取得・国家試 験合格率、29:幼児保育学科 履修カルテ、30:介護福祉学科 プレゼンテーション評 価表、31:介護福祉学科 生活支援技術評価表、32:介護福祉学科 介護過程評価表、 33:介護福祉学科 介護実習評価表、34:介護福祉学科 医療的ケア評価表、35:介護 福祉学科 国家試験模擬試験自己採点シート、36:介護福祉学科 国家試験模擬試験 結果一覧表、38:長野県介護技術コンテスト (ケアコン)資料、39:介護実習要項、40: 介護福祉士への道―介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き、41:GPA 等成績資 料、43:授業参観アンケート結果、44:介護福祉学科就職相談会資料、47:単位取得状 況、49:オリエンテーション資料、50:幼児保育学科 学生三者懇談記録、51:幼児保 育学科 ピアノ学習状況確認票、52:幼児保育学科 ピアノ演奏採点表、53幼児保育 学科 ピアノ演奏グレード認定表、54:新着図書紹介資料、55:図書館企画「隣は何を 読む人ぞぅ」、56:図書館企画「コロナ禍に読んでほしい本、58:GPA 2.0 未満への指 導、59:GPA2.0未満への指導:振り返りシート(介護福祉学科)、71:図書館ホーム ページ、57:オリエンテーション「Microsoft365説明資料」、60:バルシューレC級ラ イセンス資格資料、61:JFA 公認キッズリーダー(U-6) 資格資料、62:日本歌唱指導 者資格資料、63:ケアセラピスト資料、64:福祉住環境コーディネーター2 級・3 級資 料、65:介護口腔ケア推進士資料、66:認知症ケア准専門士資料、68:幼児保育学科 「教育・保育実習ガイド」、70:介護福祉学科 学生表彰、72:教職員向け Microsoft365 説明資料、73:サークル代表者会資料、74:ボランティア活動ガイドライン、75:食堂 コロナ対策資料、76:各種奨学金案内資料、77:障害者学生支援フロー、78:就職試験 報告書、79:進路希望カード、80:幼児保育学科 自治体就職ガイダンス、81:危機管 理委員会議事録、67:幼児保育学科 入学前課題、69:幼児保育学科 入学前課題、 82: 幼児保育学科 SPI 課題習得状況、83: 幼児保育学科 実習記録、84: オクレンジ ャー資料

[区分 基準Ⅱ—B—1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
 - (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
 - (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利 用技術の向上を図っている。

<区分 基準 II —B—1 の現状>

教員は、学習成果の獲得に向けて以下のように責任を果たしている。

成績評価についてはディプロマ・ポリシーに基づき学則第5章「教育課程・履修方法等」や「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3)に明示され、全教員が周知している。これに則り、各科目の成績評価基準や成績評価方法を「シラバス(履修ガイド)」(提出-11)に明記し、これに基づき学習成果の獲得状況を評価して成績評価を行っている。学習成果の獲得状況については、GPA(備付-41)や取得単位数(備付-47)、VOICE(学生による授業評価)(備付-24)に基づき作成した授業評価報告書(備付-25)に加え、保育士と幼稚園教諭二種免許状の取得率(備付-28)、介護福祉士国家試験合格率(備付-28)、看護師国家試験合格率(備付-28)といった資格・免許の取得状況や就職状況、学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)等の各種アンケートの結果等からも適切に把握している。また、幼児保育学科では学習ポートフォリオとして履修カル

テ(備付-29)、介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表(備付-30)や生活支援技術評価表(備付-31)、介護過程評価表(備付-32)等の介護福祉学科評価シート、看護学科では各論実習で実習ポートフォリオを活用し、学習成果を学生自身と教員の双方が把握するように努めている。

教員は、科目ごとに学生の成績評価を行う一方で、必ず学期(前期・後期)ごとに全科目について VOICE (学生による授業評価)を受けている。学生の自己評価と授業評価について得られたデータは教員にフィードバックされ、教員はこの結果をもとに授業評価報告書を作成し、自らの授業を点検・評価し、授業改善に役立て、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

授業内容については、実習等のように全教員が関与するものについては学科会等で情報共有し、指導内容の確認等を行っている。また、FD 研修の一環として授業改善や教員同士の意思疎通を図るため、教員が他の教員の授業に参加する授業参観を実施している。令和 4 年度は学科内での授業参観を行い、他の教員の授業から学ぶべき点や参考になる点等を授業参観アンケート(備付-43)に記述し、それを集約して教授会・拡大教授会で共有した。コロナ禍の影響で非常勤講師との懇談会の開催は見合わせ、学科長や事務局を通じて非常勤講師との情報共有が行われた。

教育目的・目標の達成状況については、単位取得状況、GPA、VOICE(学生による授業評価)の結果を示した授業評価報告書、各種模擬試験の結果等から把握・評価している。これらの達成状況については学期末や年度末等に学科会で共有され、学修支援や学生指導等に活かされている。また、教育理念の1つとして「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、卒業・学位授与率に加え、資格・免許の取得率や就職状況からも教育目的・目標の達成状況を把握し、次年度の学修支援や学生指導の体制に役立てている。

入学式後のオリエンテーションや学期開始時のオリエンテーション(備付-49)では、教育課程委員が中心となって学生に対し資格取得・卒業要件を満たすよう、履修についての説明・指導を行っている。各科目の開講時には「教育課程・学生生活ガイド」を使用してディプロマ・ポリシーと該当科目との関連について解説し、科目の達成目標を学生が理解し意識できるようにしている。

学習成果の獲得に向けての各学科の取り組みは、以下に記すとおりである。

【幼児保育学科】

教員は、「シラバス(履修ガイド)」に成績評価基準を明記した上で、初回授業時を含め随時、履修・成績評価等のポイントを学生に説明している。特にレポート課題・試験準備学習については丁寧に説明を行うことにより、学習成果の獲得状況を高める工夫を講じている。

学習成果の獲得状況については、「保育・教職実践演習(幼稚園)」と連動した「履習カルテ」を記入する機会を半期ごとに設け、可視化を図っている。また、GPAに基づきゼミナール担当教員が個別に面談を実施し、学習環境の改善、試験対策への助言、個別に面談を実施し、学習環境の改善、試験対策への助言、個別的課題による補習等を行っている。さらに実習を学びの集大成として位置づけ、実習先からの評価(A~E)に基づき、実習担当教員・ゼミナール担当教員が個別面談を実施している。学科会では、毎回「学生について」「実習について」という議題を掲げ、情報交換・問題の共有に努め、

進路変更等が生じる可能性がある際は必要に応じて保護者も含めた三者懇談を行っている (備付-50)。養成教育のなかで重要な要素の 1 つとなるピアノ演奏技術については、入学前のピアノ学習状況確認票 (備付-51) や入学後の演奏採点表 (備付-52)、ピアノ演奏グレード認定表 (備付-53) に基づき学生の学習成果を把握し、その結果を学生の指導に活用している。

令和4年度に実施した学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)において幼児保育学科の結果をみると、「幅広い教養」や「専門的知識」「専門的技術」が身についたと思う学生が1・2年生ともに8割を超えた。これらの結果に加え、教員はVOICE(学生による授業評価)の結果について授業評価報告書を記載するなかで振り返り、授業改善に活用している。

専任教員は、月 2 回の学科会において授業内容についての意思の疎通・協力・調整を図っている。このほか、日常的に密にコミュニケーションをとっている。兼担・兼任講師については、年 1 回年度当初に開催されていた非常勤講師との懇談会がコロナ禍の影響で見送られたため、学科長と教務事務職員を介して、学科との連携を維持している。

教育目的・目標を達成する基盤として、入学前課題による基礎学力の定着を図っている。入学当初に SPI 模試を実施し、学生の現状を把握し、入学後の学習やキャリアサポートにつなげている。各学期の単位取得状況、GPA 等から教育目的・目標の達成状況について把握・評価し、ゼミナール担当教員が学生に対し個別指導を行っている。

入学ガイダンス、各学期のオリエンテーション時に、教育課程委員が全体説明・指導を行い、その後、ゼミナール担当教員が個別指導・記入のチェックを行い、履修登録上のミスを防いでいる。令和4年度に実施した卒業生へのアンケート(備付-27)における幼児保育学科の結果をみると、「社会に出ていく自信・能力を身につけることができた」について「できたと思う」「少しできたと思う」の合計は78.6%であった。こうした結果も踏まえ、学生に対しての履修や卒業に至る指導を行っている。

【介護福祉学科】

専任教員は「シラバス(履修ガイド)」に基づき学生に授業について説明した上で、 授業ではポイントを明確にし、分かりやすい授業の進行を心がけている。また、翌週に 適宜確認・復習のための小テストを実施し、学生自身の理解度の確認と教員自身の評 価として活用している。

学習成果の獲得状況について、実習では「介護実習要項」(備付-39) に掲載されている介護実習評価表(備付-33) に基づき施設評価と教員評価が行われ、実習終了後は学生と巡回担当教員が面談を行って実習の成果と課題を確認し、次回の実習に活かしている。国家試験対策では「介護福祉士への道一介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」(備付-40) や国家試験模擬試験結果一覧表(備付-36)、国家試験模擬試験自己採点シート(備付-35) を活用し、年間最低8回実施される介護福祉士国家試験模擬試験の結果等を記載するなかで、得点の推移や教員からの指導を学生自身が確認し、今後の国家試験対策につなげている。このほか、介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表、生活支援技術評価表、医療的ケア評価表(備付-34)、介護過程評価表を用いて学生の学習成果を適切に把握し、その結果を学科会で共有して学生支援に活かしている。

松本短期大学

令和4年度に行った学習成果と学生支援に関する満足度調査によれば、「教員によるチューターでの指導に満足しているか」の問いに対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が介護福祉学科1年生で95.5%、同2年生で93.4%であった。「教員による実習指導に満足しているか」の問いに対しては、「そう思う」「少しそう思う」の合計が介護福祉学科1年生で95.4%、同2年生で93.3%となった。これらの結果からも、教員による教育・指導に対して一定以上の評価がなされていることが明らかとなった。ただし、この結果に満足せず、各教員はVOICE(学生による授業評価)の結果を授業評価報告書で振り返り、授業改善に活用している。このほか、学習成果の獲得状況について複数の介護福祉学科評価シートに基づき把握し、それを学科会で共有するなかで授業改善につなげている。

授業内容については、学科会を中心に教員間で意思疎通を図っている。さらに「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の領域別でも打ち合わせを 行い、授業での協力体制を整えている。

教育目的・目標の達成状況を示す一つの指標として、介護福祉学科では介護福祉士国家試験の合格率が挙げられる。令和 4 年度の合格率は 96.8% (31 人中 30 人合格)であり、介護福祉士養成施設の平均 75.6%、全国の平均 84.3%をそれぞれ大幅に上回る結果となった。

■介護福祉士国家試験の状況―受験者数・合格者数(率)・合格基準の推移

		受験	者数と合格者数(率)		
口	試験日	松本短期大学	介護福祉士 養成施設	全国	合格 基準
	平成 30 年	37 人中 35 人	6,420 人中	92,654 人中	
30	1月 28 日	(94.6%)	5,649 人	65,574 人	77 点
	(目)	※専攻科3人を含む	(88.0%)	(70.8%)	
	平成 31 年	36 人中 34 人	6,225 人中	94,610 人中	
31	1月 27 日	(94.4%)	5,210 人	69,736 人	72 点
	(目)	※専攻科1人を含む	(83.7%)	(73.7%)	
	令和2年	41 人中 39 人	5,987 人中	84,032 人中	
32	1月 26 日	(95.1%)	4,789 人	58,745 人	77 点
	(日)	※専攻科4人を含む	(80.0%)	(69.9%)	
	令和3年	31 人中 29 人	6,542 人中	84,483 人中	
33	1月 31 日	(93.5%)	4,766 人	59,975 人	75 点
	(目)	※専攻科3人を含む	(72.9%)	(71.0%)	
	令和4年	26 人中 24 人	7,144 人中	83,082 人中	
34	1月 30 日	(92.3%)	4,667 人	60,099 人	78 点
	(目)	(92.3 /0)	(65.3%)	(72.3%)	
	令和5年	31 人中 30 人	7,784 人中	79,151 人中	
35	1月 29 日		5,888 人	66,711 人	75 点
	(日)	(96.8%)	(75.6%)	(84.3%)	

介護福祉学科では、同窓会(卒業生)と連携して職場別相談セミナー(備付-14)を 開催し、介護福祉士の魅力やそれぞれの職場の特徴や仕事内容、研修内容等をわかり やすく学生に伝えている。これらの取り組みは職業教育の一環にもなっており、学生 は専門職として働く卒業生の姿を通して将来像をイメージしやすくなっている。通常 授業に加え、こうした卒業生から在学生が直接学べる機会をつくることも、学生に対 する教育・指導として重要である。

【看護学科】

令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症は収束せず、1 年間を通して感染対策をしながら講義と実習を行った。年度を通して学生に新型コロナ感染者が発生したが、規定の感染対策を行い、学内および臨床実習での集団感染は生じることがなく、対面講義とリモート併用で自宅隔離者にも講義をすることができた。臨地実習においては昨年と同様、臨地実習ができない施設が生じ、学内実習をせざるを得ないことが増えた、学内実習は昨年の経験を活かしより実践的な場面攻勢を増やし、学習内容の不公平感が生じないようにした。学内実習では経験できない臨地の環境については、昨年と同様に地域の感染レベルが落ち着いた時期に実習施設と連携して施設見学を行い、学生が各領域の臨地実習を実施することができた。

令和4年度は、令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う対面授業や臨地実習が実施できない期間が生じたが、3年生の講義科目が少なかったこともありスケジュール変更なく実施できた。臨地実習は昨年同様に実習施設側と綿密な打ち合わせを行いながら、各領域で実習施設の変更や実習スケジュールを変更し、各領域の臨地実習を可能な限り実施するように努めた、実習が不可能な領域においては、臨地実習で学習できる内容を最低限補えるようにした。前期・後期を通して、学生の負担にならないように課題や提出物の内容とスケジュールを配慮し、感染対策のもと対面授業を可能な限り実施した。なお、新型コロナ感染濃厚接触者で登校が行えない学生や欠席した学生に対しては、遠隔授業を積極的に実施し、学内で実施する講義や演習の補習に努めた。また、時間外や土曜日を活用し、講義・演習・実習等の補習に努めた。その結果、ほぼ全ての学生が必要なカリキュラムを履修することができた。

令和4年度は松本短期大学看護学科が閉科するため、3年生のみとなった。この3年生に対しては、令和3年度と同様、長期休暇の前後で日常生活上の留意点(県外往来の申請方法や大人数での飲食の禁止、換気やマスク着用・ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策等)について、口頭に加え、オクレンジャーや書面を通して説明を実施し、学生の理解を促した。また、健康管理アプリ「らくらく健康観察」を導入し、学生の健康観察の入力・送信の徹底と、チューター教員が入力・送信内容の確認を実施した。

看護師国家試験対策は専任担当者を配置し、模擬試験や試験対策講座等、年間を通 して充実した指導を展開した。特に模擬試験の成績が不良な学生に対しては、生活指 導も踏まえた学習方法について、担当教員が随時面接を行い、フォローを実施した。

学習支援の実際としては、臨地実習に向けて時間外に自主的に技術練習ができるように、実習室を使える環境を提供している。

各論実習では実習ポートフォリオを活用して、学習成果を学生自身と全実習担当教員が把握している。各実習終了時には個人面談を行い、自己の課題等を明らかにして次の実習につなげている。

学生個々の学習・就職・経済状況についての課題は学生カルテを用いて、学生の状況 や個別指導内容を記載し、必要時には教員の誰もが閲覧できるようにして継続的な指 導ができるように努力をしている。個人情報であるため、施錠した保管管理となっている。

看護師国家試験は、平成29年度~令和2年度まで4年連続で全員合格し合格率100% を達成することができたが、令和4年度は昨年に続き不合格者がおり、全員合格とは ならなかった。

また、多様な学生が在籍するなかで学生一人ひとりにより時間をかけ、より手厚い支援を行うことが求められている。そこで修学意欲を維持してもらうために、令和4年度はチューター教員による学生への個別指導の充実を図り、退学者や休学者の減少に向けて取り組を行った。その結果、復学生1名が進路変更のため退学となったものの、それ以外の学生はすべて卒業することができた。

事務職員は、学習成果の獲得に向けて以下のように責任を果たしている。

事務職員は、学生の出席や成績等の履修状況の把握やGPAの算出等の職務を通して、 学生の学習成果を認識し、その獲得に向けて貢献している。

事務職員は、本学の教育理念および各学科の教育目標を十分に理解した上で、学生の出席状況の把握や GPA の算出、成績表の発行、追試や再試の手続き等の職務を通して教育目的・目標の達成状況を把握している。

小規模大学の特色を生かし、所属部署の職務を通じて学生個々の特性に触れる機会が多く、職務に関連する修学相談や生活相談に発展することも多い。学習意欲が低下していると感じる学生には、声かけや学習成果獲得に向けてのアドバイスを行う等、学生の学習成果獲得に向けて貢献するべく努力をしている。SD 委員会が、担当業務の能力向上を図るために各担当者研修会(入試広報担当者研修・就職担当研修・教務担当研修・経理事務担当研修・補助金担当者研修等)に参加し、学生に対する修学支援や卒業に至る支援が円滑に行えるように努めている。令和 4 年度に実施した卒業生へのアンケートをみると、事務局・学生部の対応について、4 段階評価で3 学科平均が3.3 という結果であった。このことからも学生の履修に関する相談や各種事務手続きを含めた学生支援が適切に行われていることが推察できる。

学生の成績記録は、事務局において各学期の成績データを学籍管理システムにより管理している。成績を印字した文書については、学校法人松本学園文書取扱規程(提出-規程集1)に基づき永久保存している。

本学は、学習成果の獲得に向けて以下のように施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

令和 4 年度の卒業生へのアンケートでは、図書館の満足度について 3 学科平均が 4 段階評価で 3.5 ポイントとなっており、「満足できた」「やや満足できた」が多い傾向がみられた。また、令和 4 年度の学習成果と学生支援に関する満足度調査によれば、「図書館の設備(冊数等を含む)に満足しているか」の問いに対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が各学科・学年いずれも 70%以上という結果であった。その理由として、毎年、各学科に参考図書・関連図書及び推薦図書、実習関連図書、DVD 等の視聴覚教材の購入希望をとり、新刊図書を優先して購入していることが一因であると考える。また、学生の声には資格・就職関連図書を希望する意見が多く、この希望に沿って

毎年、関連図書を購入していることも図書館の満足度につながっていると考えられる。

また、学生の学習のための支援として、要望があった授業内で、図書館職員が学科・学年に合わせた文献検索ガイダンスや図書館利用ガイダンスを実施している。

令和3年度4月に「松本短期大学図書館」から「松本看護大学・松本短期大学図書 館」と名称が変更され、新着図書情報については「新着図書紹介 2021.4 月特大号」(備 付-54) で学生・教職員に周知された。実習で使用する参考書や「シラバス(履修ガイ ド)」に掲載されている図書等の使用頻度の高い書籍は、図書館出入口近くに別配架し、 貸出の多い図書の増冊を行う等、利便性の向上に努めている。また、長野県内の私立大 学・短期大学の図書館と連携して、読書推進企画「隣は何を読む人ぞぅ」(備付-55)を 実施し、学生・教職員・司書がテーマに沿ったオススメ本を紹介する等して図書館の利 用促進を狙っている。令和 3 年度には、長野県内の全大学・短期大学図書館の連携企 画として、新型コロナウイルス感染症の流行によって心身に大きな影響を受けている 大学生・短期大学生に向けて「コロナ禍に読んでほしい本」(備付-56)をテーマに推薦 図書約20冊の展示・貸し出しも行った。土曜開館を希望する声も毎年のように聞かれ るため、令和4年度は試験期間中を含む土曜日(9~14時)の開館を夏期に5日間試み た。そのほか、図書館内での飲水を認め、図書館の開館に対して変更が生じた場合はす ぐにホームページ(備付-71)上で知らせる等、利用しやすい環境を整えている。また、 令和4年2月に Wi-Fi(無線 LAN)環境を全館で整え、学習等における学生の利便性の 向上を図っている。

各教室には授業において使用するコンピュータ (講師用パソコン) が設置されており、授業で活用するためのアプリケーションとして Microsoft Office が導入されている。教員は各自の授業において学生に効果的な知識を教授するため、作成した講義資料を紙媒体で配布するだけでなく、教室のコンピュータとプロジェクターを用いて投影し、学習成果の向上に努めている。最新の OS、アプリケーションに対応するため、令和 4 年度は教室内の講師用パソコンを 5 教室 (201 教室、マルチメディア (205) 教室、206 教室、207 教室、301 教室)更新した。

コロナ禍において、インターネットを用いた遠隔授業に対応するため、令和元年度に Microsoft 365 (旧 Office 365)を導入した。Microsoft 365 の導入により、遠隔授業だけでなく、対面授業においても、講義資料の配布や授業内アンケート、レポート提出機能が利用可能となり、学生に対してより効果的な授業を行うことが可能となった。これらの機能を効果的に活用するため、学生に対しては新入生オリエンテーション時に、パソコンやスマートフォンを用いた Microsoft 365 の利用方法を操作させながら説明を行っている (備付-57)。各学科においては、情報系の授業において、マルチメディア教室においてパソコン操作の教授を行っている。令和 4 年度はマルチメディア教室について、機器の更新を行い、最新のパソコンを整備した。

教職員はMicrosoft365サービスのMicrosoft Teams や電子メールを活用し、教育課程及び学生支援の効果的な活用と利便性の向上を図っている。Office 製品全般の技術面のサポートは事務局で行っており、機器の操作、アプリケーションの利用方法等について、適宜助言や情報発信を行い、教職員のコンピュータ利用技術の向上に努めている(備付-72)。

[区分 基準Ⅱ—B—2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ—B—2の現状>

入学手続き者に対しては、事前にオープンキャンパスや進学相談会等で「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2)を配布し、建学の精神や教育理念、教育目標、三つの方針 (DP・CP・AP)、取得できる資格、取得を支援している資格、各学科の授業、学生生活の様子、就職状況等についての情報を提供している。学費や奨学金制度、入学前課題等に関する情報は「学生募集要項」(提出-4)に掲載されている。「学生募集要項」は松本短期大学ホームページ(提出-1)にも掲載され、周知を図っている。また、入学前の不安を取り除くため、オープンキャンパスの際に卒業生との座談会や在学生により構成された学生スタッフによる専門知識・技術の披露、学生生活についての説明等を行い、各学科の教育・学生支援の可視化を行っている。さらに入学後の授業がイメージできるよう、オープンキャンパスでは体験学習も実施している。

入学前の学習成果の把握・評価や能力と意欲の向上を図るため、各学科では入学予定者に対して入学前課題を送付し、入学後の指導に活かしている。学習成果の獲得に向けて、各学期開始時に学科ごとのオリエンテーション(備付-49)を実施している。学習の動機付けに焦点を当て、学年別に教育課程委員が中心となって指導している。

「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3) や「シラバス (履修ガイド)」(提出-11) を用いて履修登録、免許や資格の取得に必要な科目・単位数、CAP 制等の説明を行い、学生の履修登録ミスがないように教員と事務職員がダブルチェックし、卒業延期や資格取得ができないことがないように注意している。これらの内容について、入学時のオリエンテーションでは各学科の教育課程委員が中心となり、学習の方法や科目の選択等も含めてより丁寧に説明する機会を設けている。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のガイダンスとして、学期開始時のオリエンテーションの中で教育課程委員会が中心となり、「教育課程・学生生活ガイド」や「シラバス(履修ガイド)」を用いながら、学生の学習成果の獲得に向けての履修指導を行っている。学生が科目を選択するために、それぞれの科目の概要を説明している。

学習支援のための印刷物として、「教育課程・学生生活ガイド」や「シラバス (履修ガイド)」を学生に配布している。これらの配布物は松本短期大学ホームページにも掲載し、周知しやすい環境を整えている。

成績及び単位取得状況を示した「成績通知書」を各期が終了した後に配布し、GPA2.0 未満の学生を成績不振としてゼミナール担当教員またはチューター担当教員が個別に 指導している(備付-58、59)。実技系の科目や国家試験対策では、学生の状況を踏まえ た上で対象となる学生への補習授業や個別指導が行われる場合もある。

学習上の悩み等の相談は、ゼミナールまたはチューター担当教員が窓口となって学生から話を聞いている。その上で学科会において情報共有を図り、必要に応じて他の教員からも指導・助言を行っている。ゼミナールまたはチューター担当教員を通して、家族に対して学生への支援の要請を行う場合もある。

本学では、通信制よる教育を行っていない。

成績が優秀な学生には、特待生として授業料を減免する制度を設けている。また、進度の速い学生や優秀な学生に対しては、保育士や介護福祉士といった国家資格の取得のほか、幼児保育学科ではバルシューレ C 級ライセンス資格(備付-60)、JFA 公認キッズリーダー(U-6)資格(備付-61)、日本歌唱指導者資格(備付-62)、介護福祉学科ではケアセラピスト(ハンドコース・フットコース)(備付-63)、福祉住環境コーディネーター2級・3級(備付-64)、介護口腔ケア推進士(備付-65)、認知症ケア准専門士(備付-66)といった資格の情報を提供し、希望する学生に対しては、その資格の取得支援も行っている。

留学生については現在、本学に該当する学生は在籍していない。

GPA や模擬試験、実技試験等の結果に基づき学生の学習成果の獲得状況を把握した上で、ゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって面談等を行い、学習支援を行っている。さらに学科会においても学生の学習支援方策について検討がなされている。令和 5 年度からは、学生への学習支援方策をさらに強化するため、学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」(提出-5)を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを導入していく。

各学科での学習成果の獲得に向けての学習支援の取り組み状況は、次のとおりである。

【幼児保育学科】

入学前の学習支援として、保育の学習への導入や実習・社会人マナーの基礎学習に関する課題を出している(備付-67)。また、入学後のピアノ実技指導に向けて、準備学習としてバイエル教則本 60 番程度までの練習を求め、入学後にピアノ技術の確認を実施し、個別の進度に応じた指導を行っている。

各学期のオリエンテーションでは、教科についての具体的な内容を織り込みながら

履修指導を行っている。特に選択科目については担当教員から直接説明が行われている。

学生にとって、保育実習・教育実習は特に不安感や緊張感が高い科目となっている。 初めて実習を経験する1年生の11月に先立ち、実習指導担当教員による実習ガイダンスを行い、すべての実習に共通する取り組みの姿勢と事務手続きについての指導を行っている。

保育実習・教育実習に関する指導の際は、一般的なテキストに記述されている以外の本学独自のルールや手続きに必要な書類のフォーマットを掲載した「教育・保育実習ガイド」(備付-68)を使用している。

GPA2.0未満の学生に対して、ゼミナール担当教員が個別学習時間の確保や個別学習課題を出す等、学習意欲や成績向上に向けた支援を行っている(備付-58)。具体的には、学習の仕方や学習時間についての振り返りと今後の目標設定、SPI 問題集や模擬試験の学び直しによる基礎教養知識の定着を目指している。個別指導の記録はファイルに保管し、全教員が閲覧・記載できる体制をとっている。学科会では毎回「学生について」の議題が設けられ、ゼミナール担当教員から必要に応じて学生についての情報提供がなされ、全員で共有し対応できる体制をとっている。支援が多大に必要な学生の場合は保護者面談を行う等、保護者との連携も重視している。

学習上の悩み等、学生からの個別の相談には、主にゼミナール担当教員が助言・指導を行っている。近年は、実習にまつわる相談や成績不振に関する指導等が目立つようになってきたため、ゼミナール担当教員に加え、教育実習指導や保育実習指導の担当教員も加わり、多角的な視点から助言ができるように工夫している。

成績が優秀な学生や時間的にゆとりを持つことができる学生に対しては、体育や音楽等、保育に関する専門性を向上させるための資格取得を勧めている。令和 4 年度の取得状況をみるとバルシューレ C 級ライセンス資格が 10 名、JFA 公認キッズリーダー (U-6) 資格が 24 名、日本歌唱指導者資格が 4 名の実績があった。

学科会での学生についての報告と各学期で算出される GPA をもとにゼミナール担当教員が学生の学習成果の獲得状況を確認し、面談を通して学習方法や家庭状況等を把握して相談・指導に当たっている。面談の経過・結果は学生情報シート(備付-50)に記録し、学科の全教員が共有できるよう保存され、科目ごとの指導の参考としている。

【介護福祉学科】

入学前の学習支援として、①文章の書き方の向上を目的に課題図書の読書感想文、②高齢者等との関わりを目的にボランティア活動報告書、③基礎学力の把握と向上を目的に漢字と生物の復習を課題としている(備付-69)。③については、その成果を確認するため、入学後、漢字検定 3 級程度の漢字テストと生物の復習テストを実施している。それぞれ点数が 6 割を満たない学生については再テストを実施し、基礎学力の底上げを行っている。ボランティア活動報告書については、令和 2 年度~令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設・事業所へ出向くことが困難となり、中止した。

入学者に対して入学式翌日より3日間かけ、「教育課程・学生生活ガイド」を基に、 学習・学生生活のためのオリエンテーションを行っている。必要に応じ、随時説明を追加し、2年生との交流をしながら、学生生活を円滑に送ることができるよう、支援して いる。特に 2 年生がロールプレイングを通して講義や演習の受け方、実習中の留意点等をわかりやすく 1 年生に教える取り組みを毎年行っている。

介護福祉学科では短期大学士(介護福祉学)、社会福祉主事資格に加え、介護福祉士 必修 20 単位を取得することで介護福祉士国家試験受験資格の取得することができる。 また、ケアセラピスト(ハンドコース・フットコース)、福祉住環境コーディネーター 2・3 級、介護口腔ケア推進士、認知症ケア准専門士の資格取得も目指せるよう、各資 格のガイダンスを行い支援している。

「教育課程・学生生活ガイド」に加え、介護実習の目的・目標や留意点等の詳細が記載された「介護実習要項」(備付-39)、介護福祉士国家試験の概要や傾向・対策等が網羅できる「介護福祉士への道一介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」(備付-40)を学生に配布している。これらは介護福祉学科が独自に作成した学習支援のための冊子である。

入学後欠席が多い学生や GPA2.0 未満の学生に対して、チューターが中心に振り返りシート (備付-59) を用いながら面談を行い、他の教員と連絡を密にして学習支援を行っている。また、必要があれば、学科長を中心に学科の教員が連携して改善策を検討している。学習や実習上の悩みは基本的には科目担当・実習担当やチューターが個別対応しているが、全教員が対応できるように、学科会で学生や実習に関して議題を設けて連携をとっている。定期試験における再試該当者については、学科会で検討後、科目担当者が課題を提示し、再試験受験に向けた学習指導を実施している。

介護福祉学科ではチューター制を採用し、担当教員が数名の学生を受け持ち、学習支援、就職支援等、学生生活全般にわたり支援している。しかし、担当教員以外の教員であっても、学生は自由に選び、相談・支援を受けられることを入学当初に説明し、学生の選択の自由を認めている。学生の情報は必要に応じて学科会で共有し、学生指導・助言を行う体制を整備している。また、国家試験対策の一つとして模擬試験を年8回以上実施し、その結果に基づきチューター担当教員と面談を行い、学習上の悩み等の相談に応じ、苦手科目の学習方法等を指導している。

優秀な学生に対しては、オープンキャンパスのスタッフとして日頃の学習成果を発表する場を設けている。実習指導者連絡会、学会、学園祭等での発表の場を設けている。令和3年度と令和4年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、優秀な学生の発表の機会が少なくなっている。その一方、令和3年度に引き続き、信州ふっころフェスティバル介護技術コンテスト(ケアコン)に応募し、介護福祉学科2年生3グループがいずれも優秀賞を獲得することができ(備付-38)、日頃の学習成果を公式に認められ、学生にとって大きな励みにつながった。さらに卒業時には、介護福祉学科独自の学科表彰として「介護福祉研究最優秀賞・優秀賞」「勤勉賞」「広報活動貢献賞」等を設け、それぞれの学生の成果や貢献、努力を表彰している(備付-70)。

学習成果の獲得状況を量的または質的データとして示すため、国家試験模擬試験結果一覧表(備付-36)、介護実習評価表(備付-33)、生活支援技術評価表(備付-31)等を活用している。これら複数の介護福祉学科評価シートの結果を学科会で共有し、学習支援方策につなげている。例えば、国家試験模擬試験結果一覧表は、得点が伸び悩んでいる学生を早期に把握し、補習や個別指導につなげることに役立っている。また、生活支援技術評価表は、介護福祉士を目指す上で重要となる生活支援技術の習得度について把握でき、評価が低い学生に対しては教員がマンツーマンで個別指導を行い、専

門的な知識・技術の担保を図ることに寄与している。

【看護学科】

入学前の学習支援及び1年次の学習結果を踏まえ、学習支援としては、学年担当の教育課程委員が2年次の休暇ごとに看護師国家試験に準じた課題を提示して、自分なりに解説づくりをした学習結果を提出後、学習の不足部分にコメントして返却する等、「自分なりに考える力」を培うことを目的に実施した。加えて、GPA2.0未満の学生に対してはチューターごとに個別面談をし、入学以降の成績も参考にしながら、学習方法や生活状況について助言し支援を行っている。ただ、看護の学習をするのが初めてのなかで、自分なりの学習方法が身に付いていないことで学力不振を実感し、学習してみて「考えていたのと違う」ということで、悩みを抱える際は、保健室や学生部とも連携して学生のサポートに対応している。

3年次では資格取得の対策として、実習の間のインターバルにおいて、学習意欲を維持するために学内で専門の担当者が年間計画に基づいて、学習上の面談と国試対策の授業を開講して成績に応じた個別指導を随時行っている。定期的に業者模試を実施して、実習での学びやインターバル学習で成果を確認しており、その結果は学科会での報告を通して教員間で共有している。演習や臨床実習では学生一人ひとりの学びの集積として実習ポートフォリオを作成しており、学生の成長を時間的な推移で捉えてその成長を可視化し、個々の学生への支援に活用している。

また、成績のみならず、心身の健康問題や家庭事情が学業に影響していると考えられる場合には、倫理的に配慮した上で学科会会議において全教員が情報を共有し、学生部や保健室と連携して対応するとともに、保護者との面談もチューターが窓口となり、対応している。中国国籍の学生も在籍しており、チューターや基礎看護学の教員を中心に学習の個別指導を展開する等、柔軟に対応している。

このような学習支援を行うことで、平成 29 年以降、看護師国家試験受験合格者は 100%を達成したが、令和 3 年度は不合格学生が出てしまった。卒業した不合格の者には、卒業後、在学生と同様の受験対策を受講できるように配慮し、今年度の看護師国家試験を合格することができた。令和 4 年度も看護師国家試験不合格の学生がいることとなったしまった。看護学科は閉科してしまうが、松本看護大学の国家試験担当者が不合格となった者の意向を尊重した上で受験対策を行うことになっている。

[区分 基準Ⅱ—B—3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図って いる。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を 整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して 積極的に評価している。

<区分 基準 II —B—3 の現状>

学生支援のための組織として、学生部長と事務職員2名、保健担当1名で構成される学生部と、各学科の教員で構成される学生支援委員会が組織され、互いに連携している。学科ではゼミナールまたはチューター制のなかで、各担当教員が学生の生活、学習、進路について個別に支援に当たっている。

学生の主体的な活動の場面として、自治会活動、サークル活動、ボランティア活動が ある。その運営管理の支援を学生部と学生支援委員会が中心になって担っている。自 治会の主な活動としては、フレッシュマン交流会(4月)、松本市を代表する夏の一大 まつりである「松本ぼんぼん」(8月)、学園祭である「おとぎ祭」(10月)、卒業記念パ ーティー(3月)、マツタンカップ(スポーツ交流大会・不定期開催)が行われてきた。 これらについては、コロナ禍となった令和 2 年度より、いずれも中止または縮小での 開催となった。令和 4 年度はフレッシュマン交流会とマツタンカップ(スポーツ交流 会)を行うことができた。学園祭である第 50 回おとぎ祭は、ステンドグラスの装飾展 示という形に替えて実施した。その際、学生部や学生支援委員会は、地域の感染警戒レ ベルを鑑みながら実施内容について助言した。令和 4 年度のサークル活動は、バスケ ットボール、フットサル、バレーボール、バドミントン、子ども文化研究会の 5 つの サークルの届け出があり、学内での活動が行われた。これらのサークル活動について は自主性を尊重しつつ、学生支援委員会が中心となって支援を展開している。令和4年 4月には、サークル代表者会(備付-73)を開催し、活動曜日・時間帯と活動場所の割 り振りを行い、活動する上での決まりや注意事項等を確認している。また、ボランティ ア活動に関しては、学生部や学生支援委員会が中心となり、本学に要請のあったボラ ンティア活動について学内掲示および各学科での呼びかけによって学生に伝え、その 推進を図っている。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、ボラ ンティア活動の幅が今後広がることを想定し、ボランティア活動の意味や実施の流れ、 守秘義務、ボランティア活動保険等をまとめたボランティア活動ガイドライン(備付-74) が学生支援委員会により作成された。令和 5 年度からは、このボランティア活動 ガイドラインに基づき学生へのボランティア活動の周知とその支援の充実をさらに図っていく予定である。

■ボランティア活動の実施状況(令和4年度)

イベント名・活動内容等	参加学科	参加人数(人)
企業イベント/キッズスペース担当	幼児保育学科	7
児童館夏祭り	幼児保育学科	2
視覚障がい者サウンドテーブルテニス大会	幼児保育学科	11
オレンジリボンたすきリレー	幼児保育学科	10
スポーツサークルの電車遠足ボランティア	幼児保育学科	2
松本マラソン/給水所、スタート・ゴール補助	介護福祉学科	7

学生食堂は、日替わりで定食・どんぶり・麺類のメニューとなっており、弁当を持ち込んで食べることも可能となっている。また、学食付近のスペースでパンの販売もされている。令和2年度以降は感染予防対策のため、券売機の前と食事を受け取るカウンター前の床には足形を貼り付け、自動販売機の前にはベルトパーテーションを設置してソーシャルディスタンスを確保している。食事を摂る各テーブルの上には、「黙食」を促す表示を設置し、対面にならない座席配置をした。座席数は280席から84席に減らさざるを得なかったが、近くの教室や体育館・グラウンドを開放し、昼食、休憩の場所として提供した。感染警戒レベルに応じて食堂の開放時間も制限したため、令和3年度から飲み物の自動販売機1台を体育館入り口ホールに移動し、食堂に入れない時にも使えるようにし、便宜を図った。感染症の予防対策のため、令和4年度も座席数を減らし、特に大テーブルは向き合わない配置としている。

学生寮は設備していない。遠方からの入学生に対しては、近隣に安心して居住できる住居が見つかるように、不動産業者の紹介を行っている。オープンキャンパスの際も紹介ブースを設置して、保護者に対しても情報提供を行っている。

通学は JR の村井駅が最寄り駅となっており、村井駅からキャンパスまではスクールバス (マイクロバス) を運行している。駐車場については、地域柄、自動車を利用しての通学希望者が多いため、グラウンドの再整備に伴い、221 台分の駐車スペースを確保した。学生に対しては入学時や各学期開始時に説明と申請受付を実施し、学期途中でも随時必要者に対応し、多くの学生が利用している(以下の表参照)。また、自転車やバイク通学の学生のために屋根つきの駐輪場も確保している。また、交通事故対策のために構内に一時停止線を設けたり看板を設置したりしている。

■学生駐車場利用者状況(令和5年3月31日現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	134 人	165 人	178 人	155 人	196 人

成績が優秀な学生には、特待生として授業料を減免する制度を設けている。経済的 支援が必要な学生に対しては、資料に基づき外部の制度を手厚く紹介している(備付-76)。入学時や各学期始めのオリエンテーション時に日本学生支援機構による奨学金制

松本短期大学

度の目的・内容・申請手続き方法について説明している。この他にも長野県看護職員修 学資金、長野県立病院機構修学資金、長野県保育士修学資金、長野県介護福祉士修学資 金、生命保険協会介護福祉士養成給付型奨学金制度、篠原欣子記念財団奨学金、病院関 係奨学金、介護福祉関係施設・事業所奨学金等の制度を利用できる旨の情報提供をし ている。高等教育修学支援新制度についての学生への説明は、入学時や各学期初めの オリエンテーション時に日本学生支援機構奨学金制度の説明と同時に行っている。

■奨学金利用者数(令和5年3月31日現在)

	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和4
	年度	年度	年度	年度	年度
日本学生支援機構 奨学金制度利用者数	126 人	146 人	223 人	155 人	104 人
その他の奨学金制度 利用者数	95 人	91 人	94 人	80 人	71 人

学生の健康管理やメンタルヘルス、カウンセリングを担う部署として、本学では保 健管理センターを設置している。保健管理センターの担当者は、学内の感染対策の中 心を担い、学生玄関前等に設置している体温測定器や各教室前の消毒薬、ペーパー類 の点検・補充等をはじめ、体調不良の学生の対応等を行っている。令和 4 年度は、令 和 3 年度に実施した新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、必要に応じて見直し を図りながら、学生に周知徹底した。内容は以下の①~⑥のとおりである。コロナ禍に おけるキャンパス内の各施設利用についても同様に、随時見直しを図り、その都度メ ール配信システム(オクレンジャー)(備付-84)により学生に対して周知徹底した。ま た令和3年度後期から「健康日記」というアプリケーションによる一元管理を始め、 令和4年度も継続した。また、令和4年度は、抗原検査キットを追加購入して数を確 保し、各学科の実習前等の際に活用できるようにした。学生の悩みや問題が多様化す るなか、メンタル面で問題を抱えている学生も多く、必要に応じてゼミナールまたは チューター担当教員と保健管理センター担当者が情報を共有し、大学生活全般につい ての相談に応じている。看護学科では、医療機関のコロナ感染対策に関する実習受入 れ条件を満たすため、施設の求める検査や日々の健康チェック表提出を行った。教職 員間で感染状況の情報共有や濃厚接触の予防を図る等、教職協働に基づく健康管理を 実施した。

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生への指導内容

- ①学内はマスクを着用する。マスクは不織布マスクを基本とする。
- ②毎朝自宅で体温測定を実施してから登校する。※健康チェック表に体温を記録する。37.5℃以上の発熱(平熱と比べて明らかに熱っぽい感じ)や、軽い風邪症状、その他の症状が普段と明らかに違う場合には、無理せず欠席する。
- ③学生昇降口から出入りし、必ず手指消毒をしてから入構する。
- ④朝教室に入る前に、石けんで手洗いを実施する。
- ⑤教室出入りの際は、手指消毒を行う(手指消毒用のアルコールを設置)。
- ⑥三つの密(密閉・密集・密接)を避けて行動する。

■コロナ禍におけるキャンパス内の各施設利用について

長野県発出感 染警戒レベル (松本圏域)	1	2	3	4	5	
食 堂	マスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食堂 の食事利用者のみ使用可	マスク着用で13:30-18:00 (午前中は使用不可) ただし食堂の食事利用者のみ 11:00-13:30の使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可 ※ただしメニューは限定され る場合がある	
体育館	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する 他校との交流試合は禁止	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する ギャラリー(2F)の窓も開放する る 常時換気扇を稼働する サークル活動は禁止	
205教室 (パソコン 室)	8:30-19:30 ※ただし授業がない時に限る	8:30-19:30 ※ただし授業がない時に限る		8:30-18:00 ※ただし授業がない時に限る	8:30-18:00 ※ただし授業がない時に限る	
グラウンド	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る サークル活動は禁止	
図書館	通常使用 8:30-19:30	通常使用 8:30-19:30	状況により時間や人数制限を 検討する (8:30-19:30)	状況により時間や人数制限を 検討する (8:30-19:30)	状況により時間や人数制限を 検討する	
スタディルーム	マスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避けるマスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食事目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室として使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避けるマスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室として使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避けるマスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室として使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避けるマスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室として使用可常時換気扇を稼働する ※飲食可	
	として使用可 それ以外の時間は、 <u>授業等</u> <u>が入っていなければ</u> 空き教室	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていなければ空き教室 として使用可 (マスク着用で8:30-19:30)	として使用可 それ以外の時間は、 <u>授業等</u> <u>が入っていなければ</u> 空き教室 として使用可	として使用可 それ以外の時間は、 <u>授業等</u>	として使用可 それ以外の時間は、 <u>授業等</u> <u>が入っていなければ</u> 空き教室 として使用可	
健康管理センター 8:30~17:00		1F 事務局 8:30~17:00 各種証明書の発行については時間内の申請をする		2F 学生部 8:30~17:00 模擬面接の希望は事前予約 資料の閲覧時には人数制限を設ける		

(令和4年8月時点)

学内に相談箱を設置し、学生生活に関して学生の意見や要望を聴取できる体制を図っている。提出された意見や要望の内容によっては法人の倫理委員会で対応がなされている。また、学習成果と学生支援に関する満足度調査(備付-26)を毎年実施し、教員の指導や事務職員の対応、図書館、情報通信設備等に対する学生の意見や要望を聴取している。調査結果については学科別・学年別に集計したものを全教職員に配布し、拡大教授会で説明がなされ、情報共有を図っている。

留学生については現在、本学に該当する学生は在籍していない。

令和4年度、社会人学生は幼児保育学科に1名、介護福祉学科に5名、看護学科に6名在籍した。他の学生と同様、社会人学生についても学科ごとにゼミナールまたはチューター担当教員が中心となり、学習を含めた学生生活全般について相談に応じたり、個別指導を行ったりしている。なお、キャリアアップを目指す社会人学生は学習意欲が高く、学生生活全般にわたって一般学生の模範となっている。

障がい者の受け入れのための施設設備は、昇降口にスロープと手すり、2号館にエレベーターが設置されており、入り口から教室までの動線が確保されている。また、令和3年9月にFD・SD合同研修会(備付-23)を開催し、障害者差別解消法と合理的配慮について学習した。令和4年度には、本学の障がい者の支援に関する体制や内容を再検討し、障害学生支援規定を整え、障害学生支援のための支援フローを作成した(備付-77)。

現在、長期履修に関する規定は定められていない。

学生の社会的活動を推進するために、ボランティア活動を推奨している。「松本マラソン」については、コロナ禍以前は 100 名を超える学生がボランティアとして参加してきたが、令和 2 年度と令和 3 年度は大会そのものが中止となった。令和 4 年度は実施されたが、各学科の実習期間との兼ね合いで、介護福祉学科の一部の学生のみの参加となった。介護福祉学科では「ボランティア活動賞」という学科独自の表彰制度(備付-70)を設けて学科内で表彰しているが、令和 3 年度と令和 4 年度は思うように活動に参加できなかったため「ボランティア活動賞」の該当者はいなかった。幼児保育学科については、介護福祉学科の取り組みを参考に、令和 5 年度に評価していくことを検討している。

[区分 基準Ⅱ—B—4 進路支援を行っている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
 - (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
 - (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
 - (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の 就職支援に活用している。
 - (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ—B—4の現状>

就職支援のための教職員の組織として、本学では学生部と学生支援委員会がその中心を担っている。学生ができるだけ早い時期から就職活動に入りやすい環境を構築するため、入学時のオリエンテーションで学生部や学生支援委員会の役割や学生に提供している情報・資料等について説明し、就職活動への意識付けと促進を図っている。これに加えて、各学科ではゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって就職等に関する個別相談に応じる体制をとっている。

学生部の室内には就職に関する各種資料が保管されている。なかでも「就職試験報告 書」(備付-78) は学生が最も閲覧している資料の1つである。これは、学生が就職試験 の終了後に提出した報告書から得られた情報に基づき年度ごとに五十音順で整理・ス トックしたものであり、学生が自由に閲覧できる。また、毎年複数の学生が希望する就 職先については、過去3年分をまとめて抜き出し、配布できるようにしている。「就職試験 報告書」の中身としては、一般教養試験や専門試験のおよその内容や分量、面接試験の 際の質問内容等であり、平成30年度~令和4年度までの5年分が学科ごとに蓄積され たことになる。求人票については、幼児保育学科は主に女子ロッカー室の前、介護福祉 学科は学生部前、看護学科は 2 号館 3 階の壁に、各機関の求人情報や卒業生の就職先 から届いた写真や文書を掲載し、学生がいつでも確認できるようにしている。さらに 看護学科では、就職情報を得るために、医療機関のホームページを検索するよう説明 している。また、長野県内の求人票およびパンフレット等の資料は、学科ごとに自治 体・施設・事業所別に 1 つのファイルをつくり、そのファイルへ求人票やパンフレッ トを綴っている。長野県内を4つのブロックに分け、ブロックごとにファイルをまと めて置くようにして、学生が探しやすく閲覧しやすいようにしている。求人先から郵 送されるパンフレット等で複数の部数があるものについては、令和 3 年度から感染症 対策の一環で学生部内へ複数学生が入室できない場合があるため、自由に持ち帰るこ とができるよう求人票掲示板から持ち帰るようにする等の変更を行った。長野県外の 求人は一覧表にしており、希望する学生がいれば、その求めに応じて一覧表を渡して いる。

各学科では学生の出席状況、成績を共有し、ゼミナールまたはチューター担当教員が主になって、担当学生の資格取得に不足のないよう指導を行っている。また、学生部と連携して履歴書の作成、試験対策、面接対策に当たっている。学生部では学生の申し出に応じて模擬面接を実施している。学生と学生部職員の1対1または1対2の模擬面接のほか、理事者との面接を想定した学生対複数職員による模擬面接も、学長に協力を依頼する形で行っている。令和4年度、学生部で行った模擬面接は85件であった。

看護学科では、さらに専門資格取得を希望する学生がおり各チューターが相談に乗った。

併せて学生部では履歴書添削も行っている。また、学生が提出する進路希望カード (備付-79) を通して、1年次後期の時点での進路希望を把握している。学生がどこの 地域の保育所や施設、病院に就職したいのか等を把握し、採用情報が出たときには学 科の教員にメールや学生の個人アドレスに配信している。

幼児保育学科では「キャリアサポート」と称して、SPI 模擬試験から基礎的な学力の 把握を行い、就職試験等に活かしている。また、介護福祉学科と看護学科ではそれぞれ の国家試験合格に向けての対策講座を実施している。幼児保育学科が令和 2 年度から 1年生を対象に行っている自治体就職ガイダンス(備付-80)には、毎年 10程度の市町 村の人事担当者や保育所関係者らが来校し、試験の内容・時期・およその採用人数、保 育士の勤務形態や研修制度、保育のアルバイト等について詳しく知る機会となってい る。令和4年度も10市町村から担当者が来校し、1年生70名の参加があった。介護福 祉学科では学内の就職相談会(備付-44)を毎年6月に開催し、長野県中・南信地域の 20 の介護施設が来校、18 の介護施設が資料参加した。そこには介護福祉学科の 1 年 生・2 年生が全員参加し、令和4年度も感染対策を万全にして対面での相談会が実施で きた。これらの各学科の機会は、1年生にとっては就職への意識を早期に高める貴重な 機会となっている。看護学科では、1 年次より実習や就職に向けたマナー講座を開催 し、2 年次後期には長野県内医療機関の求人状況や就職試験に関する講座をタイムリ ーに開催している。個々の学生への就職相談や申請書の作成に関しては、各チュータ 一が相談指導を行っている。看護師国家試験に向けて、低学年なり学習方法や参考書 の紹介等も行い、3年次からは、学生及び教員がチームを作って本格的な試験対策に取 り組んでいる。模擬試験の結果や出席状況は学科会で報告され、必要時チューター教 員も面接指導を行っている。国家試験が万全な態勢で受験できるよう、感染対策や健 康管理、試験会場への移動や宿泊に関するきめ細かな支援も行っている。

就職状況については、学生から提出された内定届を学生部がその都度更新し、定期的に学科会や拡大教授会等で報告して情報共有を図っている。また、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2) や松本短期大学ホームページ(備付-1) にも反映させ、次年度の就職先決定に役立てている。

進学については 4 年制大学への進学の情報を学生部、ゼミナールまたはチューター担当教員が共有している。個別相談にも応じ、希望した学生に対しては、エントリーシートの添削や小論文対策の練習として学生が作成した解答の添削を行っている。令和 4 年度の進学者は、介護福祉学科で長野大学編入学が 1 名、看護学科で卒業後に本学幼児保育学科入学が 1 名であった。留学については今のところ実績はない。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により 2 年連続で中止となった学園祭が、令和 4 年度はステンドグラスの制作と展示という、これまでと違った形で実施された。コロナ禍が収束に向かうなか、令和 5 年度は、学生が主体となって行う行事・イベントが拡大することが予測されるため、自治会活動への支援も丁寧に行っていく必要がある。具体的には、月 1 回程度の定例役員会を設け、まず松本短期大学 2 学科の自治会役員同士の連携を図っていく。さらに、松本短期大学と松本看護大学の合同役員会の開催を促し、スポーツ交流会や学園祭の合同実施について検討をさせたい。これらに加え、自治会規約についても見直していく必要がある。

令和5年3月からの新型コロナウイルス感染症に対する政府の新しい方針を受け、本学の危機管理委員会が決定する学生生活に関する事項(備付-81)について、4月のオリエンテーションで学生支援委員が丁寧に説明し、指導をしていく必要がある。さらに、感染症法上の分類が5類に引き下げられる令和5年5月以降には、決定事項をオクレンジャーや Teams で配信したり、プリントを配布したりする等、学生への周知を図る。

令和4年度にボランティア活動の意味や実施の流れ、守秘義務、ボランティア活動保険等をまとめたボランティア活動ガイドラインが作成された。令和5年度以降は、新型コロナウイルスが収束に向かい、ボランティア活動の幅が広がることが予測されるため、作成したボランティア活動ガイドラインに基づき学生へのボランティア活動の周知とその支援の充実を図っていく必要がある。また、ボランティア活動実施後に提出されるボランティア活動報告書に基づきボランティア活動の状況把握を行い、本学のボランティア活動の傾向をつかみ、今後の参考資料としていくことも重要である。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の特記事項>

特になし。

〈基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〉

■教育課程

- (a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況
- 1) 前回(平成29年度)の認証評価で指摘された向上・充実のための課題

各学科は、資格取得が中心となる教育活動をしており、資格について「各所官庁に認可を受けていることから、社会的に通用性がある」とみなしている。しかし、幼児保育学科と介護福祉学科では、学則に定めた卒業認定・学位授与に必要な単位と、学科の主要な資格に必要な単位は別になっている。このため、卒業認定・学位授与の方針が、社会的に通用性があることを、学科が取得させようとする資格の社会的意義から説明することができない。

3 学科のアドミッション・ポリシーは、ケアスペシャリストになろうとする資質(人物像)に注目しており、習得している知識、コミュニケーション能力等の入学前の学習効果の把握・評価と関係付けられていない。また、各学科の到達目標を示すものでもある学習成果とどのように関係するのか、明示的には示されていない。アドミッション・ポリシーは、再検討が必要である。

2) これまでの行動計画とその実施状況

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、学則に定めた卒業認定・学位授与に必要な単位と学科の主要な資格に必要な単位は別になっていたため、資格を必要とする科目単位と卒業認定・学位授与に必要な科目単位の比較を行った。その結果、科目については実習を除いて重なり合う部分があり、資格が取得できなくても卒業認定・学位授与にあたり、学科が目指す学習成果は保障されている。学習成果については履修カルテ(備付-29)により可視化されている。一方、資格を必要としない学生については、実習実施期間が休講となるため、学内または自宅での課題学習を行った。休講については授業のコマ数が削減されるということではなく、学習時間数は保障されている。

幼児保育学科では、令和 4 年度も入学前の学習習得状況を明示できるよう、入学後のオリエンテーションで知識状況と実習現場で必要とされるピアノ実技状況を把握するようにした(備付-51)。知識状況については、入学試験合格後に出した SPI 問題集の課題の習得状況(備付-82)を確認し、ピアノ実技においては演奏により把握するようにした。演奏による学習状況の確認は、バイエル教則本の進度状況や曲目を学生に明示しもらい、授業の開始前までに実技担当教員へ詳細を報告し指導の参考資料にしてもらうことにした。その結果、学生の入学時の姿が可視化できた。2 年間の学習成果の経緯状況は履修カルテ、数回にわたる実習記録(備付-83)、GPA で把握できるようなり、評価との関係性も付けられるようになった。

【介護福祉学科】

介護福祉学科では、令和元年度~令和2年度にかけて教育課程の見直しを行った。 その結果、令和3年度からの新カリキュラムでは、実習指導の科目となる「介護総合 演習」や医療的ケアに関する科目、介護実習以外は、学則に定めた卒業認定・学位授与 に必要な科目と介護福祉士国家資格取得に必要な科目に差がない状況となっている。 また、新カリキュラムでは、①聞く・読む・書く力や自己管理術、プレゼンテーション能力といった基礎学力を高める「初年度教育 I · II 」、②様々な活動を通して地域社会を多角的な視点からとらえる素養を育む「地域生活と文化」、③自己理解や履歴書の書き方、面接方法といった進路選択・進路設計の準備を行う「キャリアデザイン入門・I 」、④コンプライアンスや PDCA サイクル、リーダーシップ、フォロワーシップ、OJT、コーチング等のチームマネジメントを内容とする「人間関係とコミュニケーション II 」等が新たに追加された。これらの科目履修は、介護福祉士国家試験合格に必要な能力のみならず、職場や地域社会で多様な人々と一緒に仕事をしていくために必要な能力の獲得にもつながる。これは、経済産業省が平成 18 年に発表した「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」からなる「社会人基礎力」にも通じるものである。このように介護福祉学科では、介護福祉士国家資格取得支援の方向性を基本としつつも、仮に介護福祉士国家資格を取得せずに卒業のみを選択した場合においても、地域社会のなかで活躍できる人材となるよう、社会的に汎用性のあるカリキュラムを採用している。

仮に介護福祉士国家資格の取得を選択しない場合においても、他の資格取得支援を行う等、対象となる学生が学習に対してモチベージョンを維持できるように配慮している。例えば「福祉住環境と生活支援」の科目では福祉住環境コーディネーター2級または3級の取得支援を行っている。また、希望者を対象に介護口腔ケア推進士の取得に向けた個別指導も実施している。他の学生が介護実習を行っている期間中は、対象となる学生に応じた課題を出し、教員が交代で指導を行う等、学習時間の確保と学習支援に努めている。

【看護学科】

ディプロマ・ポリシーと教育目標の関連性を再考し表現の修正を行った。入学後から 1 年間の学習の振り返るために、達成度の確認と内容に関する復習テストを実施して、現在の基礎学力を把握し、全教員で結果を共有してチューターごとに必要時、個別指導の参考として役立てた。

入学前学習支援として、平成 29 年度から入学予定者を登校させる形で学習サポートを実施しており、令和 3 年度の入学生に対しても業者テキスト 1 冊と課題レポートを課した。業者テキストは、1 冊で看護学の基礎となりうる高校までの学習内容を網羅し、自己で答え合わせができるものを選択した。入学直後に提出させ、達成度の確認と内容に関する復習テストを実施して、入学前の基礎学力を把握した。全教員で結果を共有してチューターごとに必要時、個別指導の参考として役立てた。課題レポートでは、ナイチンゲールまたはマザーテレサに関する本の内容を引用しながら自己の目指す看護師像についてレポートするよう求めた。これにより専門職を目指す学習の動機付けができ、特に基礎看護学の科目では導入したことで一定の効果が得られている。また、レポートの内容からは家庭環境や健康状態に関する情報も読み取ることができ、チューターに情報提供することで個別学習支援に役立てている。

入学後の学習支援としては、学年担当の教育課程委員が各学年の休暇ごとに看護師 国家試験に準じた課題を提示して、自分なりに解説づくりをした学習結果を提出後、 学習不足部分にコメントして返却する等、「自分なりに考える力」を培うことを目的に 実施している。加えて、GPA2.0未満の学生に対してはチューターごとに個別面談をし、 入学時の成績も参考にしながら、学習方法や生活状況について助言し支援を行っている。ただ、看護の学習をするのが初めてのなかで、自分なりの学習方法が身に付いていないことで学力不振を実感し、学習してみて「考えていたのと違う」ということで、悩みを抱える際は、保健室や学生部とも連携して学生のサポートに対応している。3年時では資格取得の対策として、実習の間のインターバルにおいて、学習意欲を維持するため学内で専門の担当者が年間計画に基づいて、学習上の面談と国試対策授業を開講して成績に応じた個別指導を随時行っている。定期的に業者模試を実施して、実習での学びやインターバル学習で成果を確認しており、その結果は学科会報告を通して教員間で共有している。演習や臨床実習では学生一人ひとりの学びの集積として実習ポートフォリオを作成しており、学生の成長を時間的な推移で捉えてその成長を可視化するために実施している。

また、成績のみならず心身の健康問題や家庭事情が学業に影響していると考えられる場合には、倫理的に配慮した上で学科会会議において全教員が情報を共有し、学生部や保健室と連携をとり対応すると共に、保護者との面談もチューターが窓口となり、対応している。中国国籍の学生も在籍しており、チューターや基礎看護学の教員を中心に学習の個別指導を実施する等、柔軟に対応している。このような学習支援を行うことで、平成29年度以降、看護師国家試験受験合格率は100%を維持し続けた。令和3年度と令和4年度は全員合格には至らなかったものの、令和3年度は合格率94.5%、令和4年度は合格率96.5%を達成することができた。令和3年度の不合格者は在学生と同様の国家試験対策を受講できるようにした結果、令和4年度の不合格者についても松本看護大学での国家試験対策を受けられるようにする等、同様の配慮を行い、合格を目指していく予定である。

通常、保護者懇談会は年 2 回開催し、学習や実習状況の説明、国家試験対策の説明等を行って学習支援対策の理解を求め、保護者からの意見も直接聞きながら、学生個々の成績に合わせた学習支援方法の改善に努めている。しかし、令和 2 年度~令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、保護者懇談会を中止している代わりに、保護者へのアンケートによる意見集約を図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【幼児保育学科】

令和 4 年度は、ディプロマ・ポリシーを再検討するとともに、学習成果との関連性についても検討し、各科目との関連もより明確にできるよう新しいカリキュラムマップを作成した。

資格を取得しない学生については、実習実施期間が休講になるため、学びのモチベーションを下げないよう、学内または自宅での課題学習の計画を令和 5 年度も行う予定である。入学時の学習の修得状況の低い学生についての支援も課題であるため、ゼミナール担当教員、または専門教科教員による補講を時間割内に組み込んでいく予定である。

【介護福祉学科】

令和 3 年度から本学においても介護福祉士養成教育の新カリキュラムがスタートし

ている。この新カリキュラムの導入に伴い、令和 5 年 1 月 29 日に実施された第 35 回介護福祉士国家試験から新たな出題基準に切り替わった。こうした変化に対応するため、令和 4 年度はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを中心に見直しを図り、令和 5 年度からはディプロマ・ポリシーに対応する学習成果も明示していく予定である。その際は、学生にディプロマ・ポリシーや学習成果、各科目との関係等をわかりやすく説明することが求められる。

■学生支援

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況
- 1) 前回(平成29年度)の認証評価で指摘された向上・充実のための課題 看護学科の休学者、退学者の人数が多く、平成26年度~平成28年度の休学者は、 のべ91名であり、同じく退学者数は61名と非常に多数である。これは学習成果の獲 得に対して厳格な基準をもって臨んでいる結果と解釈できる側面もあるが、学生支援 の成果としては課題でありその対応については検討する必要がある。

2) これまでの行動計画とその実施状況

看護学科における休・退学者数を減らすため、学生への個別面談や個別指導の強化を図った。学生が休学した場合、そのまま退学となってしまったケースもあったため、休学した学生に対しても、他の学生と同様、チューター制度を活用し、チューター教員が個別面談や個別指導を実施した。コロナ禍では、個別での補習に加え、リモート指導の体制も整え、個々の学生の心身の状況に配慮した指導を行った。その結果、退学者数は徐々に減り、令和4年度は卒業予定者全員が卒業することができた。

■平成30年度~令和4年度の各学科の退学者数(人)

学科	学年	平成 30 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1年	1	4	2	5	0
幼児保育学科	2年	3	2	1	0	0
	合計	4	6	3	5	0
	1年	3	2	0	0	0
介護福祉学科	2 年	1	0	0	0	1
	合計	4	2	0	0	1
	1年	11	8	3	_	_
看護学科	2年	13	8	1	11	_
	3 年	5	5	1	3	1
	合計	29	21	5	14	1

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年度と令和3年度は学生自治会の最大行事である学園祭は開催できなかった。また、令和4年度もそれまでと同様の学園祭の実施は難しく、ステンドグラスの制作と展示という形態に変えて実施した。

令和 5 年度は、従来の学園祭を知る学生がいないため、学生自治会とはこれまで以上に綿密な連携が必要となる。自治会役員と学生支援委員が打ち合わせをする機会を増やすほか、自治会役員会の機会も確保していく予定である。また、松本ぼんぼん等の地域の行事への参加、サークル活動の大会参加や他校との交流等、活動が拡大することを見通し、自治会の会計を指導する教職員、各種イベントを担当し指導する教職員を配置する等、役割分担に基づく自治会への支援体制を整えたい。

令和4年度にボランティア活動の意味や実施の流れ、守秘義務、ボランティア活動保険等をまとめたボランティア活動ガイドライン(備付-74)が作成された。このボランティア活動ガイドラインに基づき学生へのボランティア活動の周知とその支援の充実を図っていく必要がある。また、ボランティア活動実施後に提出されるボランティア活動報告書に基づきボランティア活動の状況把握を行い、本学のボランティア活動の傾向をつかみ、今後の参考資料としていくことも重要となる。新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に分類されるため、令和5年度以降は、ボランティア活動の幅が広がることが想定される。そこで「教育課程・学生生活ガイド」(提出-3)のボランティアに関する記載について加筆・修正を図り、ボランティア活動の充実につなげていく予定である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

1:学校法人松本学園文書取扱規程、2:松本看護大学・松本短期大学選考規程、3:松本看護大学・松本短期大学就業規則、4:松本看護大学・松本短期大学人事委員会規程、5:松本看護大学・松本短期大学研究倫理規定、6:松本看護大学・松本短期大学研究活動に関する行動規範、7:松本看護大学・松本短期大学不正行為に関する取扱い規程、8:松本短期大学紀要投稿規程、9:松本看護大学・松本短期大学紀要査読に関する内規、10:松本看護大学・松本短期大学教員研究費規程、11:松本看護大学・松本短期大学 FD 委員会規程、12:学校法人松本学園組織規程、13:学校法人松本学園公印規程、14:松本看護大学・松本短期大学 SD 委員会規程、15:松本看護大学・松本短期大学専任教員勤務規程、16:松本看護大学・松本短期大学専任教員勤務規程、16:松本看護大学・松本短期大学助手に関する規程、28:松本看護大学・松本短期大学和要発刊規程

備付資料

22: FD 研修に関する資料、23: SD 研修に関する資料、85: 松本短期大学研究紀要、86: 教員個人調書[様式 18]、87: 教育研究業績書[様式 19]、89: 研究倫理 e-ラーニング受講修了証、89: 研究倫理研究計画書、90: 紀要査読に関する原稿受理から掲載までのフローチャート、100: 非常勤教員一覧表[様式 20]、101: 専任教員プロフィール・業績、102: 専任教員の年齢構成表、103: 専任教員の研究活動状況表[様式 21]、104: 専任教員の研究活動状況表[様式 22]、105: 専任職員の一覧表

[区分 基準Ⅲ—A—1 教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて教員組織を整備している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
 - (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員 数を充足している。
 - (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の 経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
 - (4) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて専任教員と非常勤教員 (兼任・ 兼担) を配置している。
 - (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準 の規定を準用している。
 - (6) 教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ—A—1の現状>

松本短期大学は、関係監督官庁の承認を得た幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科で構成されており、短期大学設置基準に基づき、それぞれの入学定員及び分野に応じた教員組織を編成し、短期大学設置基準第22条に定める教員数を充足している。

■令和4年度の教員組織(人)

学科	性	教授	准教授	講師	助教	助手	計
幼児保育学科	男	1	1	2	0	0	4
初光体育子科	女	2	1	2	0	0	5
介護福祉学科	男	2	0	0	0	0	2
月 设 佃 但 子 件	女	2	0	2	0	0	4
看護学科	男	1	0	0	2	0	3
(募集停止)	女	3	0	5	2	1	11

専任教員の学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等は大学設置基準に沿って定められた松本看護大学・松本短期大学選考規程(提出-規程集 2)に合致している。それらの学位、実績等の情報は松本短期大学ホームページ(提出-1)において公表している。

専任教員と非常勤教員の配置はカリキュラム・ポリシーに基づき配置している。各 学科の配置・編成方針は以下のとおりである。

【幼児保育学科】

保育及び幼児教育に関わる課題を理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うために教育課程を編成しており、開設科目の多くを専任教員が担当している。保育士養成や幼稚園教諭二種免許状取得に直接関連する指定科目については、実習や就職指導と連関させるために、専任教員を多く配置している。科目によっては専門性・実務経験を考慮し、実務経験を有する非常勤講師を配置している。

【介護福祉学科】

専門性の高い介護福祉士を養成するため、介護福祉士養成施設指定規則にある「人間と社会」「介護」(領域「医療的ケア」を含める)「こころとからだのしくみ」の3領域で教育課程を編成しており、専門的知識・技術および実務経験を有する専任教員を中心に科目を担当している。一部の科目においては、担当科目についての専門知識・技術および実務経験を有する非常勤講師を配置している。

【看護学科】

看護専門科目においては、領域分野の実務経験および専門知識・技術を有する専任教員が担当している科目がほとんどであるが、看護関連科学においては、専門知識・技術や関連する資格を有する非常勤講師を多く配置し教育課程の充実を図っている。

補助教員の配置は行っていないが、授業・試験他教務活動に関する事務的な補助を 業務とする教務部職員を学科ごとに配置している。

教員の採用、昇任に関しては、松本看護大学・松本短期大学就業規則(提出-規程集3)、松本看護大学・松本短期大学人事委員会規程(提出-規程集4)に基づき、教授で構成された人事委員会での審議結果を踏まえ、人事委員会委員長がその任用を理事会に推薦した上、理事会において最終的に決定する。任用、昇任は短期大学設置基準23条以下の資格に準拠した学位、教育研究業績に基づいて選考している。

[区分 基準Ⅲ—A—2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて教育研究活動を行っている。]

- ※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
 - (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は 教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて成果をあげている。
 - (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
 - (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
 - (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
 - (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
 - (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
 - (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
 - (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
 - (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—2の現状>

専任教員の研究活動はカリキュラム・ポリシーに基づいて行われており、それらの成果は「松本短期大学研究紀要」(備付-85)等に掲載している。個々の研究活動は教員個人調書(備付-86)を毎年作成のうえ、事務局で保管している。また、松本短期大学ホームページの情報公開ページ(提出-1)において教員プロフィールとともに主な研究業績を公開している。

令和元年度~令和 4 年度における科学研究費補助金、外部研究費の獲得状況は以下のとおりである。

松本短期大学

■過去4年間における科学研究費補助金・外部研究費の獲得状況

年度	助成事業名・交付額	内容
	科学研究費助成事業(学術研究助成	研究課題名:
	基金補助金)(研究活動スタート支	保育の質という社会的枠組みの生成
今和 二年 度	援)	過程―農村保育所における標準化と
令和元年度	令和元年度	異質化に着目して
	交付額:1,300,000円	研究代表者:
		茶谷智之(幼児保育学科)
	科学研究費助成事業(学術研究費補	刊行物名:
 令和元年度	助金)(研究成果公開促進費)	依存からひろがる人生機会
7 和几千度	令和元年度	研究代表者 (著者名):
	交付額:1,400,000円	茶谷智之(幼児保育学科)
令和2年度	_	ı
	科学研究費助成事業(学術研究助成	研究課題名:
	基金補助金)(基盤研究 C)	東日本大震災の生活環境崩壊による
令和3年度	令和元年度~令和3年度	子どもの発達への影響とその支援
7413 平皮	交付額:1,690,000円	研究代表者:
		鈴木美枝子(幼児保育学科)
		※令和3年度本学赴任
令和4年度	_	_

教員の研究活動については、松本看護大学・松本短期大学研究倫理規程(提出-規程集 5)、松本看護大学・松本短期研究活動に関する行動規範(提出-規程集 6)、松本看護大学・松本短期大学不正行為に関する取扱規程(提出-規程集 7)を定め、円滑な研究活動が行えるよう整備している。

研究倫理に対する取り組みとして、毎年、全専任教員に対して研究倫理教育を実施しており、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを全教員が受講し、研究倫理 e - ラーニング修了証書(備付-89)を事務局に提出している。また、研究を開始するにあたり、研究倫理の観点から、事前にその研究計画について、いずれかの組織が実施する倫理審査を受け、承認を得ておく必要がある。本学においても研究紀要への投稿等を行う際は、事前に研究計画書(備付-89)を研究倫理委員会に提出し、倫理審査を受け、承認されることを求めている。

研究成果を発表する機会として、原則年 1 回「松本短期大学研究紀要」(備付-85)を発行している。令和元(2019)年度~令和 4(2022)年度における論文等の掲載数は以下のとおりである。

「松本短期大学研究紀要」	の発行状況
- 14 'T' 'M' 'N' 'N' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	~ ~ JU J // C // U

年度	巻号	掲載数
令和元 (2019) 年度	第 29 号	5 件
7 和几(2019) 千度	第 30 号	6 件
令和 2(2020)年度	第 31 号	6 件
令和 3(2021)年度	第 32 号	6 件
令和4 (2022) 年度	第 33 号	8件

「松本短期大学研究紀要」については、松本短期大学紀要発行規程(提出-規程集 28)、松本短期大学紀要投稿規程(提出-規程集 8)、松本看護大学・松本短期大学紀要査読に関する内規(提出-規程集 9)に基づき発行までの手続きを定めている。松本看護大学・松本短期大学紀要査読に関する内規は令和3年度に、査読に関する倫理指針を加筆し、査読目的の明確さや公平性を確保している。令和4年度には、査読に関する「原稿受理から掲載までのフローチャート」(備付-90)を見直しカラー版として活用している。研究支援としては、クリテーク票、投稿時のチェック票を作成し、研究原稿の投稿時と査読方法の明確化に努めている。投稿者への査読結果は規定に沿って投稿者に報告している。さらに査読結果を研究支援委員会で検討し、査読者からの指示や参考意見をもとに、研究論文の向上につながることを求めている。

専任教員は研究に専念できる環境を確保した個人研究室が整備されており、机、椅子、ロッカー、電話、パソコン、書棚、情報コンセント等が備えられており、研究活動の他、授業準備、学生指導に対応できる十分なスペースが確保されている。

教員の研究・研修等を行う時間の確保に関しては、学科または担当する領域、担当授業時間数等により異なっている。特に3学科ともに臨地実習が不可欠であり、実習日には実習生の指導で日常的な研究活動は困難な状況である。そのなかで授業、オフィスアワーの時間外の勤務時間や長期休暇中等を活用して研究活動時間の確保に努めている。

海外への出張等については、松本看護大学・松本短期大学教員研究費規程(提出-規程集 10)に基づき、学長が必要と認めるもについて研究費より支出することを定めている。

FD 活動については、松本看護大学・松本短期大学 FD 委員会規程(提出-規程集 11)を定め、FD 委員会を中心に教育・研究能力の向上や資質・能力向上のため、学科別のFD 研修会と全体での FD 研修会(SD との合同研修会を含む)が企画・実施されている。令和 4 年度は、Teams の活用方法を学ぶ各学科の FD 研修会(備付-22)、学校法人松本学園主催の「ハラスメントとその防止」をテーマとした FD・SD 研修会(備付-23)、評価委員会・事務局が共催して実施した「本学の中期計画等と認証評価に向けての留意点」に関する FD・SD 研修会、松本看護大学 FD 委員会主催の「アクティブラーニング」に関する FD 研修会がそれぞれ開催された。過去 5 年間の FD・SD 研修会の実施状況は以下のとおりである。

■過去5年間のFD・SD研修会の実施状況

■講演会 演題:「外部研究資金獲得の意義と実践課題」 講師: 松本大学健康科学研究科長 山田一成 氏 日程: 平成 30 年度 ■ PD 活動報告会 介護福祉学科 「地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と課題」 「管理地区と松木短期大学の連携」 教授 台津千舎 看護学科 「実習ポートフォリオの活用」助数 群上一代 印表員会 「学習行動及び学生生活調査報告」 教授 百瀬ちどり 日程: 平成 31 年 3 月 20 日 場所: 401 教室 ■講演会 適題:「自主的に学ぶ分かりやすい授業を考える一難しいことが学生に伝 かるために」 講師: 松本大学健康科学部健康栄養科長 木藤伸夫 氏 日程: 令和元年 9 月 4 日 場所: 401 教室 ■自己学習教材 (動画) の提供 関西地区 FD 連絡協議会の YouTube 動画 "大学の授業を極める" シリーズ (1) 講義法 Chap. 1~4、(2) アクティブラーニング Chap. 1~4、(3) 授業 設定 Chap. 1~4、(2) アクティブラーニング Chap. 1~4、(3) 授業 報告書を作成して提出 令和 2 年 1 月 中に各自で学習 ■学科別研修会 共通の研修テーマ: Teams の活用力法について学ぶ 研修への参加: 各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の 教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 く実施状況> 【幼児保育学科】 (第 1 回) テーマ: Teams の基本的操作 (送受信を中心に) 滋基本的事項について、一斉説明で行う 講師: 事務局 山本主任 自時: 6 月 30 日 (水) 16:00~16:50 場所: 401 教室 (第 2 回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講師: 事務局 山本主任 日時: 6 月 30 日 (水) 16:00~16:50 場所: 401 教室 (第 2 回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講師: 事務局 山本主任 日時: 7 月 14 日 (水) 16:00~16:50 場所: 401 教室	実施年度	内容等
看護学科 「実習ポートフォリオの活用」助教 畔上一代 FD 委員会 「学習行動及び学生生活調査報告」 教授 百瀬ちどり 日程: 平成31年3月20日 場所: 401教室 ■講演会 流題: 「自主的に学ぶ分かりやすい授業を考える一難しいことが学生に伝わるために」 講師: 松本大学健康科学部健康栄養科長 木藤伸夫 氏日程: 令和元年9月4日 場所: 401教室 ■自己学習教材 (動画) の提供 関西地区FD 連絡協議会の YouTube 動画 "大学の授業を極める"シリーズ(1) 講義法 Chap. 1~4人(2) アクティブラーニング Chap. 1~4人(3) 授業設定 Chap. 1~4の計12本を提示し、教員個々の関心事項に沿って視聴し、報告書を作成して提出令和2年1月中に各自で学習 ■学科別研修会 共通の研修テーマ: Teams の活用方法について学ぶ研修への参加: 各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 〈実施状況〉 【幼児保育学科】(第1回) テーマ:Teams の基本的操作(送受信を中心に) ※基本的事項について、一斉説明で行う講師:事務局 山本主任日時: 6月30日(水)16:00~16:50場所: 401教室(第2回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う講師: 事務局 山本主任日時: 7月14日(水)16:00~16:50場所: 各教員の研究室及び事務室をつなぐ	平成 30 年度	演題:「外部研究資金獲得の意義と実践課程」 講師:松本大学健康科学研究科長 山田一哉 氏 日程:平成30年9月5日 場所:401教室 ■FD 活動報告会 介護福祉学科 「地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と課題」
演題:「自主的に学ぶ分かりやすい授業を考える一難しいことが学生に伝わるために」 講師:松本大学健康科学部健康栄養科長 木藤伸夫 氏日程:令和元年9月4日場所:401 教室 ■自己学習教材(動画)の提供 関西地区 FD 連絡協議会の YouTube 動画 "大学の授業を極める"シリーズ(1) 講義法 Chap. 1~4、(2) アクティブラーニング Chap. 1~4、(3) 授業設定 Chap. 1~4の計12本を提示し、教員個々の関心事項に沿って視聴し、報告書を作成して提出令和2年1月中に各自で学習 ■学科別研修会共通の研修テーマ:Teamsの活用方法について学ぶ研修への参加:各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 <実施状況> 【幼児保育学科】(第1回) テーマ:Teams の基本的操作(送受信を中心に) ※基本的事項について、一斉説明で行う講師:事務局 山本主任日時:6月30日(水)16:00~16:50場所:401教室(第2回) テーマ:Teams での Web 会議のやり方と実際※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う講師:事務局 山本主任日時:7月14日(水)16:00~16:50場所:各教員の研究室及び事務室をつなぐ		看護学科 「実習ポートフォリオの活用」助教 畔上一代 FD 委員会 「学習行動及び学生生活調査報告」 教授 百瀬ちどり 日程:平成31年3月20日
専和2年度 関西地区 FD 連絡協議会の YouTube 動画 "大学の授業を極める"シリーズ (1) 講義法 Chap. 1~4、(2) アクティブラーニング Chap. 1~4、(3) 授業 設定 Chap. 1~4 の計 12 本を提示し、教員個々の関心事項に沿って視聴し、 報告書を作成して提出 令和2年1月中に各自で学習 ■学科別研修会 共通の研修テーマ: Teams の活用方法について学ぶ 研修への参加: 各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の 教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 <実施状況> 【幼児保育学科】 (第1回) テーマ: Teams の基本的操作(送受信を中心に) ※基本的事項について、一斉説明で行う 講師:事務局 山本主任 日時: 6月30日(水)16:00~16:50 場所: 401 教室 (第2回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講師:事務局 山本主任 日時: 7月14日(水)16:00~16:50 場所: 各教員の研究室及び事務室をつなぐ	令和元年度	演題:「自主的に学ぶ分かりやすい授業を考える―難しいことが学生に伝わるために」 講師:松本大学健康科学部健康栄養科長 木藤伸夫 氏 日程:令和元年9月4日
共通の研修テーマ: Teams の活用方法について学ぶ 研修への参加: 各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の 教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 <実施状況> 【幼児保育学科】 (第1回) テーマ: Teams の基本的操作(送受信を中心に) ※基本的事項について、一斉説明で行う 講師:事務局 山本主任 日時:6月30日(水)16:00~16:50 場所:401 教室 (第2回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講師:事務局 山本主任 日時:7月14日(水)16:00~16:50 場所:各教員の研究室及び事務室をつなぐ	令和 2 年度	関西地区 FD 連絡協議会の YouTube 動画"大学の授業を極める"シリーズ (1) 講義法 Chap. 1~4、(2) アクティブラーニング Chap. 1~4、(3) 授業 設定 Chap. 1~4 の計 12 本を提示し、教員個々の関心事項に沿って視聴し、 報告書を作成して提出
【灯護備祉字科】 テーマ:Teams でのビデオ会議について学ぶ 講師:事務局 山本主任	令和3年度	共通の研修テーマ: Teams の活用方法について学ぶ 研修への参加: 各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の 教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 <実施状況> 【幼児保育学科】 (第1回) テーマ: Teams の基本的操作(送受信を中心に) ※基本的事項について、一斉説明で行う 講師:事務局 山本主任 日時:6月30日(水)16:00~16:50 場所:401教室 (第2回) テーマ: Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講師:事務局 山本主任 日時:7月14日(水)16:00~16:50 場所:各教員の研究室及び事務室をつなぐ 【介護福祉学科】 テーマ: Teams でのビデオ会議について学ぶ

松本短期大学

日時:7月5日(月)16:20~17:00

場所:207 教室

■FD/SD 委員会主催 合同研修会

演題:障害者差別解消法改正が意味するもの

講師:松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授)

尻無浜 博幸 氏

日時:令和3年9月22日(水)13:00~14:30

場所: 401 教室

■学科別研修会

令和3年度の「Teams の活用方法」について引き続き、学科別研修会を開催した。

【幼児保育学科】

目的: 教員同士での学び合う協働学習の機会とする。

講師:事務局 山本主任

日時:令和4年12月14日(水)13:00~14:30

場所:601 教室

【介護福祉学科】

目的:前年度共通研修会後の活用が不十分のためオンライン会議、講義を

実践でき教員同士で学び合う協働学習の機会とする。

講師: 事務局 山本主任

日時: 令和 4 年 8 月 17 日 (水) 16:30~17:45

場所:305 教室・各自研究室

令和 4 年度

■学校法人松本学園主催 FD・SD 研修

内容:ハラスメントとその防止

講師:俵法律事務所 弁護士 植村礼大 氏

日時:令和4年9月14日(水)13:00~15:00

場所:601 教室

■評価委員会・事務局共催 FD・SD 研修

内容:本学の中期計画等と認証評価に向けての留意点

講師:松本看護大学 竹岡事務長

日時:令和4年10月26日(水)13:00~14:30

場所:601 教室

■松本看護大学 FD 委員会主催 FD 研修

内容:大学教育におけるアクティブラーニング

講師:信州大学教育開発センター教授 加藤嘉子 氏

日時:令和5年2月22日(水)13:00~15:00

場所:701 教室

専任教員は各学科で毎月 1~2 回開催する学科会に出席し、積極的に新しい専門知識・技術・専門職者としての態度・常に学び続ける意欲等の情報交換と情報の共有化を図っている。この学科会には、事務局の各学科担当者も出席が必須となっており、関係部署との情報共有を併せて図り、各学科の共通理解を深め、教育研究活動を推進している。

[区分 基準Ⅲ—A—3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

- ※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
 - (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
 - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
 - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
 - (4) 事務関係諸規程を整備している。
 - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
 - (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
 - (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—3の現状>

事務組織は、学校法人松本学園組織規程(提出-規程集 12)に基づき、責任体制が明確となっている。短期大学事務は短期大学事務長が事務の所管業務を主管し、学生部に関しては、学生部長が担当分掌事務を主管している。事務職員は、事務長、学生部長の指揮下の下に業務を行っている。

短期大学事務長は、大学事務長および法人事務局と意見交換を行い、事務職員の能力や適性を考慮して職務分担を決定している。

短期大学事務長は、事務職員に対し、定期的に業務予定表の提出を指示し、自己による業務の到達目標とスケジュール管理を定め、個々の能力や適性が発揮できる環境を整えるとともに、必要に応じて業務改善の指示を行う体制を整備している。また、短期大学事務長は、その業務に必要な知識・技能修得を目的として、外部機関(日本私立学校振興・共済事業団、日本私立短期大学協会等)の研修会への出席を指示し、職員の能力向上に努めている。

事務関係諸規程は、法人規程の組織規程、文書取扱規程(提出-規程集 1)、公印規程 (提出-規程集 13)を整備し、適切に運用している。

事務局は専用の事務室に、情報機器(職員1人1台のパソコン、共用複合機、印刷機)、備品(事務机、椅子、キャビネット、金庫等)を整備している。生の利便性や外部との関係等を考慮して、本館1階に総務部、教務部、図書館事務室を配置し、学生部は本館2階に配置している。その他、打ち合わせ用の会議スペース、資料保存用の倉庫等を整備している。

SD 活動に関しては、松本看護大学・松本短期大学 SD 委員会規程(提出-規程集 14)に基づき実施しており、事務職員は個別担当業務の能力向上を図るため、外部団体において開催する研修会に積極的に参加している。また、それぞれの業務で必要とされる資格の取得を積極的に進めている。そのほか、学内において、FD 委員会と協力して令和 4 年度より「パワーハラスメント防止措置」が中小の事業主に対し義務化されたことを受け、弁護士を講師に招きハラスメントに関する研修を実施した。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、毎週月曜日に松本看護 大学、松本短大幼稚園を含めた法人全体での事務局職員の朝礼を行い、短期大学全体 や各学科や各委員会担当者から業務報告・連絡等を行っており、日常的に部署間での 連携をとりながら業務を行い、自己点検・評価を行い、改善に努めている。

事務職員は、学習成果を向上させるために学長、学科長をはじめとして、関連する教員と常に緊密に連携をとっており、教授会および拡大教授会、学科会、教育課程委員会といった会議・委員会にて事務職員が構成員として参画している。また、定期的にすべての事務職員が参加する朝礼において、各部署からの共有すべき情報の報告があり、部署間で連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ—A—4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
 - (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
 - (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ—A—4 の現状>

就業に関する規程は、松本看護大学・松本短期大学就業規則(提出-規程集3)、松本看護大学・松本短期大学 専任教員勤務規程(提出-規程集15)、松本看護大学・松本短期大学 助手に関する規程(提出-規程集16)等を整備しており、これらの規程については、採用時に配布と共に口頭で説明を行っている。また、全ての規程は事務局内の専用パソコンにおいて全教職員が閲覧、印刷することが可能となっている。

教職員の就業については、諸規程に基づき、教員は学長・学科長、事務職員は事務長が適正に管理している。日々の勤務状況の管理は、出退勤管理システムによって打刻しており、事務局を通して所属長が管理している。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の課題>

教育研究活動について、学生への教育活動が中心となっている教員が多いのが現状である。そのなかでも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。今後はFD委員会、研究支援委員会等を中心として、研究活動にさらに力を注げるよう支援していくこと必要がある。

事務部署において、専門性は高まってきていた部分もあるが、定期的に配置転換を 実施し、人材の育成に努めている。本学のような小規模校においては、ジェネラリスト として短期大学特有の知識や総合的な調整力を身につけ、学生の学習成果向上に貢献 していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

17:松本看護大学·松本短期大学附属図書館管理規程、18:学校法人松本学園固定資産管理規程、19:学校法人松本学園物品管理規程、20:学校法人松本学園会計規則、21:学校法人松本学園防火管理規程、22:学校法人松本学園資金運用規程

備付資料

84: オクレンジャー資料、89: 研究倫理 e-ラーニング受講修了証、90: 研究倫理研究計画書、91: 紀要査読に関する原稿受理から掲載までのフローチャート、92: wi-fiアクセスポイント配置図、93: 図書館利用ガイド、94: 図書館システム「情報館」概要、95: 信州共同リポジトリ概要、96: 図書館希望購入図書申込用紙、97: 避難訓練実施要領

[区分 基準Ⅲ—B—1 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行うための機器・備品を 整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席 数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ—B—1の現状>

校地面積は松本看護大学との共用部分を含めて 23.277 ㎡で短期大学設置基準を充たしている。また、運動施設としては、体育館や多目的運動場(人工芝グラウンド等)を有しており、カリキュラム・ポリシーに対して適切な広さを確保している。

校舎面積は松本看護大学との共用部分を含めて 11,466 ㎡ (体育館 942 ㎡含む) となっており短期大学設置基準を充たしている。

障がい者の受け入れのための整備として、校舎については、段差のある出入口(昇降口、渡り廊下、教室、体育館等)にスロープ、2号館にエレベーター、1号館、2号館共に多目的トイレが設置され、車椅子で移動できる環境を整備している。

学内の施設は、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科に必要な講義室、演習室(実習室)、調理室、美術室、マルチメディア教室を整備している。各講義室はパソコン、プロジェクター、遮光カーテン、Wi-Fi(無線 LAN)アクセスポイントが備え付けられており(備付-91)、パワーポイント等で作成した資料の投影に対応している。また、本学はMicrosoft365アカウントを学生・教職員に配布しており、Microsoft365サービスを活用した講義に対応している。

本学には通信による教育を行う学科はないが、公開講座等として喀痰吸引等研修や介護福祉士実務者研修を行っており、印刷教材の保管や発送のために専用の書棚を準備している。

本学の図書館は、松本看護大学と共用とし、面積が約521㎡ (司書室除く)を有し、収納可能冊数は約92,000冊であり、開館時間は平日8時30分~20時までとしている。検索コーナー (パソコン3台、プリンター1台)、メディアコーナー (DVD、ビデオ視聴スペース4席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウンジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて115席あり、松本看護大学と松本短期大学の収容定員数の約2割を確保している。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」(備付-93)を使用している。

また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」(備付-94)に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、長野県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立の一旦を担っている。

購入図書の選定については、松本看護大学・松本短期大学附属図書館管理規程(提出-規程集17)第6条に選定方針を定め、必要な図書を購入している。また、学生や教職員からのリクエストボックスを設け、希望購入図書を受け付けている。(備付-95)廃棄システムについては、松本看護大学・松本短期大学附属図書館管理規程第10条に基づいた除籍を実施している。

体育の授業や、課外活動等のため、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、体操競技等の器具を有している体育館(面積942 m²)を有している。

学内の学生が利用するエリアの大部分はWi-Fi(無線LAN)利用が可能となっており、 多様なメディアを高度に利用した授業を行う際は、空き教室やマルチメディア教室を 利用する他、2 号館にあるスタディールームや必要に応じて松本看護大学の専用校舎 である3号館のフリー学習スペースを利用することが可能となっている。

令和3年度には、音楽棟、音楽レッスン棟(令和2年度建設)に学習机・椅子を設置し、レッスン室へのエアコンを設置した。スタディールームにおいてもエアコンとWi-Fi機器を設置し、学習環境の向上を図った。

以下は講義室、演習室、実習室の具体的な状況を示したものである。

■講義室(15 室)・演習室(20 室)・実習室(8 室)一覧

<1 号館	<1号館>							
1F	調理実習室	講義室 101						
2F	講義室 201	講義室 205 (マルチメディア室)	講義室 206	講義室 207				
	講義室 301	講義室 304	講義室 305	講義室 306				
3F	講義室 302 (家政実習室)	介護実習室	入浴実習室					
<2 号館	>							
1F	講義室 401	講義室 402	スタディールーム					
2F	講義室 501	講義室 502	基礎実習室	成人実習室				
21	母性小児実習室	地域老年実習室	美術室					
3F	講義室 601	演習室						
<音楽様	į>							
1F	レッスン室 17 室							
2F	音楽室							

[区分 基準Ⅲ—B—2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ—B—2の現状>

固定資産や消耗品については、学校法人松本学園固定資産管理規程(提出-規程集 18)、 学校法人松本学園物品管理規程(提出-規程集 19)、学校法人松本学園会計規程(提出 -規程集 20)等の財務諸規程を整備し、監査法人の指導の下、適正な管理を行っている。

諸規程に従い、規程で定めた管理責任者が適切に維持管理を行っている。

火災・地震対策として、学校法人松本学園防火管理規程(提出-規程集 21)を整備し、 定期的な点検、訓練を実施している。施設内には火災対策として消火器、火災報知器、 煙熱感知器、防火シャッター等の防火設備を有し、各種法令に基づいた定期的な点検 を実施している。火災への自衛対策として、規程に基づいた自衛消防組織を編成して おり、新年度のオリエンテーション時には消防署指導の下、学生・教職員全体での火災 を想定した避難訓練を毎年実施している。(備付資料-96)

防犯対策としては構内及び校舎内の出入り口に防犯カメラを設置し、学内には人感 センサーを設置し、施錠後には警備会社による機械警備を行っている。地震対策とし

ては、耐震工事を施している。また、事務局内にデジタル地域防災無線を置き、松本市 危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練にも参加している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、公認会計士による会計監査と同日に、情報セキュリティに対する監査を受けている。教室、研究室、事務室等に配置しているパソコンにウイルス対策ソフトをインストールし、学生が利用するパソコンには webフィルタリングを行い、有害サイトへのアクセスを制限している。令和 4 年度は Wi-Fi (無線 LAN) のセキュリティ強化のため、ファイアウォール設定とセグメントの分割を実施した。

省エネルギー対策として、冷暖房・印刷機・パソコン・不要教室等の節電を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の課題>

平成30年度より、危機管理委員会が発足され、危機管理に対する体制が一元化されたといえる。今後は、火災・地震対策、防犯対策、新型コロナウイルス感染症対策のため適宜委員会を開催し、学内全員の危機意識を高めていくことが課題である。

令和元年度より、学生や教職員の安否確認や災害発生時に学校から一斉連絡が可能となる「オクレンジャー」(備付-84)の機能の拡大を行っている。これにより効率的な連絡体制の構築を図ることができた。

防犯対策として、大学設置により今後、出入りする業者や学外者が増えることが見込まれることから、防犯カメラの増設等の新たな対策が望まれる。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

57: オリエンテーション「Microsoft365 説明資料」、72: 教職員向け Microsoft365 説明資料、98: マルチメディア教室配置図、99: 教育支援ソフト「Win Bird)」操作マニュアル、112: 学内 LAN の敷設状況

[区分 基準Ⅲ—C—1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて技術サービス、専門的な支援、 施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ—C—1の現状>

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、学習成果を獲得させるために技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。学内にはマルチメディア教室を整備し、情報処理に関する授業の他、様々な授業で活用している。マルチメディア教室や、各教室のパソコン等の情報機器は、事務職員が技術的支援を行っている他、専門的な支援については外部業者に委託し、学生・教員からの要望に対し、設備の改善に対しての情報提供を受け、改善を図っている。

学生に対し、情報処理に関する科目を開講し、能力向上を図っている。令和2年度より、法人全体でMicrosoft365サービスを導入し、メールサービスやオンライン授業が対応可能なサービスとしてMicrosoft Teamsを利用しており、学生へは新年度のオリエンテーション時(備付-57)に、教職員に対しては適宜、知識を有する職員がサービスの利用方法を説明している(備付-72)。

学内の技術的資源と設備は計画的に維持、整備できるよう予算編成時に検討し、分配の見直しの必要性があるかを確認しており、適切な状態を保持するよう努めている。

カリキュラム・ポリシーに基づいた授業等が行えるよう各教室には講師用パソコン を設置している他、研究室には教員一人当たり 1 台のパソコンを整備している。職員 に対してはそれぞれ専用のパソコンを配置しており、授業や学校運営に支障なく行え

るよう整備をしている。機器の保守・管理は事務職員が行い、性能面で問題がある機器 については入替についての提案を行っている。事務職員で対応が難しい問題に対して は、外部業者に対応を依頼している。

学内には学生が授業や自己学習を目的として情報端末をインターネットに接続するためのWi-Fi (無線LAN)を整備している。Microsoft365を導入したことにより、学生の学内でのインターネット利用の機会が増えたことから、令和3年度にWi-Fi (無線LAN)アクセスを増設し、マルチメディア教室や利用頻度の低い教室を除き、各教室や自習スペースであるスタディールーム、各研究室、体育館等においてWi-Fi (無線LAN)の利用が可能となった。従来利用できていた食堂、図書館を含めて、学生が利用する施設内の大部分でWi-Fi (無線LAN)接続が可能となっている。

令和2年度途中に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学習機会確保や在宅勤務に対応するため、全学生・教職員にMicrosoft365サービスを導入した。Microsoft365サービスにおけるwebメール機能(outlook)、Teamsを利用し、講義資料の掲載、課題配信、オンライン授業の利用が可能となった。新たなサービスを活用した授業方法については、FD活動や教員各自で、効果的な利用方法を模索しており、利用のサポートは事務職員が行っている。

マルチメディア教室には令和4年度に機器更新を行い、学生用パソコン20台、講師用パソコン1台、プリンター3台を設置している他、学生持ち込み用パソコンに接続するためのLANケーブル、電源タップを設置し、53台分の学内LAN利用可能な環境を整備している。(備付-98)主に情報関係の授業で利用するほか、授業以外の時間帯は学生の自習、情報検索、就職活動等で自由に利用することが可能となっている。授業においては、教育支援ソフト(Win Bird)を導入し、学生の操作、習得度の把握ができる。教育支援ソフトの利用については、授業担当教員の判断で利用され、講師席にマニュアル(備付-99)を常備している他、必要に応じて職員、保守業者のサポートを受ける体制を整備している。学生利用のパソコンは、ウイルス対策ソフトのインストールの他に、フィルタリング機能を有しており、有害サイトのアクセス・検索制限等の対策を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題> 特になし。

<テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項> 特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

14:活動区分式収支計算書[書式1]、15:事業活動収支計算書の概要[書式2]、16: 貸借対照表の概要[書式3]、17:財務状況調べ[書式4]、18:資金収支計算書資金収 支内訳表、19:活動区分資金収支計算書、20:中期経営計画、21:事業報告書、22:事 業計画書、23:予算書

提出資料-規程集

18:学校法人松本学園固定資産管理規程、20:学校法人松本学園会計規則、22:学校法 人松本学園資金運用規定

備付資料

106: 財産目録、107: 計算書類

[区分 基準Ⅲ—D—1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - Ⅲ 寄附金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ② 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ③ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
 - (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と 予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告して

いる。

- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、 資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理 している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ—D—1の現状>

学校法人松本学園は、松本看護大学、松本短期大学、松本短大幼稚園の三つの学校を 設置している。

令和4年度の資金収支について、教育活動資金収支差額は4,198千円の支出超過となり、過去3年間において初めて移出超過に転じた。また事業活動収支については、基本金組入前当年度収支差額が65,350千円の支出超過となり、令和3年度に続いて支出超過となった。

事業活動収支が支出超過となった主な要因は、令和3年度に開学した松本看護大学は、学生は2学年しかおらず、一方令和3年度より募集停止となった松本短期大学看護学科には、3年生が在籍している。専任教員は、大学と短期大学と兼ねることができなく、それぞれに専任教員を置く必要があること、また、松本看護大学は大学設置にあたり、設置基準以上の教員を配置しており、人件費支出の割合が高くなっている。収入面においては、国からの経常費補助金が、松本短期大学看護学科分について補助対象外となっている。一方、松本看護大学は補助対象となっているが、補助対象の学生が2年生のみの在籍のため、補助金額が少なくなっている。また、介護福祉学科は、過去3年間定員割れをしていることも収支比率が低くなる要因となっている。松本短大幼稚園は、経常収支は以前よりは改善されてきているが、支出超過となっている。

貸借対照表においては、自己資金の比率を示す純資産構成比率は89.5%であり、短期大学法人の令和3年度全国平均(89.1%)と同等である。負債の割合を示す負債比率は11.7%であり、令和3年度末から改善している。負債に備える資産について、流動比率が419.7%あり、100%以上の比率を維持している。

松本短期大学単独の財政状況としては、事業活動支出計が事業活動収入計を上回る支出超過となっており、当年度収支差額においても34,518 千円のマイナスとなっている。これは、看護学科募集停止により、学生が1 学年のみ在籍に対し、教員については短期大学設置基準に即した配置としているため、人件費支出の割合が高いためと考えている。令和5年度以降は、看護学科廃止に伴い、適切な収支比率になると考えている。

松本看護大学が完成年度となる令和 6 年度までは、大幅な収支の改善となることは難しい状況であるが、法人全体として十分な資産を有しており、松本短期大学を存続するために十分な財政を維持している。

退職給与引当金は、貸借対照表の注記に記載のとおり、期末要支給額の 100%を基に計算した額を計上している。

資金運用については、「学校法人松本学園資金運用規程」(提出-規程集 22)に基づき、 元本返還が確実な運用を行うこととする基本方針を定め、適切な会計処理を行ってい る。

令和 4 年度の教育研究経費比率は、25.6%であり、過去 3 年間にわたり 20%を超えており、適切である。

教育研究用機器備品や図書についての支出については予算編成時に適切に分配して おり、教育活動に必要な投資を行っている。

公認会計士の監査意見については、特段の指摘等を受けていないが、日頃より業務 についての相談を行っており、助言を受けた内容に基づいて適切な学校運営、会計処 理を行っている。

本学は寄附金の募集及び学校債の発行は行っていないが、寄附の申し入れの際は会計基準に基づき適切な会計処理を行っている。

令和 4 年度の松本短期大学の入学定員充足率は 92.1%、収容定員充足率は 90.3% となっている。本法人は学生生徒納付金比率が高く、安定的な経営体制を維持するためには学生の定員充足率を高めることが求められる。

学校法人及び短期大学は、中期経営計画(提出-20)に基づき毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に理事会で決定した上で、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し、年度予算を適正に執行している。

翌年度の予算編成は、前年度の状況を考慮に入れ決定している。各部門からの提出 された予算は、認められた予算の範囲内で執行を許可している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、事務長と法人事務局長のチェックを受け、理事長に報告している。

計算書類と財産目録(備付・99、100)に関しては、学校法人会計基準に則り作成し、公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示しており、公認会計士による監査意見に対しては、理事長、法人事務局長、事務長、担当者で対応している。また、決算監査においては、ここに監事が加わり意見交換を及び監査を行い、監査意見に対して適切に対応している。

資産及び資金の管理と運用は、学校法人松本学園会計規程(提出-規程集 20)、学校 法人松本学園固定資産管理規程(提出-規程集 18)、学校法人松本学園資金運用規程に 基づき、適切な会計処理を行っている。また、

月次試算表は、毎月適時、会計システム入力担当者が作成し、事務長による確認が行われた上で、法人事務局長を経て理事長に報告している。

教育情報は松本短期大学ホームページで公表し、財務情報も学校教育法施行規則及 び私立学校法の規定に基づき、これも松本短期大学ホームページ上に公表している(提 出-1)。

[区分 基準Ⅲ—D—2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

- ② 人事計画が適切である。
- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度~」のB1~D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ—D—2の現状>

本学の将来像を具体的に明文化するため、理事長のリーダーシップの下、平成29年度に第1期中期経営計画を策定し、令和3年2月9日開催の理事会・評議員会において第2期中期経営計画として今後5か年の計画について審議され、令和3年4月より新たにスタートした。第2期中期経営計画(以下、中期経営計画)では強固な経営基盤体制を築くために学生生徒納付金や経常費補助金といった固定的である収入の安定化を図っていくことが示された。そのための方策として、収入において大きな割合を占めている学生生徒納付金収入の確保のため、入学定員充足率を100%とするため新たな広報体制を確立させ、受験生に直接アプローチをできる機会を増加させていくことを予定している。

人事計画については、中期経営計画において松本看護大学が完成年度を迎えた後の令和7年度以降支出の適正化を図るための準備を進めていくことを計画しており、令和3年度には翌年度以降の適切な人員配置を計画したうえで教員・職員の採用を実施した。

施設設備に関する計画において今後費用となる整備計画を策定し、段階的に実施していくこととしている。令和3年度は中期経営計画に基づき事業計画が策定されて、計画に基づいた整備を実施した。

経営実態、財政状況においては、理事長より理事会に報告され経営の方針が決定されている。

松本短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれているかについては、学生の入学状況等を把握したうえで検討をすすめている。

学内に対する経営情報の公開は、決算に関する理事会終了後に理事長より、全教職員に示されており、具体的には教員へは拡大教授会において事務長より説明がされ、職員に対しては職員会議において理事長より説明がなされている。決算書類に関しては、松本短期大学ホームページで公開し、事務局内にも備え付けている。

<テーマ 基準Ⅲ—D財的資源の課題>

松本短期大学の存続を可能とする財政を維持しながら、教育研究経費比率の維持、 向上が課題となってくる。教育研究経費比率は高くなることが望ましいが、人件費と 同様に硬直化しやすい経費であるため、この比率が著しく高い場合は、施設設備の取 替更新や新規投資にむける財源を確保することが困難な状況とみることもできるため、 経営の永続性や大学改革という長期的な観点への留意も必要となってくる。

令和4年度は松本看護大学が開学しまだ2年目であり、学生生徒納付金に対し、人件費支出の割合が高く、事業活動収支計算書における当年度収支差額は支出超過となったが、今後は収入超過を目指していく。そのためには学生の定員確保が課題となる。

また、全教職員が行っている自己点検の結果から財的資源に関する状況を全教職員がそれぞれ把握したうえで、経費削減の意識を高めていくための方策を示すことも課題となってくる。

<テーマ 基準Ⅲ—D財的資源の特記事項>

特になし。

〈基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

技術的資源をはじめとする教育資源に関する行動計画は、各学科ともに機器備品を 本学予算内で計画性をもって整備していく予定である。

各学科の機器備品の購入、維持、修理に関し、翌年度予算編成時に計画を示し、適切に行っていかなければならない。そのため、予算編成の時期を早め、より具現性のある計画を作成するため期間を延ばした。

財的資源に関する行動計画は、全教職員が経営実態や財政状態を共有し、理事会で 決定する今後の運営方針を全教職員が理解する。

年度当初に理事長より、全教職員に対し経営実態に関する説明がなされている。また、監事による教学監査においても、理事会が決定した運営方針に沿っているか、説明及び監査が行われている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源に関する改善計画として、学生への教育活動が中心となっている教員が多いのが現状であるが、その中でも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。研究日の取得に関しても、学科等により様々であるが、より研究活動に取り組める状況を考えなければならない。

このためにも、担当授業のコマ数や実習指導の実態、委員会活動の状況等を学長に報告し、学科間及び学科内における状況を改善していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV—A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

20:中期経営計画、24: 寄附行為、25: 理事会議事録

備付資料

108:理事長の履歴書、109:学校法人実態調査

[区分 基準IV—A—1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議 決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び 事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV—A—1の現状>

学校法人松本学園理事長(以下理事長)は、昭和50年に本学園へ入職し、平成3年に本学事務長、平成5年より本学園事務局長という実務経験を経て、平成6年に理事に就任した。平成23年度からは理事長として、理事会における様々な審議及び意思決定を行い、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを十分に発揮し、学校法人を代表して、その業務を総理している(

また、理事長は、建学の精神のもと、教育理念、教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。理事会、教授会にとどまらず、入学式や卒業式において建学の精神、教育理念、教育目的について対象に合わせて自ら説明を行い、それらの理解と共有においても尽力している。

理事長は、「学校法人松本学園寄附行為」(提出-24) 第 32 条に基づき、毎会計年度 終了後 2 か月以内に、監事による監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績 (財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、意見を求 めている。また、平成 27 年度より学校法人会計基準が変更になり、決算書の書式に大 幅な変更が行われた際には、理事長自らが研修会に参加し、新しい学校法人会計基準 を学び、決算書類の作成を行った。

理事会の開催に関しても、以前は年に2回であったが平成27年度以降は開催回数を増やし、タイムリーに事案が具現化されるよう努め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。寄附行為の規定に基づいて開催された令和4年度理事会開催状況は下表のとおりである。

■令和4年度 理事会開催状況

回数	議案等	開催日
第 1 回	 令和3年度決算・事業報告について 任期満了に伴う3号理事の選任について 任期満了に伴う監事候補者の選任について 任期満了に伴う2号評議員・3号評議員の選任について 任期満了に伴う1号評議員の評議員会への推薦について 諸規程の改正について その他 コロナ対策について(報告) 入学(園)状況(報告) 3)就職状況(報告) 4)その他 	令和 4 年 5 月 27 日
第2回	 松本短期大学 各学科 現状報告(報告) 諸規定の変更について その他 1)大学・短期大学のオープンキャンパス報告(報告) 2)幼稚園園児数について(報告) 3)その他 	令和 4 年 9 月 28 日

第3回	1. 松本看護大学 看護学部 現状報告 (報告)	
	2. 松本短大幼稚園 現状報告 (報告)	
	3. 松本短大幼稚園の利用定員・認可定員変更及び園則変更について	
	4. 監事による中間監査報告(報告)	令和4年
	5. 長野県人事院勧告に伴う本学園の給与等について	11月21日
	6. その他	
	1)職員の懲戒についての調査委員会の設置について(報告)	
	2)その他	
第4回	1. 令和4年度補正予算(案)について	
	2. 諸規程の改正について	۸ -
	3. その他	令和5年
	1)入学(園)状況、就職状況(報告)	1月25日
	2)職員の懲戒についての調査委員会報告(報告)	
第 5 回	1. 令和5年度予算・事業計画(案)について	
	2. 令和5年度監査計画について	
	3. 任期満了に伴う松本看護大学学長・副学長の選任について	A T- F F-
	4. 任期満了に伴う松本看護大学 看護学部学部長の選任について	令和5年
	5. 内藤幼児保育学科長の辞任に伴う後任学科長の選任について	2月20日
	6. 内藤幼児保育学科長への名誉教授称号授与について	
	7. その他	
第6回	1. 松本短期大学看護学科の廃止について	
	2. 松本短期大学看護学科廃止に伴う寄附行為の変更について	
	3. 松本短期大学看護学科廃止に伴う学則等の改正について	
	4. 三村評議員からの辞任の申し出について	令和5年
	5. 諸規程の改正について	3月13日
	6. 教員人事について	
	7. その他	
	1)入学(園)状況、就職状況(報告)	

以上のとおり、令和 4 年度は理事長のリーダーシップのもと、重要な案件が適宜決裁された。また、特に令和 4 年度は学園の現状を理事全員が把握することを目的とし、第 2 回および第 3 回理事会において、松本短期大学各学科、松本看護大学看護学部、松本短大幼稚園の現状報告を議題とし、それぞれの教育面における取り組み等を理事全員が認識する機会を設けた。

令和4年度は令和3年に募集停止とした松本短期大学看護学科の廃止に関し、理事長リーダーシップの下、寄附行為変更、学則変更、看護師学校の指定取消しを理事会において決定し、諸手続きを行った。

理事会において理事長は、建学の精神及び教育理念・目標を理解の上、自ら説明を行い、自己点検・評価においても、それらが重要であることを理事や監事に説明している。さらに、各学科の三つの方針(DP・CP・AP)を理事に示しながら、本学の現状及び

今後の方針等も説明している。そして、松本短期大学の発展のための 1 つの方策として、学外の情報を理事会で共有できるよう、外部業者に委託し「短期大学の可能性」についての講演研修会を企画し、開催した実績がある。また、理事長のリーダーシップのもと、本学における自己点検・評価の現状や課題の把握及び共有化を進めており、認証評価についての重要性と役割を理解した上で、責任を持って今後も取り組む姿勢がある。

さらに理事長は、教学組織とコミュニケーションを図るために門戸を開き、教職員からの相談を積極的に受け止めて、それに応えようと努めている。例えば、カリキュラム・ポリシーに基づいた教員配置を行うための非常勤講師等の拡充に関することの相談、諸規程の整備及び見直しを行うための手順や方法の相談にも応じている。

このように本学園の理事長は、学校法人の発展に寄与し、代表として業務を総理して おりリーダーシップを発揮しているといえる。

理事会は、私立学校法第38条の規定及び「学校法人松本学園寄附行為」第5条のとおり、6人以上8人以内で構成されており(現員は7名)、学校法人松本学園寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の業務を決し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、「学校法人松本学園寄附行為」第15条により、理事長が理事会を招集し、議長を務め、理事会は理事の職務の執行を監督している。理事会では、松本短期大学の状況や本学を取り巻く環境の変化等について、理事長及び学長より説明がなされており、学校教育法改正等への法的対応や規程の制定及び改廃等も適宜行っている。このように、理事会は、法令及び寄附行為に則り、本学の円滑な運営のために的確な判断と適正な財政措置を実行しており、その責務を果たしている。

また、理事会は、学校法人松本学園及び松本短期大学の運営に必要な規定を整備し、 それを事務局内に備え付けている。

理事については、様々な分野より選任されており、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営において有意義な学識及び見識を有している。理事は私立学校法第38条の規定に基づき、「学校法人松本学園寄附行為」第6条に則り選任されている。また、学校教育法第9条の規定は「学校法人松本学園寄附行為」第10条に準用され、学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当した場合には退任となる旨を定めており、不適格者はいない。このように、理事は法令に基づき適切に選任されている。

理事は、本学の発展のために、理事者が文部科学省主催の説明会や日本私立短期大学協会の総会等に参加し、学校法人及び短期大学部の管理運営に関する情報の収集に 努めている。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする 本学の教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、法人機能と教学機能の調和 をめざした運営がなされている。

<テーマ 基準IV—A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制は法令及び寄附行為に基づき、適正な運営ができているといえる。しかし、少子化を含めた社会情勢のなかにあって、理事会の経営判断は大変難しいものになると予想される。令和4年度に開催された理事会においても、学生募集に関する現状について新たな取り組みを検討するべきとの意見が挙げられているため、理事長のリーダーシップの下、入学生確保に向けた取り組みを検討していくことが課題である。

<テーマ 基準IV—A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は前述した通り、特に計算書類等に基づき財的資源を把握し、分析を行う知識を有しており、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識している。公認会計士による監査時も積極的に立ち合い、公認会計士と意見交換を行い、財的資源の把握、分析にリーダーシップを発揮している。

また、本法人が松本看護大学を設置する際には、大学設置基準を把握し、理事長自ら 文部科学省等に出向き、寄附行為変更認可申請を行う等、理事長は学校法人の運営全 般にリーダーシップを適切に発揮している。

[テーマ 基準IV—B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

6:松本短期大学学則、26:教授会·拡大教授会議事録

提出資料-規程集

23: 松本看護大学・松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程、24: 松本短期大学 教授会運営規程、25: 松本短期大学入学者選抜規程、26: 松本短期大学学位規程、27: 松本看護大学・松本短期大学学生懲戒規程

備付資料

86: 教員個人調書 [様式 18]、87: 教育研究業績書 [様式 19]

[区分 基準IV—B—1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授 会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
 - (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針(DP・CP・AP)に対する認識を共有

している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、人格が高潔で、長年にわたる教育指導の経験によって培われた学識と、管理職で得られた大学運営に関する識見に基づき、本学の教育運営全般について、最高責任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教育研究面においては、本学の教育理念に基づき学生の学習成果の獲得を支援し、教育環境の整備、教育体制の充実、研究環境の向上に努めている。また、学生の学習環境を充実させるための方策と、それに加え学生のサポートにもつながるよう、学食や学長室において学生との対話交流を積極的に行い、学外で行われる学生の活動にも参加している。

本学の建学の精神は、「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人(以下、ケアスペシャリスト)の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」である。本学教職員は教育に携わる者としての正しい倫理観と熱意をもって学生教育・生活支援にあたり、「専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に人に尽くすことのできる人材の育成に努める」ことを宣言した松本短期大学の建学の精神に基づき、学長は自己研鑽を推奨して教育研究を推進し、教育の向上・充実に向けて努力している。また、令和3年度は、笹賀地区内にある小学校2校(菅野小学校、二子小学校)及び中学校1校(菅野中学校)の校長、教員が本学に集い、地域貢献に向け協力して取り組む方針が確認された。さらに、上條記念病院が笹賀地区で令和2年から行っていた「認知症予防」に関する学習・講演活動に本学も参画し、病院・大学・地区協議会の三者が協働して課題に取り組む基礎が固められた。このように、建学の精神の下、松本短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程(提出-規程集 23)に基づき、本学の教授資格を有するもの及び学外から同等の資格を有する者のなかから、教職員、本学役員、評議員から推薦された人物を候補者とし、選考基準を、「人格が高潔で学識及び教育行政に識見を有し、建学の精神に則り、本学の発展に専念できる者」としている。候補者は理事会において十分に検討され、理事長によって任命される学長は、支障なく職務遂行に努めることができるといえる。

教授会は、松本短期大学学則(提出-6)(以下、学則)第57条のもとに設置され、松本短期大学学則第58条に定められたとおり、学長が議長となり、松本短期大学学則第61条により定められた松本短期大学教授会運営規程(提出-規程集24)(以下、教授会運営規程)により、短期大学の教育活動について重要な事項に関し、意見を述べている。教授会の出席者は、松本短期大学教授会運営規程のとおり、学長、専任の教授、事務長、准教授で構成されている。教授会の開催は、毎月1回が原則であるが、必要があると認めた場合には臨時教授会を招集している。学長は、開催通知で学科や委員会からの資料や議事録によって、教授会で意見を求める事項を出席者に周知している。そして、それらに基づいて学長は、決定を行うための意見を教授会に求めている。

また、「学則」第57条第2項及び「運営規程」第2条第2項に基づき拡大教授会を 置いている。学長は、松本短期大学拡大教授会を毎月1回定期的に開催している。拡 大教授会は全学科の教員や学生部長等から組織されており、学科間や部署間、委員会 の情報の共有化につなげるとともに、本学の教育研究活動等の向上に向けて、教職員 が互いに意見を交わし合う機会となっている。教授会議事録は、教授会運営規程に基 づき、事務局が作成し保管している。

学長は、教授会の下に「学則」第63条に基づき、各種委員会を設置し、それぞれの 委員会規程に基づいて適切に運営を行っている。委員会からの報告等は拡大教授会の 議案として扱っている。

このように学長は、本学のスムーズな管理運営に配慮しつつ、学務をつかさどり、所属職員を統督し、リーダーシップを発揮している。

平成26年度には、それまで明文化されていなかった三つの方針(DP・CP・AP)について、評価推進委員会が臨時特別委員会として発足しリーダーシップをとり、各学科での検討により三つの方針(DP・CP・AP)を明らかにし、学生及び教職員、受験生等に周知した。その後、令和2年度に至るまで、教授会・学科による三つの方針(DP・CP・AP)の点検が定期的に行われている。今後は学長のリーダーシップのもと、各学科や教育課程委員会が中心となり、学習成果およびその測定方法についてさらに検討し、より良いものへと改善していく予定である。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする本学の教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、法人機能と教学機能の調和をめざした運営がなされている。

学長は、「学則」に基づき、入退学等に関する規程で、入学、休学、復学、退学、除 籍、再入学について、教授会の意見を聴取したうえで決定している。

学生の入学は、松本短期大学入学者選抜規程(提出-規程集 25)、卒業、各課程の終了に関しては、各学科・専攻課程における卒業要件で定めている。

学位の授与は、松本短期大学学位規程(提出-規程集 26) 13 条及び「学則」42 条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めている。

学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続きを松本看護大学・ 松本短期大学学生懲戒規程(提出-規程集 27)の定めているところによって行ってい る。

<テーマ 基準IV—B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、教授会を教育研究上の審議機関とし、拡大教授会を学科間や部署間、委員会の情報共有を行う機関及び学長の意思決定を表明する機関であると考えると同時に、教職員から教育研究の向上・充実に向けた提案や要望等を聞く場にしたいと考えている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和2年度より引き続き新型コロナウイルスの影響の中、学長を委員長とした危機管理委員会を中心として、学内行事の実施に係る判断や、学生・教職員の感染判明時、濃厚接触判明時の登校基準等の判断を、国の指針や自治体、保健所等の基準を元に作成し、学内の感染拡大防止に努めた。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染が令和2年2月頃から広がりを見せ始め、 学年末試験や卒業式等の遂行に衛生上の観点から細心の注意が求められるようになっ た。学長は、他大学・短期大学の学長からも情報を得ながら、他大学・短期大学では中 止された対面形式の入学式を、小規模校の利点を活かし、衛生面に留意しながら実施 することができた。この措置によりオリエンテーション、受講登録、教科書販売、健康 診断まで済ますことができた。令和3年4月初旬から遠隔授業に移行した後も、課題 学習やレポート提出をスマートフォンやパソコン等を用いて学生が行い、授業の継続 を図ることができた。

本学の3学科は講義以外にも実技系の授業が多く、オンライン等を活用した遠隔授業の実現が難しい面があったため、コロナ禍のもたらすような事態への対応力が遅れていた。

特に ICT (情報通信技術) 分野に備える面での脆弱性が、今回の不測の状況下ではっきりと露呈されたともいえる。この点で、危機管理委員長を兼ねる学長の立場として、大きな反省が求められている。幸い、令和 2 年度前期の中盤から、オンライン授業に向けての全学的な取り組みが始まり、学内施設全体の情報化対応、学生の情報環境の整備、教職員の遠隔授業への準備等が進み、令和 4 年度にはオンライン授業の体制が完全に整った。

学生および教職員の地域活動やボランティア活動にもコロナ禍の下では、厳しい制限が課せられた。学内に地域の人を集める公開講座も例年のようには行えず、「まつたんかわら版」の配布に代えざるを得なかった。何事もやめてしまうのは簡単である。そのなかで粘り強く、衛生面に留意しながらさまざまな催しを実現していくことを学長中心に心掛けてきた。学生にとって、卒業後の職場で異常時に経験する実務上の留意事項を前もって学ぶよい機会になればとの願望も込められている。

[テーマ 基準IV—C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

24: 寄附行為

備付資料

110:監事監查報告書、111:評議員会議事録

[区分 基準IV—C—1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について 適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV—C—1の現状>

監事は、学校法人の業務又は財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、意見を述べている。また、平成30年度からは、教学監査に関しても力を注ぎ、学長及び学科長との面談を実施している。令和元年度からは、学生からも聞き取り調査を行うことにより、監事が直接、学生の生の声を聴く貴重な機会を設けるようにしている。

[区分 基準IV—C—2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ—C—2 の現状>

評議員会は、学校法人松本学園寄附行為(提出-規程集 24)第 17 条に基づき、理事の定数 $(6 \land 8 \land 1)$ の 2 倍を超える数の 13 $\land 8$ 人~17 人で構成され、現員は 15 名となっている(理事の現員は 7 名)。

また、評議員会は私立学校法第 42 条に基づき、学校法人松本学園寄附行為第 19 条に掲げている事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営し

ている。

評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い運営している。

[区分 基準IV—C—3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
 - (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準IV—C—3 の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、松本短期大学ホームページにおいて公表している。

また、財務情報に関しても松本短期大学ホームページにおいて、私立学校法の規定に基づき公開している。

<テーマ 基準IV—C ガバナンスの課題>

監事は、毎年、文部科学省が主催する学校法人監事研修会に参加している。近年の監事機能の強化に対し、中央教育審議会において公表されている監事機能の強化にあたっての基本的考えに沿い、監査の充実を図っていくことが課題となる。

<テーマ 基準IV—C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

理事長は、監事との連携を図り教学監査を行う。

学長は、建学の精神にうたわれている地域貢献の位置づけを明確にし、地域との連携をさらに深めていく。

理事長及び学長は、組織規程及び人事規程等の見直しを指示し、法令に沿い改正すべき事項、また学校法人運営及び短期大学運営に必要となる規程があれば検討し、理事会の議を経て改正及び制定を行う。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長がリーダーシップを発揮し、教学監査を行っていくことで教育の質の向上を 目指す。

学長は教育研究等について、これまで以上に学科長・事務長との意思疎通を図り、審議機関である教授会を通じ、さらにリーダーシップを発揮していく必要がある。

中期経営計画や事業計画書の内容を教授会や職員朝礼で再度周知し、理事会で決定された運営方針、意思決定を全教職員が理解していく。

拡大教授会において、教育研究の向上・充実に向けた提案や要望を求めることで、全 教職員が学生の学習成果の獲得に携っていることを再認識させ、更なる教学運営体制 の充実を目指す。

学校教育法が一部改正され、文部科学省の指示により組織的な権限・責任体制を明確にして経営力の強化に取り組んでいるが、より充実させるために各学科や事務局との連携を強化する。

令和4年度 自己点検・評価報告書

令和5年7月31日



学校法人松本学園 松本短期大学

〒399-0033 長野県松本市笹賀 3118 番地

TEL: 0263-58-4417

https://www.matsutan.jp